

平成26年3月定例会 総務文教常任委員会記録

平成26年3月13日（木）

平成26年3月18日（火）

平成26年3月19日（水）

平成26年3月20日（木）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成26年 3 月13日（木）	5 頁
平成26年 3 月18日（火）	37 頁
平成26年 3 月19日（水）	83 頁
平成26年 3 月20日（木）	145 頁

平成26年 3 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 13 日 (木)	<p>開 会</p> <p>審査日程の決定</p> <p style="text-align: center;">3 月 13 日、3 月 18 日～20 日</p> <p>議案審査（総務部、教育委員会教育部）</p> <p style="text-align: center;">議案乙第 1 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑、採決〕</p>
第 2 日	3 月 18 日 (火)	<p>議案審査（総務部）</p> <p style="text-align: center;">議案乙第 9 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 3 日	3 月 19 日 (水)	<p>議案審査（教育委員会教育部）</p> <p style="text-align: center;">議案乙第 9 号</p> <p style="text-align: center;">議案甲第 3 号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第 4 日	3 月 20 日 (木)	<p>現地視察</p> <p style="text-align: center;">旭小学校なかよし会</p> <p style="text-align: center;">消防団第 5 分団格納庫</p> <p style="text-align: center;">ベストアメニティスタジアムトイレ工事</p> <p>議案審査</p> <p style="text-align: center;">議案乙第 9 号</p> <p style="text-align: center;">議案甲第 3 号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>閉 会</p>

3月定例会付託事件

1 市長提出議案

[平成26年3月13日付託]

議案甲第3号 鳥栖市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例 [可決]

[平成26年3月20日委員会議決]

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第6号) [可決]

[平成26年3月13日委員会議決]

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

[平成26年3月20日委員会議決]

2 報告

平成 26 年 3 月 13 日 (木)

1 出席委員氏名

委員長	国松敏昭	委員	中村直人
副委員長	下田寛	〃	久保山博幸
委員	成富牧男	〃	柴藤泰輔
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野下政信	教育長	天野昌明
総務部次長	野田寿	教育部長	園木一博
〃	詫間聡	教育部次長	尼寺学
〃	辻易孝	教育総務課総務係長	豊増裕規
総務課長補佐	古澤哲也	教育総務課総務係主査	桑形伸
総務課秘書係長	鹿毛晃之	学校教育課長	柴田昌範
総務課文書法制係長	樋本太郎	学校教育課参事	佐々木英利
総務課職員係長	実本和彦	学校教育課長補佐	宮原信
総合政策課長補佐	藤川博一	学校教育課主幹	中山孝史
総合政策課政策推進係主査	田中秀信	生涯学習課長	緒方心一
情報管理課長	江寄充伸	生涯学習課参事	岡本昭徳
情報管理課情報化推進係長	佐藤正己	生涯学習課長補佐	佐藤敦美
情報管理課広報統計係長	熊田吉孝	生涯学習課文化財係長	久山高史
財政課長補佐	小柳秀和	文化芸術振興課長	白水隆弘
契約管財課管財係長	庄山裕一	文化芸術振興課長補佐	久保山卓
契約管財課管財係長待遇	中嶋浩一	文化芸術振興課文化芸術振興係長	古沢修
契約管財課契約検査係長	立石光顕	スポーツ振興課長	石丸健一
		スポーツ振興課長補佐	三橋和之

会計管理者兼出納室長	権 藤 博 文	議 会 事 務 局 長	江 崎 嗣 宜
出納室審査出納係長	武 富 美津子	議 会 事 務 局 次 長	林 吉 治
選挙管理委員会事務局次長	姉 川 勝 之	”	成 富 俊 夫
監査委員事務局長	中 山 泰 宏		

4 議会事務局職員氏名

議 事 係 主 査 江 下 剛

5 審査日程

議案審査（総務部、教育委員会教育部）

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

〔説明、質疑、採決〕

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

国松敏昭委員長

それでは総務部の審査に入りますので、執行部の準備のために暫時休憩をいたします。

午前11時1分休憩

oo

午前11時3分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。

oo

総務部

議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

国松敏昭委員長

これより総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の補正予算は、議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）の1議案でございます。

それでは議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

それでは、議案乙第1号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）、総務部関係分について、順次御説明いたします。

お手元のほうに総務文教常任委員会資料並びに総務文教常任委員会参考資料、お渡しをいたしておるところでございます。

まず、総務文教常任委員会資料、1ページをお願いをいたします。平成25年3月補正予算概要として、1ページ、歳入でございます。

款1. 地方譲与税、項1. 地方揮発油譲与税、目1. 地方揮発油譲与税、節1. 地方揮発油譲与税でございます。こちら100万円の減額の補正をいたしておるところでございます。こちらにつきましてが、決算見込み等による減額補正でございます。

続きまして、款2. 地方譲与税でございます。項2. 自動車重量譲与税、補正額といたしまして、1,000万円の減額をいたしております。こちらにつきましても決算見込み等による減額補正を行っておるところでございます。

続きまして、款2. 国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。こちらの補正額38万7,000円の増額補正でございます。こちらは国有提供施設等交付金の確定に伴うもの補正等でございます。歳入といたしまして、1,138万7,000円でございます。

款11. 地方交付税、項1. 地方交付税、補正額といたしまして693万3,000円、こちらにつきましましては、決算見込みによる補正を行っております。内訳といたしまして、普通交付税8億6,460万1,000円、特別交付税、こちら見込みでございまして、7,141万9,000円の歳入等がでございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

2ページをお願いします。

款14. 使用料及び手数料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料の電柱敷地料等につきましては、決算見込みによるものでございます。

以上です。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

同じく款15. 国庫支出金でございます。項2の国庫補助金、目5. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金、1億7,872万5,000円の補正を行っております。

こちらにつきましましてが地域の元気臨時交付金額の確定に伴うものの補正でございます。昨年の経済対策等に伴う補正等でございます。内容といたしましては、弥生が丘まちづくり推進センターの事業費の補助といたしまして、5,999万9,000円、給食センター建設として1億1,872万5,000円を充当いたすものでございます。

以上でございます。

藤川博一総合政策課長補佐

そしたら、2ページの1番下段でございます。

款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節1. 総務管理費委託金、説明書の一番上の段の権限移譲事務委託金の額の確定により7万9,000円の補正を行っております。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

同じく、節1．総務管理費委託金のうち、次の行でございますが、県広報紙配布委託金9,000円の減額につきましては、委託金の交付額の確定によるものでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次のページ、3ページをお願いいたします。

節4．選挙費委託金は昨年4月21日に執行されました参議院議員通常選挙の県委託金の額の確定に伴うものでございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

次の節5．統計調査費委託金9万円の減額につきましては、工業統計調査等、国の基幹統計調査及び統計調査員確保対策事業に関する委託金の交付額の確定によるものでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

続きまして款17でございます。財産収入です。項1．財産運用収入、目2．利子及び配当金でございます。30万8,000円の補正をお願いするものでございます。

内訳といたしまして、財政調整基金利子の決算見込みによる減額補正として、48万8,000円、減債基金利子の決算見込みによる減額補正、減額42万7,000円、退職手当基金利子の決算見込みによる補正66万1,000円の増額、公共施設整備基金利子の決算見込みによる減額補正といたしまして6万4,000円の減額、土地開発基金利子の決算見込みによる補正62万6,000円の増額を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

4ページ上段です。

目1．総務費寄附金は、ふるさと寄附金でございます。平成25年度は現在7人の121万円の寄附があつていただいております。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

続きまして、款19．繰入金でございます。項1．基金繰入金、目1．財政調整基金繰入金でございます。1億6,000万円の減額を行っております。繰入金の減額補正として繰り戻しを行うものでございます。

目2の減債基金繰入金、同じく、こちらにつきましても、1億1,630万6,000円の減額等行

っております。繰入金の減額補正、繰り戻し等を行っておるものでございます。

目 3. 公共施設整備基金繰入金でございます。900万円の減額でございます。こちらにつきましても、繰入金の減額補正、繰り戻し等を行うものでございます。

続きまして、款21の諸収入、項 5. 収益事業収入として、目 1 の競馬事業収入でございます。こちら1,000円の減額等行っております。競馬事業収入等の確定、減額補正等を行っておるところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

5 ページをお願いいたします。

目 4. 雑入、節 3. 消防雑入は、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受け入れ額を、見込みで計上いたしております。

節 4. 雑入のうち、総務課関係分の主なものといたしましては、全国市町村職員研修助成金は、県市町村振興協会からの研修助成金の額の確定に伴うもの、そして、五つ下がっていただいて、退職手当企業会計負担金は、今年度退職者のうち、水道企業に在籍した職員の在職期間中分の退職手当の負担金を受け入れたものでございます。

江寄充伸情報管理課長

同じく節 4. 雑入のうち、真ん中ほどですが 6 行目、7 行目のホームページ及び市報の広告収入につきましては、それぞれ決算見込みによる増額をお願いしているところでございます。

また一番下の光熱水費推移費雑入の33万4,000円の補正のうち、情報センターの光熱水費雑入につきまして、決算見込みにより21万5,000の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

競馬場事業雑入の確定による補正として100万円をお願いをいたしておるところでございます。

その下の市町村振興宝くじ、同じくその下、市町村振興宝くじ、サマージャンボ及びオータムジャンボの収益金の交付金の確定に伴う補正を行っておるものでございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

同じく下から 2 番目になりますけども、建物総合損害共済災害共済金につきましては、損傷した設備の修繕料 2 件分と公用車買い替えに伴う任意保険解約払い戻し金の増額補正をお願いしております。

一番下になりますが、光熱水費雑入といたしまして、契約管財課関係分といたしまして、電気料金値上げに伴い11万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

6ページお願いいたします。

款22. 市債でございます。この市債につきましては、財政課のほうで一括して御説明を申し上げるところでございます。

目1の土木債でございます。節1 道路橋梁債、1,240万円の減額を行っております。道路改良事業の決算見込み等による減額補正でございます。

こちらにつきましては、予算の説明書の中の96ページに橋梁維持費といたしまして、1,080万円の増額、また、道路整備交付金事業として2,320万円、補助に対する充当でございます。

目2. 消防債でございます。節1. 消防債400万円の減額を行っております。防災基盤整備事業の決算見込みによる補正額として190万円、緊急防災減災事業の決算見込みに対する減額補正として、590万円でございます。

目3の教育債でございます。節1. 小学校債、6,620万円の減額でございます。こちらが予算書の中の104ページに計上いたしております、学校給食センター建設事業の減額補正にかかわる分でございます。

また、節2. 保健体育債1,320万円で減額をお願いするものです。スタジアム改修事業の額の確定による減額補正、こちらにつきましては予算書110ページ、計上いたしております。

目6. 農林水産業債、節1. 農業債、1,000万円の増額でございます。

こちらにつきましては91ページでございます県営水利施設整備事業を追加事業の補正等を行うものでございます。

市債につきましては、別紙参考資料の2ページの中に、平成25年度予算計上起債一覧表といたしまして、一番上の総務債から一番下、農業債まで一覧表として挙げております。12月補正後並びに今回の3月補正後というところで計上をさせて、合わせて報告をさせていただきたくします。

以上が歳入でございます。

江崎嗣宜議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。委員会資料7ページをお願いいたします。

目1. 議会費でございますが、それぞれ決算見込みによる補正額でございます。

主なものといたしまして、節9. 旅費でございますが、これは各委員会、常任委員会、議会運営委員会の行政視察や、議長会関係及び職員随行の旅費及び本会議、委員会等の出席費

用弁償の不用額でございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

8 ページをお願いいたします。款 2. 総務費、目 1. 一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節 1. 報酬は嘱託員報酬などの決算見込みの、見込みによる減額補正でございます。

節 3. 職員手当、節 4. 共済費は特別職及び職員の人件費の決算見込みによるものでございます。

節 8. 報償費から節 25. 積立金まで、各節ともにそれぞれ決算見込みによる補正でございます。

次のページをお願いいたします。

目 2. 秘書費につきましても、各節ともそれぞれ決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

続きまして、目 3. 広報費でございます。

節 9. 旅費から節 14. 使用料及び賃借料につきましては、各費目とも決算見込みによる減額でございます。

続きまして、目 4. 情報管理費の主なものについて申し上げます。

節 13. 委託料の減額につきましては、情報システム管理運営業務等委託料の決算見込みによるものでございます。

節 14. 使用料及び賃借料の減額につきましては、パソコン賃貸借業務等の入札残によるものでございます。

節 15. 工事費、工事請負費の減額につきましては、情報センター屋根防水改修工事の入札残によるものでございます。

節 19. 負担金補助及び交付金の補正につきましては、県公共ネットワーク負担金の確定に伴うものでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

目 5. 財政管理費でございます。節 14. 使用料及び賃借料、節 19. 負担金補助及び交付金、こちらが予算編成等にかかる財政管理費について、決算見込みによる減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

権藤博文会計管理者兼出納室長

同じく目6. 会計管理費の減額につきましては、出納事務にかかる事務費等の決算見込み等による減額補正でございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

目7. 続きましてその下になりますが、目7. 財産管理費の節7から節13につきましては、いずれも決算見込みによるものでございます。

11ページをお願いいたします。

目7. 財産管理費の節14から節19につきましては決算見込みによるものや、額の確定による補正でございます。

その下になりますが、目8. 契約検査費、節9. 旅費につきましては、決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

藤川博一総合政策課長補佐

続きまして、目9. 企画費の主なものといたしましては、委託料の19万9,000円の減額、これは地域交流推進事業委託料の決算見込みによる減額補正でございます。

その下、節19. 負担金補助及び交付金の12万円の減額につきましては、グランドクロス広域連携協議会負担金及び筑後川水源保全推進協議会設立準備会負担金の減額によるものでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

同じく目12. 財政調整基金でございます。節25. 積立金でございます。こちら5,778万5,000円でございますけれども、預金利子と歳入のほうで説明いたしました預金利子並びに決算見込み等の補正ということで上げております。

まず財政調整基金5,821万8,000円でございますけれども、教育部の関係なりますけれども、先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金というのを県のほうで受け入れを行っております。

その分を平成25年度におきまして、財政調整基金等に繰り入れまして、平成26年度で取り崩すというための県からの補助金等を財政調整基金等に積み立てるものでございます。

また、ふるさと寄附金に伴います111万円、任意積み立てとして999万円、歳入のところで申しあげました利子の48万8,000円の減額等でトータル5,778万5,000円の補正となっております。

続きまして目13の公共施設整備基金積立金でございます。4億9,993万6,000円、こちらにつきましても利子、預金利子等の積み立ての決算見込みということで補正でございます。任意積立金といたしまして5億円の積み立てを今回行っております。利息利子の分の減額6万4,000円の減額、合わせまして4億9,993万6,000円となったところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

12ページお願いいたします。選挙費でございます。

目1. 選挙管理委員会費は、事務局職員2人分の人件費でございます。

また、目2. 選挙啓発費は、ポスターコンクール経費など、それぞれ決算見込みによるものでございます。

目3. 参議院議員選挙費は昨年7月21日執行いたしました参議院議員通常選挙の経費で、各節それぞれ額の確定に伴うものでございます。

次のページの目4. 市議会議員選挙費は、昨年11月17日に執行いたしました市議会議員選挙の経費で、各節それぞれ額の確定に伴うものでございます。各節で減額額が多いのは予算上の立候補者数の見込みを36人としていたためでございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

次のページ、14ページをお願いいたします。

項5. 統計調査費でございます。目2. 基幹統計費につきましては、工業統計調査等国の基幹統計調査に関する委託費の確定に伴うものでございます。

以上でございます。

中山泰宏監査委員事務局長

続きまして、同じく14ページの下段をお願いいたします。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費でございます。

節1. 報酬費は、議会選出監査委員の交代による減額補正と、節9. 旅費と19. 負担金補助及び負担金につきましては、交付金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

野田 寿総務部次長兼総務課長

15ページお願いいたします。

次に、款9. 消防費でございます。

主なものといたしましては、目1. 総務管理費の節19. 負担金補助及び交付金は、鳥栖・

三養基地区消防事務組合負担金でございまして、今回、組合負担金についてその算定の基礎となっておりまして平成25年度普通交付税基準財政需要額の算定数値が改定されましたので、構成市町それぞれ負担金の減額補正を行うものでございます。

目2. 非常備消防費の節8. 報償費は、消防団員の退団が少なかったことによりまして、退職報償金の減額でございまして。

次のページの、目4. 防災費のうち、節11. 需用費17万5,000円の補正は、コミュニティ無線機器の一部が故障したため、修繕を行うものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金の補正は、10月に結成されました青葉台自治会の自主防災組織が防災用品を購入されますので、その費用の一部を補助するものでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

款12. 公債費でございまして。目1. 元金、節23. 償還金利子及び割引料でございまして。地方債元金の償還金の額の確定に伴います補正を行っております。

また、目2. 利子、節23. 償還金利子及び割引料でございまして。1,963万2,000円の減額、こちらにつきましても、地方債利子の額の確定並びに一時借入金利子等の決算見込みによる減額補正等行っておるところでございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

17ページをお願いいたします。

款13. 諸支出金、目1. 土地開発基金費、節28. 繰出金につきましては、額の確定により補正をお願いするものでございます。

以上で平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）総務部関係の説明を終わらせていただきます。

国松敏昭委員長

はい、執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山日出男委員

歳出のほうでございまして。13ページでございまして。

市議会議員選挙、需用費の655万9,000円の減額、予算書では1,638万1,000円となっておりますが、非常に何か、幅がありますが、何かの購入予定があつて廃止になったのか。

国松敏昭委員長

久保山委員、質問いいですか。

いいですか。

答弁。

野田 寿総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

はい、かなり、655万9,000円、幅があります。詳細な内容について、申し上げますと、大きなものとしては燃料費が149万7,000円の減額です。それと印刷製本費505万9,000円の減額です。

その燃料費が減額となっておりますのは、選挙運動用の自動車燃料費公費負担分がございまして、36人分の当初の見込みということで上げておりましたけれども、申請が実際に上がったのは24人分と。

それともう一つが印刷製本費のほうが選挙運動用のポスター作成公費負担分、こちらも公費負担分です。

こちらも予算上では36人分上げておりましたけれども、申請があったのは25人ということで、減額となっている理由でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

よろしいですか。

久保山日出男委員

それじゃ、ちなみにその36人に何枚を見て、実質何枚になったのか、印刷。ポスター請求でしょう。

国松敏昭委員長

今、いいですか今の質問は。誰、答弁は。誰。

姉川勝之選挙管理委員会事務局次長

選挙運動用ポスターの公費負担分につきましては36人分で、1人当たりポスターの掲示場が159カ所ございますので、159枚、1人当たり159枚を36人分で見込んでおりました。

実際のところ、申請がありましたのは25人分ということで、その25人の159枚ということで、ポスターの枚数といたしましては3,975枚分の公費負担分を支払いさせてもらっております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい。いいですか今の答弁で。

ほかございますか。

成富牧男委員

今の説明資料のですね、14ページ、款2、項6の監査委員費の分です、旅費、よそと比べると小さな額だと思いますが4万6,000円。補正前の29万4,000円ちゅうのは当初の予算ですよ。

3月なって、それなりのまとまった金額が減額されておりますけど、これ何か、もう少し詳しく説明していただければと思いますが。

中山泰宏監査委員事務局長

これは旅費によります減額でございまして、議会選出議員の太田委員が用がございまして、その分が欠席された分で減額しておる分でございます。研修旅費でございます。

国松敏昭委員長

研修に行っていないちゅうことやろ。

よろしいですか、今ので。

成富牧男委員

必要な研修に、行かれなかったということ。それは研修はいつあるようになってたんですか。

中山泰宏監査委員事務局長

8月にあります。「8月」と呼ぶ者あり）はい、全国大会でございまして。

成富牧男委員

8月ちゅうことであれば逆に言うと、12月でも減額できたんですよ。もう終わったやつでしょう。別に流用するような話じゃないんでしょう。決まってる、毎年決まってる研修ちゅうことですかね。

中山泰宏監査委員事務局長

毎年、4月、8月と10月、3回ほどありまして、ちょうど行くようになっておりましたけども、急遽、行かれないということになりましたので減額しております。

国松敏昭委員長

今の質問は、12月処理できたのが何で3月かという、こういう趣旨でしょう。

成富牧男委員

そうですよ。事務的なことですから。

国松敏昭委員長

だからおくれた理由ですたい。

中山泰宏監査委員事務局長

おくれた理由と言いますか、12月でも落としてもよかったんですけども、そのまんましておりました。

野下政信総務部長

旅費の4万6,000円の減額でございますが、今局長が申しますように、本来12月ですべきだったかもしれませんが、少額ということで、決算見込みということで、決算に合わせて減額をお願いするというので、今回お願いしておるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

はい。いいですか。

成富牧男委員

はい、わかりました。

中村直人委員

それではまず、資料の1ページに入りますが、地方交付税が先ほど決算見込みによる補正が言われましたが、もう一回普通交付税と特別交付税のそれぞれの金額をお願いをしたいというのと、平成25年度当初では、11億4,000万円見込みをしていたものだと思いますが、補正後として11億1,460万1,000円、確定的にはなるとは思いますけれども、2,600万円程度ちょっと、見込みより少ないということですね。その原因というものと、普通交付税の額、特別交付税の額、それに、見込みよりも2,600万円ぐらい低いと、いうその根拠。これお願いしたいと思います。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

中村委員の質問にお答えいたします。

地方交付税の関係、まず、普通交付税の額でございます。8億6,460万1,000円。特別交付税、現時点におきまして、最終確定まで行っておりませんが、歳入ベースで7,141万9,000円でございます。

現在特別交付税の額というのが3月末等に確定をいたすものと見込んでおるところでございます。

そこで、予算書の中での減額の関係等でございますけれども、各単位費用の関係の変更等に伴います、がまず原因の一つでございます。

歳入の関係、市税関係の歳入が大きな基準財政収入額の関係になってまいりますけれども、今回の単位費用の変更といたしまして、まず、社会福祉費の増加がございます。

また、臨時財政対策債等の振替相当額の減額、地域元気づくり推進費、こちらが廃止等になっております。

またそれにかわりまして、地域の元気創造事業の新設等ございまして、その中の変更等に伴う単位費用等の変更等に伴うものが今回、歳入見込み等が上がってきたところござい

ます。

あと、生活保護費の減額等のことでの影響等もありまして、単位費用関係、補正関係等の額がトータル的に変わったところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

そうしますとですね、額的にわかりましたけれども、特別交付税の陳情、これの中身がわからないので、今回どのくらいの特別交付税の要求を、大体年度末、年末に行って、この3月、今国会がちょうどあっているけれども、確定をもう間もなくすると思うんですよね、特別交付税の最終確定が。

で、うちのほうとして、特別交付税の要求はどのくらいされていたのか。その点をお願いしたいと思います。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

特別交付税の関係でございます。

平成25年度の予算ベースの中では2億5,000万円ということで予算を計上いたしております。

この中で、特別交付税の要望につきましてでございますけど、毎年5億等の要望等いただき、出しております。それぞれの算定の中で具体的な積算根拠につきましては、国県等が、算出方法についてお示しをなされないという形でございます。

そういった中で要望等を行ってくる中で、現時点において、2億5,000万円の予算に対して、結果等がわかりますのが、この委員会終了ぎりぎりに、確定がしてないのが現状でございます。

以上でございます。

中村直人委員

そうしますと最終的に特別交付金を合わせれば、予算、平成25年度予算計上して当初見込みしてた11億4,000万円にはなると、こう最終決算的には判断していいですか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

特別交付税の歳入の関係でございますけれども、今年度国からの指導等ありまして、特別交付税関係、減額等の趣旨等ございます。

しかしながら、平成24、過去平成23年度と4億円近い額等の歳入等が見込まれた経緯でございます。

現時点で確定額というのが見込み等がございませんけれども、昨年来等の歳入と4億円弱等の見込みということであれば、予算規模に関しまして、歳入等ができるものと思っておる

ところでございます。

以上です。

中村直人委員

はい、ありがとうございました。

それでは次に、総務費国庫補助金の、この地域の元気臨時交付金確定による補正ということで1億7,842万5,000円が補正をされておりますが、これはさきの経済対策ということですが、平成25年度補正をされておりますが、もう一回内訳をですね。多分好循環型の補正でされたものですか、それとも別枠で、全然別枠の補正なのか、ちょっとそこら辺を。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

款19の国庫支出金の関係でございます。

総務管理費国庫支出金、地域元気臨時交付金の額の確定ということで補正1億7,872万5,000円でございます。

内訳といたしまして、弥生が丘のまちづくりの関係、給食センターに充当いたしております。これの国の補正予算、平成24年度の補正でございます。

緊急経済対策ということでございますので、平成25年1月での額等の補正で伴いまして繰り越しを行い、平成25年度予算に計上いたしまして、この3月議会での確定を行ったところでの歳入を上げておるところでございます。

現時点での経済対策は別のもので、1年前の緊急経済対策による、国からの交付金でございます。

以上でございます。

中村直人委員

1年前のこの補正額が今確定をしたということですか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

はい、平成24年度の国の予算等の緊急経済対策を繰り越しをいたしまして、額の確定が、平成25年度で確定をいたしたというところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

ちょっと1年遅れの分を今ごろやるというのも、ちょっと腑に落ちない感じがしますけどね。

これだけ地方は冷え切っているのに、1年かかってやっと確定して、今入れなくちゃいけないというふうな状況はね、やはりちょっとおかしいんじゃないかと、こういう気がするんですけども、それ仕方ないことにしておきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによる調整が主なものでございますけれども、先ほどの一般質問等でもございましたように、小・中学校の特別支援教育の空調設備につきまして、ことしの夏場への対応等早急に整備を行うため、小学校費で3,200万円、中学校費で1,890万円をお願いをいたしております。

以下、詳細につきましては、各担当課長より説明をさせますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

白水隆弘文化芸術振興課長

それでは平成25年度3月補正予算につきまして、歳入より御説明を申し上げます。

まず1ページ、資料に沿いまして御説明申し上げます。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節1. 社会教育使用料の補正額のうち、主なものにつきましては、市民文化会館使用料及び定住交流センター使用料の決算見込みによる補正額でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

同じところのすぐ下をお願いいたします。

節2. 保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めといたします体育施設の決算見込みに伴います補正でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

2ページをお願いします。

款の15、国庫支出金、項2. 国庫補助金、目の2、小学校国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金につきましては、学校給食センター建設に伴います工事の進捗に応じた継続費の年度間調整に伴う減額補正によるものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

同じところでございますけれども、項2. 国庫支出金、目4. 教育費国庫補助金、節2. 小学校費国庫補助金及び節3. 中学校費国庫補助金の主なものは、特別支援教育就学奨励費補助金の決定見込みに伴う減額補正となっております。

緒方心一生涯学習課長

県補助金、節4. 社会教育費国庫補助金につきましては、埋蔵文化財発掘調査の補助金でございますが、市内遺跡発掘調査事業の拡大に伴います補正でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目7. 教育費県補助金、節2. 小学校費県補助金及び節3. 中学校費県補助金については、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金の決定見込み減額補正と先進的ICT利活用教育推進事業臨時補助金として1学級当たり20万円いただくものです。

詳しくは歳出で御説明いたします。

緒方心一生涯学習課長

節4. 社会教育費県補助金の埋蔵文化財発掘調査補助金は、市内遺跡発掘調査事業の拡大に伴う補正でございます。

次に、放課後子供プラン推進事業費補助金並びに放課後児童クラブ整備費補助金につきましては、それぞれ事業費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

すぐ下でございます。

節5. 保健体育費県補助金につきましては、スタジアム改修事業の入札等によります事業費の減に伴います減額補正でございます。

柴田昌範学校教育課長

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 教育費寄附金、節1. 教育総務寄附金は交通遺児寄附金及び久光製菓が主催されました市民講座からいただきましたものを計上したものです。詳細は歳出のところで御説明いたします。

款19. 繰越金、項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計、節1. 国民健康保険特別会計繰入金はフッ化物洗口のフッ化物費を決算見込みによる補正となっております。

以上です。

緒方心一生涯学習課長

4ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う調査費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上です。

白水隆弘文化芸術振興課長

はい、その下、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入の中ほどでございますけども、文化施設雑入につきましては、文化会館、定住交流センター、図書館等に設置しております有料で利用できます機器の収入でございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その二つ下スタジアムネーミングライセンス料につきましては、ベストアメニティ株式会社と契約いたしました平成26年1月から12月までの年額3,150万円のうち、1月から3月までの3カ月分の補正でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

款の22、市債、項1. 市債、目3. 教育債の減額につきましては、学校給食センター建設に伴う工事の進捗に応じた継続費の年度間調整に伴う減額を行うものでございます。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

すぐ下でございます。

節2. 保健体育債につきましては、スタジアム改修事業の事業費減に伴います減額補正でございます。

歳入については以上でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

歳出を御説明いたします。5ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目の2、総務事務局費のうち、節の2給料から節の4共済費につきましては、教育総務課職員1名が育休の取得を延長したことに伴い、不用額の人件費を減額するものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

続いて6ページ、目3. 学校教育事務局費、節2. 給料からは、決算見込みによる減額でございます。

節5. 災害補償費につきましては、公務災害に係る補正です。これは鳥栖小学校の生活補助員さんが、特別支援学級に在籍する小学校3年生女子がパニックを起こした際、ほかの子供に危害を与えようとするのをとめに入った際に転倒し、胸を強打し、軟骨を骨折したものによる補正となっております。

節20. 扶助費は、遺児見舞品に係る補正です。主要事項説明書に、1ページでございますように、1人当たり3万円の図書カードを20名に支給するものです。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

7ページをお願いいたします。

項の2、小学校費、目1. 学校施設管理費の主なものにつきましては、節の15、工事請負費で小学校の全ての特別支援学級に空調設備を整備するための工事費をお願いするものです。参考資料の2ページをお願いいたします。

設置の目的といたしましては、特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、特に環境適応障害が多く見られておりまして、身体的精神的負担の軽減を図るなど、特別な配慮が必要と考えております。昨今の夏季の高温化に対応するために、早急な整備が必要であるということから設置するものでございます。

事業の内容といたしましては、小学校の特別支援教室21教室に今年の5月1日現在では26教室のうち5教室に設置をいたしております。あと残りの21教室について設置を行う予定を立てておるところでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目2. 学校事務管理費、節7. 賃金から節19. 負担金補助及び交付金並びに目3. 教育振興費、節18. 備品購入費、節20. 扶助費については決算見込みによる減額補正です。

特に目2. 学校事務管理費の節13. 委託料が大きく減額になっておりますが、教職員のほとんどが教職員互助会の制度で病院での人間ドックを利用し、学校へ来る検診車等の利用が低かったためによる減額となっております。

目3. 教育振興費、節20. 扶助費の主なものでは、準要保護家庭への修学旅行費等の決定や、特別支援教育就学奨励費の決算見込みによる減額補正となっております。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

項の3、中学校費、目の1、学校施設管理費のうち、節の15、工事請負費につきましては、中学校のすべての特別支援学級に空調設備を設置するための工事費をお願いするものです。

先ほどの参考資料の2ページに記載しておりますが、中学校の特別支援教室、9教室に設置をいたすものでございます。平成25年5月1日現在では8教室のうち設置がございません。

そのほか中学校3年生クラスの平成26年度に増加する分の3教室をあわせて今回設置をお願いするものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

9ページをお開きください。

目2. 学校事務管理費、節7. 賃金から節19. 負担金補助及び交付金までは決算見込みによる減額補正です。

小学校費と同じく、節13. 委託料の減額が多くなっていますが、これも教職員互助会での人間ドックを教職員の多くが利用したためというふうになっております。

目3. 教育振興費、節20. 扶助費については、これも小学校と同じく準要保護家庭への修学旅行費等の決定や、特別支援教育就学奨励費の決算見込みによる減額補正というふうになっております。

以上です。

緒方心一生涯学習課長

次のページ、10ページをお願いいたします。

項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費でございます。

節の1、報酬から、次のページをお願いいたします、節19. 負担金補助及び交付金までにつきましては、決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

目2. 文化財保護費につきましても、節1. 報酬から節17. 公有財産購入費につきましては、決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

白水隆弘文化芸術振興課長

その下、3、図書館費でございますけれども、主なものにつきましては、2、給料から4、共済費につきましては、育児休暇中の職員の育児休暇が延長になったための減額の補正となっております。

以上でございます。

緒方心一生涯学習課長

目4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、特定財源の国県支出金と一般財源の組みかえを行っているものでございます。

目の5、埋蔵文化財調査受託費につきましては、決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

白水隆弘文化芸術振興課長

その下、節6. 文化振興費、2の主なものにつきましては、節2. 給料から節4. 共済費につきましては、職員2名の育児休暇の延長によります減額補正となっております。

その下、需用費の増額につきましては、光熱水費の不足による補正でございます。

次のページをお願いいたします。

7、定住交流センター費の11、需用費の減額につきましては、主に光熱水費の減額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

緒方心一生涯学習課長

目 8. 勤労青少年ホーム費につきましては、節 8. 報償費、節11. 需用費、節14. 使用料及び賃借料につきまして、それぞれ決算見込みによる減額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

次の15ページをお願いいたします。

項 5. 保健体育費を御説明いたします。予算書は110ページになります。

目 1. 保健体育費、保健体育総務費の節 1. 報酬から節14. 使用料及び賃借料につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

節25. 積立金につきましては、平成26年度のスポーツ振興奨励金に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

目 2. 体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

次の16ページをお願いいたします。

目 3. 体育施設費につきましては、決算見込みに伴います減額補正でございます。

そのうち、節13. 委託料につきましては、スタジアムの改修工事に伴います設計監理委託料の入札残額分の減額補正でございます。

節15. 工事請負費につきましては、ベストアメニティ株式会社のスタジアムネーミングライツが継続されたため、基本的にスタジアム看板取りかえ等工事の必要がなくなったことや、工事の入札残額等を含む決算見込みに伴います減額補正でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

17ページをお願いいたします。

繰越明許費につきましては、小・中学校の空調設備の整備事業でございますが、平成26年度に事業を実施することとしておりまして、繰り越しをすることとしたものでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

今ちょっと説明今されたけど、配付資料はないですか。(発言する者あり) 正副だけ、すみません、先。(発言する者あり)

ちょっとそんならきちっとそれは手を挙げて、説明してくれんね。誰がどがんなつとかな。

それコピーすぐ出るっちゃろ。予算書です。(発言する者あり) ちょっとそんなら、き

ちっとその辺は状況ば説明をして、説明入ってください。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

予算の6ページをお願いいたします。

第2. 表繰越明許費補正ということの一覧表があると思いますが、その下の、下から二つですね。

教育費の項2の小学校費とその下、項3. 中学校費につきましては、小学校の空調設備設置工事に、小・中学校の空調の設備設置事業でございます。

この分については平成26年度に工事を実施するということにしておりますので、繰り越しをするものでございます。

園木一博教育部長

申しわけございません。

お手元に配付させていただいております予算説明資料につきまして、繰越明許費の説明書のページが漏れております。申しわけございません。

その分、後ほど恐れ入りますが資料等の差しかえ等をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

国松敏昭委員長

終わり。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

済みません、一部手元に、皆さん手元届いてなかった資料もございまして、今予算関係議案のほうで説明いただきました。

執行部の説明終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

委員会資料の歳入、1ページですね。使用料のところ、まず社会教育使用料の市民文化会館使用料ですね。補正、これ増の分ですね、231万4,000円。それとあと保健体育使用料のスタジアム、上から二つ。スタジアム使用料の補正が1,514万円。

それから、次の広告物特別使用料の決算見込み、これが500万円出ておりますけども、それぞれですね、個別の補正前、補正後の額について説明してください。

国松敏昭委員長

質問の趣旨わかりますか、担当部署。誰。

石丸健一スポーツ振興課長

まず、保健体育使用料のスタジアムの分から御説明を申し上げます。

スタジアム使用料補正1,514万円につきましては、現計予算が4,380万8,000円でございます。

して、収入見込み額を勘案いたしまして、5,030、失礼しました、5,000……。

失礼いたしました。現計予算4,380万8,000円で、現在、収入済み額が5,000万、36万8,000円でございます。

今後の収入見込み額を850万8,000円というふうに見まして、補正額を1,514万円といたしております。

次に、スタジアム広告等特別使用料につきましては、現計予算が2,000万円でございます。

既に収入済み額が2,301万4,000円でございますので、合わせまして、2,500万円を決算見込み額といたしまして、500万円の補正をさせていただいております。

白水隆弘文化芸術振興課長

続きまして、文化施設等使用料につきまして、御説明を申し上げます。

まず、当初の文化施設等使用料の見込み額といたしまして、市民文化会館使用料及び定住交流センター使用料ともに当初は2,000万円ずつを予定をして計上させていただいております。

またその他に、都市広場使用料といたしまして、10万円を計上させていただいております。

今回補正後の額といたしまして、合わせまして4,470万6,000円といたしまして、計上させていただいているところでございます。

またそれぞれの額につきましては、お手元の資料に載っておりますように、市民会館使用料231万4,000円、定住交流センター使用料、265万1,000円のそれぞれの補正額とさせていただいているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

成富牧男委員

はい、ありがとうございました。

何で尋ねたかというのですね、例えば、スタジアム使用料については、当初が4,000、4,003万5,000円かな。いや、4,003万5,000円。当初、3万5,000円のようになっていると思いますが、それと、スタジアム広告物特別使用料は、2,000万円ですよね、これですね。

で言わんとすることは、何で尋ねたかという、収入の見込みが、もっと、早く立てたんじゃないかと。例えば12月議会に、今3月補正で上がってますけど、その歳入の見込みはできなかつたのかっていう質問ですけど、いかがでしょうか。

国松敏昭委員長

答弁は。

白水隆弘文化芸術振興課長

はい、現在合わせまして400万円ほどの補正をお願いしておるところでございますけれども、それぞれ12月なり9月なりでは、見込みの範疇を大きく超えるということはなかったものと推測しております。

今回3月までの補正をお願いするに当たり、それぞれ200万円ほどの増額が見込めるということでお願いをしているところでございます。

御指摘のとおり、12月なり9月なりで推測できるものにつきましては、今後そのように努力してまいりたいと考えておりますが、算定の範囲内ということでお願いしたいと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

大体趣旨はわかっただけだと思いますが、見込める、いわゆる歳入に上げるやつはなるべく早く上げて、そして不必要な支出はなるべく早目に落とすということで限られた予算を有効に使うという立場で質問をさせていただきました。

その関係でいうと、これはもう質問しませんけども、4ページのですね、諸収入の雑入、文化施設雑入の決算見込みで206万6,000円上がっておりますが、これ当初で上がってないんですよね。当初で上がってないんです。

だから、大体その、ことしが特に200万円ぽんと出たわけじゃないと思いますので、見込めるやつはコンスタントに、平均的に見込めるやつは当初予算になるべく上げてほしいということを要望しておきます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山日出男委員

委員会資料の中の8ページ、小学校学校事務管理費の中の委託料、診察を自分独自で、自分で支払って受けてあるということですか、これは。

柴田昌範学校教育課長

教職員互助会というところが、ある程度の補助金が出て各自病院で受診するという内容のものを多くの職員が利用していますということでもあります。

久保山日出男委員

それじゃですよ、お互い見させてもらおうと中学校も小学校も学校事務の関係のところが上がっておりますね、これ。中学校の場合はマイナスの153万円、小学校が247万1,000円と。

それぞれ、大体何名分を見込んでおるんですか。このマイナスあったの何名分に当たりま

すか。小学校、中学別々分けて。

国松敏昭委員長

誰かわかりますか。中身の、人数の質問。答弁は。

久保山日出男委員

積算で上げとるの、大体でいいですよ。

国松敏昭委員長

後ほどですか。いいですか今。はい、誰かな。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

今教職員健康検診ですね、委託料といたしましては、小学校の場合が当初に、その年、平成25年度の教職員の数が255名と推定しておりまして、その予算を計上させていただく場合につきましては、2割ほど減をしたところでこの金額を計上させていただいておりました。

中学校につきましては、すいません。中学校につきましても同じく、平成25年度の教職員の数を139名と推定しておりまして、その8割の数字で、検診の費用を掛けたところの金額を計上させていただいたところでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

補足で説明させていただきますと、この人間ドックという教職員の制度が、以前は申し込んだ対象者に対してある程度限定して、教職員互助会が絞り込んだ数字で対象者はあなたですよっていうふうなことだったんですけれども、昨年度あたりから、申し込んだ者が全て対象者になるということで、この市の補助ではなく、教職員互助会制度の利用による教職員の人間ドックを受けるようになったために、こちらを利用する人数が大幅に減ったということで、ある程度余ったということになっております。

久保山日出男委員

じゃあ2割減で見込んで、相対的には全員健康診断受けてありますか。

柴田昌範学校教育課長

教職員全部が検診については受診しております。

久保山日出男委員

はい、やはりあの、一応学校でございますから、いろんな面でやっぱり病気が拡大にですね、インフルエンザは軽いものかもしれませんが、やはり拡大をするために、きちっと受けさせていただくように、さらにお願しておきます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

はい、そしたら質疑を終わります。



国松敏昭委員長

以上で、教育委員会教育部関係議案の質疑を終了いたしました。

そしたら、時間の、補正予算の採決行いたいと思いますので、これ休憩、10分ほどして、50分から再開したいと思います。2時50分ね。

じゃあ暫時休憩をします。

午後 1 時40分休憩



午後 1 時48分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。



採 決

議案乙第 1 号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）

国松敏昭委員長

これより補正予算の採決を行います。

議案乙第 1 号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第 6 号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

平成 26 年 3 月 18 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	国松敏昭	委員	中村直人
副委員長	下田寛	〃	久保山博幸
委員	成富牧男	〃	柴藤泰輔
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野下政信	総合政策課長補佐	藤川博一
総務部次長	野田寿	総合政策課政策推進係主査	田中秀信
〃	詫間聡	情報管理課長	江寄充伸
〃	辻易孝	情報管理課情報化推進係長	佐藤正己
総務課長補佐	古澤哲也	情報管理課広報統計係長	熊田吉孝
総務課秘書係長	鹿毛晃之	財政課長補佐	小柳秀和
総務課文書法制係長	樋本太郎	契約管財課管財係長	庄山裕一
総務課職員係長	実本和彦	契約管財課管財係長待遇	中嶋浩一
		契約管財課契約検査係長	立石光顕
会計管理者兼出納室長	権藤博文	議会事務局長	江崎嗣宜
出納室審査出納係長	武富美津子	議会事務局次長	林吉治
選挙管理委員会事務局次長	姉川勝之	〃	成富俊夫
監査委員事務局長	中山泰宏		

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 江下 剛

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

2 人

7 その他

なし

同じく自動車重量譲与税でございます。こちらにつきましてが1億7,000万円予算を計上いたしております。こちらにつきましてが、同じく平成25年度の決算見込み額、また、国の地方財政対策等によります算定を行ってきたところでございます。

続きまして款3. 利子割交付金でございます。1,300万円、予算を計上いたしております。昨年と同額1,300万円の計上でございます。国が示しました地方財政対策につきましては、2.8%の増加を見込んでおりますけれども、同額の予算計上といたしておるところでございます。

2ページに入りまして、款4. 配当割交付金でございます。こちら1,000万円の配当割交付金として計上いたしております。こちら平成25年度600万円の当初予算の計上でございますけれども、1,000万円の計上でございます。地方財政対策、企業収益等の回復等に伴いまして、地財対策におきましては、74.8%の国の見込み額に伴うもので、1,000万円の予算を計上いたしたところでございます。

続きまして、款5. 株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらにつきましては、昨年同額、300万円の所得割交付金等を計上いたしております。

続きまして、款6. 地方消費税交付金でございます。こちらが昨年、7億円の交付金等の計上ございましたけれども、昨年から1億円増加いたしまして、8億円を予算計上となっております。

地方税法の改正に伴います5%から8%に伴います交付金等の増加、地方財政対策におきましては、12.7%の国の見込みを立てておるところでございます。また、県におかれましては16.9%の増加等を見込んでおるところでございます。

款7. ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、昨年と同額、2,200万円の予算計上といたしたところでございます。

3ページに入りまして、款8. 自動車取得税交付金でございます。こちら2,000万円の予算計上でございますけれども、昨年からの4,000万円から2,000万円減額をいたしております。地方税法の改正に伴います自動車取得税等の減額等に伴う、交付金等の減額を見込んでおります。国の地財対策におきましては50.1%の減額、県の予算におきましては、49.6%の減額に伴いまして、昨年から2,000万円減額の2,000万円としたところでございます。

款9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。こちらにつきましては、昨年と同額1,100万円の予算計上となっております。

款10. 地方特例交付金でございます。5,000万円の予算計上でございます。減収補てん特例交付金、住宅借入金等の減収分に伴います地方特例交付金でございます。昨年と増額の予算計上となっております。

款11. 地方交付税でございます。今年度10億円の予算を計上いたしてございまして、普通交付税7億5,000万円、特別交付税2億5,000万円、合わせまして10億円を計上いたしてございます。昨年から1億4,000万円等の減額を見込んでおるところでございます。

内容といたしましては、基準財政収入額、社会福祉費等の増等ございまして、臨時財政対策債、あと地方消費税関係等の交付金の減額等を加味いたしまして、昨年から1億4,000万円減額をいたしたところでございます。

続きまして4ページでございます。

款12. 交通安全対策特別交付金でございます。1,800万円でございます。昨年と、平成25年と同額の1,800万円を計上いたしたところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

款13. 分担金及び負担金、目1. 総務費負担金127万9,000円は、平成26年5月12日に任期満了を迎えます土地改良区総代の選挙に対する土地改良区からの負担金でございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

続きまして、款14. 使用料及び手数料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料のうち、電柱敷地料等につきましては、主に電柱や鉄塔の敷地使用料でございます。

以上です。

江寄充伸情報管理課長

同じく節1. 総務管理使用料中、2行目の情報センター使用料につきましては、市庁舎南側の情報センターの民間事業者への共同アウトソーシングセンターとしての貸付に伴います使用料でございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

次の段でございます。

目1. 総務費委託金1万円は、自衛官募集事務に係る国からの委託でございます。

以上でございます。

藤川博一総合政策課長補佐

ページ変わりました5ページでございます。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金につきましては、土地利用規制等対策費交付金37万6,000円でございます。これは国土利用計画法に基づく土地取引届け出事務及び遊休土地利用促進事務に対する交付金でございます。

続きまして、款16. 県支出金、項3. 委託金につきましては、説明欄の1行目でございます。権限移譲交付金301万3,000円につきましては、パスポートの申請など県から移譲を受けております19事業の事務処理に対する委託金でございます。平成26年度交付見込み額で予算措置をさせていただいております。

続きまして、説明欄の3行目でございます。

国土利用計画法関連調査委託金8万1,000円につきましては、毎年7月、10月、2月に実施しております無届け取引調査事務に対する委託金でございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

同じく節1. 総務管理費委託金のうち、2行目でございます。県広報誌配布委託金につきましては、県民だよりの配布事務に要する委託金でございます。

次の節4. 統計調査費委託金817万9,000円につきましては、経済センサス基礎調査及び商業統計調査を初めとした、国の基幹統計調査及び統計調査員確保対策事業に要する委託金でございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

続きまして、款17. 財産収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入につきましては、京町ビルや鳥栖たばこ販売協同組合への敷地貸付料でございます。

節2. 建物貸付収入につきましては、鳥栖たばこ販売協同組合事務所の貸付料でございます。

以上です。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

同じく目2. 利子及び配当金でございます。

節1. 利子及び配当金といたしまして、191万8,000円。内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子等の1年分の予算でございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

6ページをお願いいたします。

款17. 財産収入の目1. 不動産売払収入、目2. 物品売払収入、目3. 証券売払収入につきましては、それぞれに1,000円の頭出しを行っております。

以上です。

野田 寿総務部次長兼総務課長

次の段でございます。

款18. 寄附金、目1. 総務費寄附金10万円は、ふるさと寄附金でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

7ページでございます。

款19の繰入金、項1. 基金繰入金でございます。

まず、財政調整基金繰入金、4億2,899万8,000円でございます。今回の当初予算編成に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れに伴うものでございます。

同じく目2. 減債基金繰入金でございます。こちらは3億888万1,000円、減債基金からの繰入金でございます。

内訳といたしましては、財源対策債といたしまして1,681万円、農業集落排水の利子補給459万6,000円、下水道利子補給747万5,000円、こちらにつきましては、予算書の土木費県補助金といたしまして、予算書の68ページに下水道県補助金として受けてる分を今回繰入分でございます。また、公募債として8,000万円、さらに任意繰り入れといたしまして2億円、トータルの3億8,881万円でございます。

続きまして、目3の公共施設整備基金でございます。4,000万円でございます。公共施設整備基金からの繰り入れといたしまして、充当先といたしまして、スタジアム建設事業に充てるものでございます。

こちらにつきまして参考資料、別冊の参考資料でございます。

基金、1ページに平成26年度基金現在高見込み額（当初）ということで上げております。

この中の右から2番目の取り崩し額として上げております。財政調整基金に4億2,899万8,000円、減債基金3億888万1,000円、公共整備基金4,000万円との内訳等の列記した分がこちらでございます。

続きまして、款20. 繰越金でございます。今回平成26年度の予算編成に伴います繰越金として、1,000円の頭出しを行っておるところでございます。

続きまして、款21の諸収入でございます。

目1の競馬事業収入、こちらにつきましても競馬事業の収入として、1,000円の頭出しを行っておるところでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

目4. 雑入の節3. 消防雑入は、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受け入れ額を見込みで計上しております。

節4. 雑入でございますが、全国市町村職員に研修助成金は、職員研修に係る県市町村振興協会からの助成金を計上いたしまして、その下の生活習慣病予防検診助成金、胃検診、婦人検診助成金は、職員の検診に係る県市町村共済組合からの助成金を計上いたしております。

宿舎入居負担金29万4,000円は、安東副市長の宿舎借上に伴う個人負担分でございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

同じく節4. 雑入のうちに、下から3行目、2行目のホームページ及び市報の広告収入につきましては、それぞれ年間見込み額を計上しておるところでございます。

またその下の光熱水費雑入673万1,000円のうち、情報センターでのアウトソーシングセンター運営に要する光熱水費分として493万2,000円の受け入れを計上しているところでございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

同じく光熱水費雑入のうち契約管財課関係分といたしまして、目的外使用にかかわる電気料などの実費負担分として179万9,000円をお願いしております。

以上です。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

9ページでございます。

款22. 市債でございます。

歳入の市債につきましては、財政のほうで一括して説明申し上げるところでございます、報告ということになります。

まず、目1の総務債でございます。4億2,420万円、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業にかかわる分として1億円、弥生が丘まちづくり推進センター建設事業として3億2,420万円で、これが総務債でございます。

目2の土木債でございます。節1の道路橋梁債、道路改良事業として8,810万円。こちらにつきましては、予算書の150ページから151ページにかけての記載となっておりますのでございます。

また、節2の住宅債2,200万円、公営住宅改善事業につきましては、予算書157ページの分でございます。

目3. 消防債、節1. 消防債でございます。1,620万円、防災基盤整備事業といたしまして第5分団本部の消防ポンプ自動車にかかわる起債事業として、予算書につきましては、161ページの項目でございます。

目4の教育債でございます。節1. 小学校債4億1,390万円、学校給食センター建設事業に2億3,210万円、小学校空調設備事業といたしまして、1億8,180万円。こちらにつきましては教育の166ページのほうに予算書に計上いたしております。

また節1. 中学校債4,510万円でございます。中学校空調設備事業としての起債、予算書171ページに記載がございます。

節1、節3. 保健体育債でございます。1億4,880万円、スタジアム改修事業としての事業でございます。予算書の187ページでございます。

目5. 臨時財政対策債でございます。こちらは今年、地方交付税制度の振替措置として計上するものでございまして、9億円の計上いたしております。昨年度は10億円計上いたしたところでございますけれども、9億円でございます。

この市債の関係につきましてですけれども、別冊参考資料の中の、2ページ以降にただ今申し上げました総務債から道路橋梁債、住宅債、消防債、教育債、臨時財政対策債としての一覧を合わせまして、参考資料として提出をさせていただいております。

歳入については以上でございます。

江崎嗣宜議会議事局長

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。委員会資料10ページをお願いいたします。

目1. 議会費について説明をいたします。

節1. 報酬につきましては、議員22名分を計上いたしております。

節2. 給料につきましては、事務局職員7名分を計上いたしております。

節3. 職員手当等につきましては、議員22名及び事務局職員7名の期末手当等を計上いたしております。

節4. 共済費につきましては、事務局職員7名分及び議員年金給付金負担金分を計上いたしております。

節9. 旅費につきましては、常任委員会、議会運営委員会の行政視察旅費及び議長会関係の旅費、職員随行旅費及び本会議、委員会等の出席費用弁償を計上いたしております。

節13. 委託料につきましては、本会議の録音テープ反訳、会議録作成委託料のほか、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、委員会の会議録作成のために導入いたしております反訳ソフト及び録音機材の借上料が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、全国議長会、九州議長会及び県内市議会議長会等の負担金及び政務活動費交付金を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

野田 寿総務部次長兼総務課長

次に、総務費でございます。

目 1. 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会など各種審議会委員の報酬及び嘱託員76人分の報酬でございます。

節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費は特別職 3 人及び部長以下職員63人分の人件費でございます。

節 7. 賃金は、育児休業の代替嘱託職員の賃金でございます。

節 8. 報償費は顧問弁護士の謝金、産業医の報償費などでございます。

節 9. 旅費は職員の研修旅費などでございます。

次のページ、一番上の節11. 需用費のうち消耗品費459万7,000円は、庁内の用紙代、また、修繕料100万円は、町区掲示板の修繕料でございます。

節12. 役務費のうち、通信運搬料は、郵便、郵便料金代、手数料は職員・嘱託職員の健康診断の手数料でございます。

節13. 委託料は、嘱託員の研修委託料116万3,000円、職員の研修委託料262万6,000円及び例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料345万6,000円が主なものとなっております。

節14. 使用料及び賃借料のうち、システム借上料は例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

めくっていただきまして、次のページの節19. 負担金補助及び交付金は、上から六つ目の職員研修等負担金72万6,000円及び最後の行の防犯協会補助金391万4,000円が主なものとなっております。

次に、目 2. 秘書費の主なものにつきまして申し上げます。

節 9 の旅費は市長、副市長、職員随同行の旅費でございます。

節10. 交際費は市長交際費でございます。

節14. 使用料及び賃借料のうち宿舎借上料102万円は、安東副市長の宿舎借上料でございます。

次のページの節19. 負担金補助及び交付金は、全国市長会など市長会関係負担金が主なものでございます。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

続きまして、目3. 広報費の主なものについて申し上げます。

節7. 賃金につきましては、記者室嘱託職員1名分の賃金でございます。

節11. 需用費のうち印刷製本費につきましては、市報等の印刷に要する費用でございます。

節13. 委託料のうち、テレビ広報とす放送委託料につきましては、はっぴとすビジョンテレビの広報番組、テレビ広報とすの放送に要する費用でございます。

続きまして目4. 情報管理費の主なものについて申し上げます。

節11. 需用費のうち光熱水費につきましては、情報センターの光熱水費でございます。

節12. 役務費につきましては、庁外施設等とのネットワーク通信料でございます。

次のページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、住民記録、税情報等基幹系システム更新に要する費用及び社会保障税番号制度対応へのシステム改修費用が主なものでございます。

節14の使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含みます基幹系システム使用料及び内部情報系システム関連機器の賃借料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、県の公共ネットワークの管理運営に要する本市負担分と、加入しております協議会等への負担金でございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

続きまして、目5. 財政管理費でございます。

節9の旅費から節19. 負担金補助及び交付金までにつきましては、予算編成に係る経費等を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

権藤博文会計管理者兼出納室長

同じく、目6. 会計管理費についての主なものを申し上げます。

節の12、役務費中、手数料125万7,000円につきましては、税金と公金につきまして、納税者からの口座、銀行口座から振りかえるための手数料が主なものでございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

続きまして、目7. 財産管理費の主なものについて御説明いたします。

節7. 賃金につきましては、庁舎当直臨時職員4名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、共用車50台分の燃料費や庁舎の光熱水費、修繕料につきましては、庁舎維持管理に要する修繕料や共用車29台分の車検料などがございます。

節12. 役務費につきましては、庁舎電話料の通信運搬費や建物共済保険料159件分及び125

台分の自動車任意保険料でございます。

節13. 委託料につきましては、17件の庁舎管理委託料や公用車106台分の定期点検料などでございます。また、公共用地買収事務委託料につきましては、土地開発公社への事務委託料でございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、庁舎内LED照明のリース料や電気自動車のリース料などでございます。

節15. 工事請負費につきましては、市庁舎救助袋改修工事ほか3件の営繕工事費用でございます。

節18. 備品購入費につきましては、3台分の新規公用車購入費などでございます。

17ページをお願いいたします。

上から2番目になりますが、同じく節27. 公課費につきましては、共用車32台分の自動車重量税でございます。

次に、目8. 契約検査費でございますが、節9. 旅費、節11. 需用費、節12. 役務費、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、契約事務に要する経費をそれぞれお願いをいたしております。

節13. 委託料につきましては、本年度新規に契約管理システムの導入費用をお願いするものでございます。

以上でございます。

藤川博一総合政策課長補佐

続きまして、目9. 企画費の主なものを御説明いたします。

節8. 報償費162万円につきましては、市制施行60周年記念式典のときの基調講演の講師の謝金、並びに同じく記念式典のときの記念品代を計上しております。

続きまして、節9. 旅費につきましては、職員の調査研究、それと市制施行60周年のときの記念講師の、基調講演講師の旅費を計上いたしております。

続きまして節13. 委託料につきましては、市民満足度調査委託料として100万円計上しております。これは第6次鳥栖市総合計画に対する市民の皆様の評価をお伺いするために行うものでございます。

続きまして、節19. 負担金補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合運営費負担金177万円、それと、新規でございますけれども、筑後川水源保全推進協議会負担金25万円を計上いたしております。

続きまして、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金1億円、それと、がん先進医療治療費助成金180万円を計上いたしております。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

目12. 財政調整基金費でございます。

節25の積立金887万5,000円、この内訳は、財政調整基金積立金に90万円並びに減債基金積立金797万5,000円でございます。

これの内訳といたしましては、ふるさと基金でございました10万円、また、歳入の項目で利息80万円、下水道事業として747万5,000円、同じく減債基金のほうの利子ということになります。

これにつきましても、また参考資料のほうの中の1ページ、平成26年度基金現在高見込みの中の左から3行目、積立金任意積み立てと、利子の積み立て等で、財政調整基金の中に、任意積み立てに10万円、ふるさと寄附金でございます。利息、利子として80万円、減債基金として下水道747万5,000円、減債基金の分の利子として50万円を計上いたしましたものでございます。

また目13. 公共施設整備基金費の節25. 積立金で30万円でございます。こちらにつきましても、公共施設整備基金積立金利子分として30万円を積み立てるものといたしましたものでございます。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、選挙費でございます。

目1. 選挙管理委員会費の主なものといたしまして、節1. 報酬は選挙管理委員会委員4人分の報酬でございます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費は事務局職員2人分の人件費でございます。

次のページ、19ページでございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものとしては、システム等借上料で、これは選挙投開票管理システムのリース代でございます。

目2. 選挙啓発費は、ポスターコンクール賞品代など経常的な経費を計上させていただいております。

目3. 市長選挙費は、平成27年3月14日に任期満了を迎えます鳥栖市長の選挙に要する経費を計上いたしております。

次のページの目4. 土地改良区総代選挙費は、平成26年5月12日に任期満了を迎えます土地改良区総代の選挙に要する経費を計上いたしております。

目5. 農業委員会委員選挙費は、平成26年7月19日に任期満了となります農業委員会委員

の選挙に要する経費を計上いたしております。

以上でございます。

江寄充伸情報管理課長

次のページ、21ページをお願いいたします。

項5．統計調査費でございます。

目1．統計調査総務費につきましては、統計担当職員2名分の人件費が主なものでございます。

次の目2．基幹統計費につきましては、経済センサス基礎調査及び商業統計調査など、国の基幹統計調査に要する費用でございます。

以上でございます。

中山泰宏監査委員事務局長

続きまして、22ページをお願いいたします。

項6．監査委員費、目1．監査委員費でございます。

節1．報酬費から節4．共済費までにつきましては、監査委員2名分の報酬費及び事務局職員3名分の人件費でございます。

そのほかに旅費、需用費など監査事務に要する経費を計上しております。

以上でございます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

次のページ、23ページをお願いいたします。消防費でございます。

目1の総務管理費の主なものについて申し上げます。

節2．給料、節3．職員手当等、節4．共済費は、消防担当職員2人分の人件費でございます。

節19．負担金補助及び交付金の鳥栖三養基地区消防事務組合負担金は、組合の構成団体のうち鳥栖市の負担金でございます。

目2．非常備消防費の主なものにつきましては、節1．報酬は消防団員332人分の報酬でございます。

節8．報償費は消防団員の退職報償金が主なものでございます。

節11．需用費の被服費は、消防団員の活動服の購入費でございます。

節19．負担金補助及び交付金は、県消防協会、公務災害補償組合、消防団員福祉共済、退職報償金の負担金などがございます。

次のページでございます。

目3．消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11. 需用費は各消防団格納庫の維持管理費でございます。

節13. 工事請負費は、営繕工事費のほか、儀徳町の第5分団本部格納庫の移転建てかえに伴いまして、旭駅前にある現在の格納庫解体する工事費、また消防団格納庫3カ所につきまして、公共下水道に接続するための工事費を計上いたしております。

節18. 備品購入費は、儀徳町の第5分団本部の消防ポンプ自動車の購入費でございます。

節19. 負担金補助及び交付金は、消火栓の増設修繕の経費に係る上下水道局への負担金でございます。

目4. 防災費の主なものといたしまして、節12. 役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節13. 委託料は、気象情報の提供を受けるため気象情報収集業務等委託料とコミュニティ無線システムの点検業務委託料でございます。

次のページ、25ページにまいりまして、節15. 工事請負費は、今回旭駅前の第5分団本部格納庫の解体に伴いまして、格納庫内に設置しておりましたコミュニティ無線の個局設備について移転工事を行うものでございます。

節18. 備品購入費は、発電機や投光器など防災関係の資機材を購入するものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金は、防災行政無線を運用するための負担金、自主防災組織への補助金が主なものでございます。

以上でございます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

款12. 公債費でございます。

項1. 公債費の目1. 元金、こちらにつきましても、地方債の元金償還金、での見込み額25億7,612万8,000円を計上いたしております。

同じく、目2の利子でございます。節23. 償還金利子及び割引料でございます。地方債の利子2億9,914万9,000円、また、一時借入金の見込み額といたしまして150万円、合わせまして3億64万9,000円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

続きまして、款13. 諸支出金、目1. 土地開発基金費、節28. 繰出金につきましては、土地開発基金利息の繰出金でございます。

以上です。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

26ページでございます。

款13. 諸支出金、項2の公営競技収益金貸付基金支出金、節24. 投資及び出資金1,000円でございます。こちらは公営競技収益金の貸付基金支出金として1,000円の頭出しを行ったものでございます。

続きまして、款14. 予備費でございます。

目1. 予備費5,000万円、こちらにつきましては、予備費として昨年と同額、5,000万円の予算を計上いたしましたものでございます。

以上で、平成26年度一般会計予算総務部関係についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

国松敏昭委員長

ただいま執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中村直人委員

説明を受けましたが、まずあの地方交付税について、お尋ねしたいと思いますが、先ほど消費税増税分とかでちょっと切りかえがあるので1億4,000万円程度少なくなりましたということで、確かに、地方税、地方税率が下がっておりますから、下がるのは当然で、その分消費税増税分の引き上げによってそれが作用されて、結果的には地方交付税ちゅうか、国の、補助金ちゅうか、それは増額をすると、全体的に見れば。どういう計算を立てておられるかどうなのか1点。

そのあと徐々に聞きます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

今の中村委員の質問でございます。

歳入の項目に関しまして、地方消費税の関係並びに地方交付税の関係等の影響、歳入予算としてどのような見込みを立てておられるのかという御質問だと思います。

4月以降からの消費税の影響等に伴います分としまして、まず、歳入の項目として一番大きい分が、款6の地方消費税交付金の関係でございます。

この歳入見込みとして1億円の減額等を見込んでおります。これは当然税率の改正、1億円の増加ですね。5%から8%になるということで地方消費税として1億円の増を見込めるものと思っております。

その反面、逆に、資料での3ページになりますと、款8の自動車取得税交付金、こちらが消費税に対応をいたしました自動車取得税交付金関係の減額、こちらで2,000万円の減額等が見込めるものと読んでおるところでございます。

さらに、款11. 地方交付税でございます。こちらが1億4,000万円、現在の見込みでは少

なくなっておりますけれども、まず、基準財政需要額の中での算定、先ほど若干説明をいたしておりましたが、単位費用関係等の中で、基準財政需要額については多少の増加等も見込める、増減が見込めると思っておりますのでございます。

また、基準財政収入額、こちらにつきまして、消費税率の引き上げ等に伴いまして、地方消費税交付金の額の増加に伴いまして、交付税措置については減額等をなされるものと、また地方交付税全体額といたしましては、歳入の項目、市税の関係になりまして総務部の審査以外になりますけれども、法人市民税の増額等に伴う分について歳入項目で大きい項目等でございます。市税等が増加になりますと当然基準財政収入額が増加になると、その75%が歳入として、収入額として上がりますので、当然地方交付税額としては減額になってくるのかなというふうな見込みを立てております。

そういった要因の中で今回、昨年11億4,000万円の予算計上の中で、今年、平成26年度につきましては10億円、1億4,000万円の減額になったところというふうな見込みを立てております。

歳入の項目の中では、以上のところで消費税交付金等の増加等は見込めますけれども、地方交付税等の中で減額等が出て来るといって、当然地方交付税交付金並びに自動車取得税交付金の減額、地方交付税の減額等がなってくるという歳入の見込み等かけております。

その中で、今度は歳出の項目の中で、消費税の対象額5%から8%、中には工事請負費等関係の中で2億円ぐらいの増加等、消費税5%から8%になった中で歳出の消費税を転嫁する分が出てくるのかなあと。おおむね2億円程度でないかということで見込んでおりますので、逆に消費税の分の増加に伴いまして歳入歳出については交付税措置等に伴いまして、多少の増減はないと見込んでおりますけれども、歳出の中で2億円の負担等が出てくるものということで思っておりますし、平成26年度の歳入歳出額としては、歳出のほうが2億円程度多くなるというふうな現時点の見込みでございます。

以上でございます。

中村直人委員

今大枠を説明していただきましたけれども、今地方税率は現行、何%で交付されていきますか。現行の地方交付税率。

これはずっと年度ごとに減らされてくるという予測が立てられておりますけれども、わからなければ、私のほうから言いましょうか。

現行29.5%ですよ、地方税率は。ことしになると22.3%の地方交付税率で計算しなくちゃいけない。2015年は20.8%、2016年は19.5%という税率で下げられてくるということなんです、地方交付税は。

それはなぜかと言うと、今度は地方、消費税増税がことしは5%から8%でしょう。そうすると来年の10月からは10%でしょう。その、今度は消費税税率というものが上げられてくると。それで採用しようとしてるんです。結局、地方のこの税収が上がるから、その分は地方交付税下げましようと。

ですから、今消費税率は現行1.18%の税率で地方へ配分されていますけれども、2014年は1.40%、2015は1.47%、2016は1.52%という税率で地方へ回すと、こういう計算なんですよね。じゃないですか。

ちょっとそこ、私が言ってるのが間違いか、確認だけしておきましょう。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

今の中村委員の質問の中で、税率の関係とか国の施策の関係といたしますと、消費税等が増加される中で、国に対し、国から県を通して市のほうに、地方税法等の交付金として入ってくると。

そういった中で、言われるように税率の減税の関係並びに地方交付税の関係、当然減額してくるものと思っておるところでございます。

本市におきましても、地方税の影響、税率の増税、5%から8%になり、来年10%とする中で、国の施策としては当然、地方交付税等の減額等を見込んだところで、そういう施策になってくるものとは見込んでおるところでございます。

今回の予算のトータルの中で、確かに地方税、消費税の増税に伴って地方にもそういった地方税の交付金等が入ってくるというふうなところございますけれども、現時点において、地方自治体については厳しい状況になるものというふうなところで想定をいたしておるところでございます。

以上です。

中村直人委員

確かに税収を、自主財源を上げればいいことですがけれども、そこまで見込めないという状況もありましようから、一つには消費税増税分は社会保障に回すということになっておるんですよね。すべて100%。

そしたら、そうしますと今予算組まれた中で今日まで経常経費で社会保障に回してた分があると思うんですよ。一般財源から。

その中で、今度は消費税増税分はそこ回すので、今までの扱わないで、その上に増をするのか、それとも見直しをして、一旦そこは増税分、消費税増税分で穴埋めをすると。

ですから今までやってた分はちょっと削減するというふうなやり方もあると思うんですね。

そこら辺はどのように、予算措置として考えられておりますか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

今年度の平成26年度の予算編成の中に、先ほど言われますように今回の地方税増加分については社会福祉費の事業に充てなさいという国のほうの指導等ございます。

現時点において、今回、そういった地方交付税の中、という中でいきますと、歳入歳出、でいきますと非常に厳しい財政運営等があると思います。

そういった中、国の施策の中で、社会福祉事業に充てろということ、充てるという指導がある中で、今回の予算編成の中に民生費初め社会福祉扶助費関係について予算を計上いたしております。

確かにその増額が幾らになるかという現時点において具体的な数字というのは非常にお示しづらい面、確か先ほど説明しましたように交付金関係は増額になるものの地方交付税が減額になる、あとは一般財源等に頼らざるを得ないというふうな財政状況なっておるかと思えます。

しかしながら、国の施策等の中にのっとりまして、今後も、社会福祉等の費用等に充当できるような、予算編成に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

じゃあそこら辺は幾らになるかわからないというけれども、これはもうほかには使われないわけですから、消費増税分は社会保障費しか使えないわけですから、そこら辺をしっかりと見きわめながら、ほかの事業に影響を与えないような努力をしていただきたいと思います。

それから、地方交付税の算定基礎となります基準財政需要額ですね、これありますけれども、消防団員、先ほどの説明で332人、消防団員がおられるということですけども、これ1人当たり、交付税基準財政需要額の算定基準に入っておかなきゃいけないと思いますが、それは幾らで、単価幾らで332人を予定をされておるのかどうなのか。単価があるはずですよ。そうしないと額が出ませんから。

それからもう一つは、出勤費っていうのがあると思うんですよ。1回出勤すれば7,000円、これは統一基準と思いますが、それは何回出勤の予定をされて、基準財政需要額の中に算入されておるのかどうなのか。

国松敏昭委員長

担当。誰。答弁はどの方。総務のほう、財政。誰。手を挙げて答弁を。

答弁整理しようか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

消防団員の出勤単価の関係について、交付税の関係と本市の状況がございますので、合わせまして、私のほうから御説明をいたします。

平成25年度の交付税単価、現時点でわかる分でございます。団長以下団員等で区分等がございますけれども、団員につきましては交付税基準単価3万6,500円の単価でございます。本市における報酬として4万1,000円の報酬を支払っているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

これは全部答弁なっとるかな。

野田 寿総務部次長兼総務課長

出勤費に関して、何回分という分の積算なってるかということでございます。

予算上計上しておりますのは、本部のほうについては30日分です。30回です。そして本部以外の職員については、10回。それは本部は全市的な火災があった場合、本部は出勤をいたします。全5分団本部、全部行きます。

本部以外はその地区だけの出勤となりますので、10回分というふうな見込みを立てておるところでございます。

中村直人委員

それじゃ団員については、基準財政需要で決められた額よりかは1人単価は多くやられていると。そのことによって消防団員は、なかなか、なり手がないと、苦しい状況であると思えますけどね。

そこら辺のやっぱりいろんなそういった面も手だても含めて、社会実情が違いますから、そういった面を含めて消防団員の確保というのは必要になってくるんだと思えますけれども、やはり本部消防署をもっと機能強化すべきだと思いますよ。

今、非常に社会的実情としては厳しい状況があります、地域の消防団員なる方はですね。そういう点を含め、それはもう要望にしておきますけれども、それからもう一つは、地方公務員が給与カットされましたね。昨年、東日本大震災の関係のことで9カ月、これは完全に復元をされて基準財政需要額の中に入れてやられておりますか。

その確認をしておきたいと思えます。

野田 寿総務部次長兼総務課長

職員給与につきましては、削減につきましては、3月いっぱいまでということで、4月からは、もとの、本来の額というふうにするようになっております。

以上でございます。

中村直人委員

年度当初で17億4,354万8,000円となってると思いますけど、経年で見ますと平成24年度末が約17億2,400万ですね。そして、平成25年度末が21億7,160万6,000円となっている、なってますね。

平成25年度も当初は17億2,426万3,000円ですよ、平成24年度末の額を入ってきますから。

ちょっと先にお尋ねですけど、済みません、これは調べればわかった話ですが教えてください。平成23年度末の財調の額を教えてください、まず。

詮問 聡総務部次長兼財政課長

財政調整基金に関する御質問でございます。

平成23年度末につきましては、18億4,948万5,000円でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

平成23年度が平成24年度よりも若干多かった、積み立て、積立金ちゅうか、いわゆる調整基金そのものは多かったようですけども、要は、特に平成25年度は、当初は、17億円で、結局年度末には21億円というふうに大きく、平成26年度もどういうふうに動くかちゅうのは、ひょっとしたらまた大きくなるかもしれないと思うんですが、市として大体、いわゆる財調の規模をどれぐらいを適正と考えておられるのか。

ただ漫然と、残った金は財調に積むと、そうなんですけども、そこんところは何が考え方であれば教えてください。

詮問 聡総務部次長兼財政課長

はい、財政調整基金の考え方の御質問でございます。

先ほど申し上げました平成23年における18億円という額等がございます。

これちょっとさかのぼっていきますと、平成19年18億円、平成20年17億円、平成21年15億円というふうな中で、おおむね15億円から18億円の年度末の現在高で推移をいたしております。

この財政調整基金の考え方といたしましては、まず、当初予算の中で今回繰り入れ等の関係、今回につきましては、財調から4億2,899万8,000円。あと、減債基金の中で3億8,881万円。平成25年度、26年度ともにおおむねこの二つの基金から8億円程度の繰り入れ等に伴いまして、予算編成を行っております。

財源不足を補うという意味での財政調整基金という繰り入れを行いまして、額としてどれぐらいが適正なのかということになりますと、今回の予算編成の中で8億円程度の繰り入れ等ございました。

過去の財政運営の中でいきますと、平成19年度、地方交付税、普通交付税がゼロという額

等がございました。

そう言っていきますと、今回、地方交付税10億円等の予算編成、歳入で見込みを立てておりますけれども、おおむねこの、今後の財政運営にかかわってくるわけでございますけれども、今年度の財政措置をするために14億、15億、おおむねこの額、現時点での財政調整基金の額というのが適正な額と思っております。

といいますのが、交付税関係等いろんなそういった国からの交付金関係等が減額されても、予算編成ができる額というのがふさわしい額というふうなところで認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今の件については、ありがとうございました。

ちょっとせっかくさっきの話が出てましたので、続きで非常備消防費、出動費の話ですけどね。さっき本部関係が30、その他が10回っていうことやったですかね。これは単価は幾らなんですか。

ここに費用弁償で、この説明資料でいうと23ページのところに、出動費っていうのは費用弁償と思いますが、これ費用弁償の消防学校入校等含めて19億1,000,19万1,000円ですよ。

このうち出動費は、ちょっと積算根拠をどうなるんですかね。単価も含めて。

野田 寿総務部次長兼総務課長

出動に関しての予算ですけれども、8の報償費で見えております。単価につきましては、800円、1回当たり800円。

ですので、合計が、本部職員分が364万8,000円、そして本部以外の職員につきましては、団員につきましては、144万円。合計の508万8,000円というふうになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

800円ですか。それこそ、そのさっきの基準財政需要額の中ではそれはどういうふうになってるのでしょうか。それともないんですか。

800円で聞いて私びっくりし、余りにも少ないなっていうイメージなんですけれども、普通二千幾ら、千幾らという金額か、もうちょっと高いか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

県内の大体の平均が830円ぐらいに、佐賀県内では火災の出動関係は大体そのぐらいが相場になっております。

その基準財政需要額の算定がどのぐらいに今なっているのかっていうのはちょっと、総務

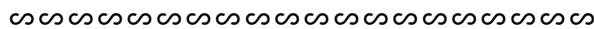
課のほうでちょっとわかっておりません。

国松敏昭委員長

それで終わりかな、答弁は。

ちょっと、そんなら、答弁整理でしょう。（「委員長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり）
はい。そしたら休憩を行います。答弁整理のため休憩。トイレ休憩も踏まえて、10分間休憩をいたします。

午前10時57分休憩



午前11時5分開議

国松敏昭委員長

再開いたします。

答弁整理がありましたので、答弁をよろしくお願いします。

詮問 聡総務部次長兼財政課長

答弁整理のため、時間を要したことに対しまして、まずおわびを申し上げます。

先ほどの非常備消防団の出動手当の関係につきます地方交付税、基準財政需要額の算定の関係について、御質問でございます。

本来、基準財政需要額の関係の算定でございまして、消防費の項目の算定がされております。単位費用の算定の中で、あくまで標準団体という考えの中での常備消防、非常備消防関係、そういった中での算定となっております、先ほど御質問の中の出動関係について、そういった単位費用等の関係については、そういった積算等がなされていないものと思っておりますのでございます。

そういった中で、本市におきましても、そういった標準経費の中での消防費ということで、基準財政需要額の中に算定しているものというふうに理解をいたしておるところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

成富牧男委員

私の質問の趣旨は、先ほどちょっと言いましたけども、八百幾らというの聞いてなおさらびっくりしたんですけども、通常の、例えば、議員のやつになってしまいますけど、例えば

一回幾らの費用弁償というのはもっと高い金額だと、もあると思うんですよね、単価が。

そうすると、消防団員は、予定して行く場合も、もちろん訓練なんかやったら予定して行きますけども、まさに昼夜を問わずですよ、叩き起され、叩き起すんやない、自分で起きて行く場合もあるわけですよ。ふろ入っってもひょこっといかないかん場合もあるし。

そういうことを考えると、さっきの800円ですか、しかも1回につきでしょこれ。1回につきですからね。そうすると、沈火した後の見守り、大体消防団でそういう役割、夜中果たさんといかんですけども、そういう、そして朝は通常どおりひょっとしたらある勤務につかないかとかんいう話もあると思います。

それにしてもやっぱり800円幾らっていう金額は余りにも、少ないんじゃないかなというのが私の意見です。

この件については終わります。一回終わります。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

柴藤泰輔委員

それでは、支出について幾つかお尋ねしたいと思います。

こちらのほうでお尋ねします。

まず12ページのですね、節13. 委託料なんですけど、これ直接予算には関係ないんですけど、防犯カメラ保守点検委託料。これどちらの防犯カメラの保守点検になるんでしょうか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

こちらの防犯カメラは、駅前、駅にかかってます虹の橋のほうに設置している防犯カメラでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

これそっち、そっちでわかるかどうか。性能的にはどんな感じなんですか、性能は。その防犯カメラの性能。

野田 寿総務部次長兼総務課長

こちら防犯カメラは、下のほうにあります駐輪場、駐輪場それから両方に駐輪場がございますので、虹の橋のほうを写している防犯カメラでございます。全体、全部をとということはありませんけれども、大体駐輪場はカバーした形で防犯カメラ見えるようにしております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして、13ページの節19. 負担金補助及び交付金の中の防犯協会補助金391万4,000円、この内訳を教えてくださいと思います。

野田 寿総務部次長兼総務課長

防犯協会補助金でございます。内訳というあれではないんですけども、こちらのほうについては防犯協会活動に対する補助金でございますして、防犯協会だよりの発行、それから防犯灯の設置、町区への電気料金の補助、それから防犯グッズの配布、それから自主防犯活動団体の支援というふうなことに使わせていただいております。

こちらのほうについては、防犯協会自体については市民の方々から100円、1世帯100円の御負担をいただいておりますして、全体では391万4,000円、平成26年度につきましては391万4,000円の全体の予算というふうになっております。そのうちの市の負担分ということでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

実際防犯協会というのは、庶務防災の中にあるんですか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

防犯協会はですね、事務局のほうは総務課のほうでもっております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

実際その補助金は391万4,000円、全体的な予算がちょっと防犯協会幾ら持ってあるかわかんないんですけど、これは、実際に……

野田 寿総務部次長兼総務課長

委員長すいません。先ほどの件、訂正させていただきます。

防犯協会の全体は、平成25年度の当初予算617万9,399円というふうになっております。

以上でございます。申しわけありません。(発言する者あり)

防犯協会は、各市民の方々を会員といたしまして、会長は市長、それから副会長は副市長、そして理事に市議会議員、教育長、それから警察署、それから各地区の区長さん、区長会長、そして農協から選出された理事さん、それから商工会議所の会頭、婦人会長、九電から出された、役員としては27人で構成させていただいております。ただ、この会員と申しますのは全市民という形でやらせていただいております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして、16ページ、節18. 備品購入費の自動車購入費、軽自動車、軽乗用自動車3台300万円ですけれど、これは何か入れかえで新規購入されるのでしょうか。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

備品購入費でございますけども、今現在契約管財課で所有しております公用車が50台ございます。その分の古くなった分から3台を入れかえる、買い直しをやるということでございます。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

同じページの節11. 需用費の中の燃料費、共用車ガソリン代等437万4,000円。50台分と先ほどおっしゃいましたが、これは契約は何カ月か単位で契約、そのリッター幾らで契約はされるんですか。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

契約でございますが、改めて契約はやっておりません。ただ石油販売協同組合がございしますので、あくまでチケット、うちのチケット発行する分に入れる分のガソリンスタンドということになります。

だからセルフ営業やってらしゃるところはちょっと入れられないということがあります。

あと単価につきましては毎月見積もりをいただきまして、その分で毎月単価を見直しております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

この共用車ガソリン、共用車50台の中に青パトも入ってるかと思うんですけど、そのスタンドだったですかね、青パトは確か標章見せれば5円引きというふうにお聞きしてるんですけど、それは実施されているのでしょうか。

辻 易孝総務部次長兼契約管財課長

今のところ、それは実施しておりません。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

最後、すいません、18ページの節19. 負担金補助及び交付金のがん治療センター施設整備補助金1億円、今年も上げられてますけど、これ今後回収、寄附金とか回収はどういった形で予定されてるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

藤川博一総合政策課長補佐

がんの施設整備補助金1億円につきましてです。

今後の資金収集につきましては、市長以下我々総合政策課職員も努め、できるだけ多くの資金を集めていきたいと考えております。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

できるだけと。

大体目標というのは置いてありますか。毎年幾らという金額設定とか。

藤川博一総合政策課長補佐

現在債務負担行為、現時点であと平成27、28、29年、2億5,000万円ございます。これをできるだけ減らしていくということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

柴藤泰輔委員

また後ほどお願いします。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

下田 寛委員

大まかな考え方等お伺いしたいんですけども、参考資料5ページの、権限移譲交付金301万3,000円とありますが、ことしの部分で19事業が国県からおりてきてそれを、市、自治体で行うことになっているというお話でしたが、これ今後も権限移譲というのが増えていく流れなんでしょうか。

またそれに対する考え方をお伺いしたいと思います。

藤川博一総合政策課長補佐

権限移譲に関しましてでございますが、やはり今後も、権限移譲が随時なされてくると考えております。

ただ、一活法でですね、もう市町村の事務だということで特定された分につきましては権限移譲という位置づけが落ちてしまいますんで、権限移譲の事務の数については変動があるというふうに考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

では、数についてふえてくるということになれば当然職員の配置なんかも変わってくると思いますし、業務量も変動してくると思うんですけども、今回はこれに伴う職員の異動とか、増員だとかそういったことってというのはあったんでしょうか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

今回の権限移譲の分で特に日常的に常時忙しくなるという分ではございませんでしたので、現在の体制でやっております。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。

先ほどの答弁で、今後権限移譲も、事務量等も踏まえてふえてくるであろうというお話でありましたけれど、職員研修のあり方なんかも変わってくるのかなというふうに思うんですけれども、今市役所として、将来に向けた職員のあり方というのは、どのように考えていらっしゃるのかっていうのを伺いたいたいんですが。

野田 寿総務部次長兼総務課長

鳥栖市においては、計画的な研修ということでやっております。テーマとしては、職員の個性を伸ばすと、職責に応じた階層別や能力の開発プログラムを組むということをやっております。

ただ今回、いろんな専門性、権限移譲による県からの、国から権限移譲が下りて来るといふ中で、その専門性についても当然研修図っていかなければならないというふうには感じております。

各課において当然権限移譲がおりてくれば、県からの研修は当然ありますので、それで担うことができるような職員について、研修を行いながら育成したいというふうに考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

ぜひその点をお願いしたいと思っております。

恐らく今後国の流れも大きく変わってくるところがあると思いますので、そこに敏感に対応できる職員の方っていうのが鳥栖市にとっても今後ますます重要になってくると思いますので、よろしくをお願いします。

次、18ページの、ちょっと教えていただきたいんですけど、筑後川水源保全推進協議会、これがどういったものなのかっていうの教えてほしいんですけど。

藤川博一総合政策課長補佐

筑後川水源保全推進協議会でございますが、久留米市が中心となられまして、筑後川流域の市町村に呼びかけをされまして、主に上流域、大分とか熊本の上流域、水源の近くの森林が荒れないようにであるとか、あと当然、間伐材、森林保全のための間伐材とかも出てきます。

そういったところの利用促進を図りましょうと、一定の取り組みをやるうということ呼びかけをされた準備会です。

今のところまだ正式には設立はできておりませんが、来年度中に設立の予定ということで、今回新規で負担金25万円を計上させていただいております。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。

どういった活動になるのかわからないんですけど、議員にも何か御案内等いただけるところがあったらお願いしたいなと思いますので、お願いします。

それと、あとここちょっと細かいところなんですけれども、例えば、また負担金のところなんですけど、筑後川流域クロスロード協議会とか、さまざまな面に対して、ホームページや事務局等があってもなかなか更新をされておらず、活動がどのようになっているのかがいまいち見えてこない、そういったところがあるなというふうに思ったりするんですけども、これ要望ですけど、ぜひとも積極的にこういったものを目指す活動をやってますというのも、もっと前向きに発信をしてもらえないものかなというふうに思います。

それ要望として、お願いしておきます。

以上です。

国松敏昭委員長

はい。

ほかございますでしょうか。

成富牧男委員

ずっと質問言うていって、後全部答えてもらうような形でもいいですか。質問だけ先に。

国松敏昭委員長

ああ、はい。どうぞ。

成富牧男委員

いいですか。

国松敏昭委員長

はい。

成富牧男委員

それでは、まず12ページですね。

12ページの委託料、13、委託料の2番、説明欄の2番目と3番目になりますか。3番目ですね、職員研修委託料。

ここでお尋ねしたいのは、研修に参加する職員の参加率、これが私の記憶では余り芳しくなかったと思いますが、理由。そのフォローをどうされてるのかですね。

もし、いやあんときはそうやったけども上がとるということであればそういう御答弁でもいいんですので、お尋ねをします。それがまず1点ですね。

それと、これは、これいいです。後で聞きます。

14ページの13、委託料、電子看板導入委託料ですね。これをどこに何のために導入するのか。これ初めてですかね。それをお尋ねしたいということですね。

次は、17ページの企画費の看板設置委託料、これはもう単純にさっきのやつ何か関連、さっき電子看板、あれと関連するのかなということでのお尋ねです。

次のページの18ページですけども、負担金補助及び交付金の一番最後、九州国際重粒子線がんですね。

これについては、お尋ねしたいのは、一つは、今の何て言いますかね、運営状況。新たな部位のがんについても治療をまた今、開始した、募集したみたいな話もニュースのってましたけど、大体今どういう、経営状況も含めてですね、あるのかっていうのが一つ。

それと、もう今までも何回も一般質問なんかで本会議で出てますけども、これ以上の負担は絶対ありませんという話になっておりますが、あのときはそうでしたけどもみたくにならない担保ちゅうのが今あるのかどうかですね。

例えば、市と財団、もしくは管理会社であるSPC、その関係、なんか協定ができて、協定がつけられてたという話もちよっと聞いていますけども、そこら辺の話も含めて、いやもうこういうことですから、安心しとってくださいというなのがあればですね。それについて、教えてください。

それからSPC、財団、そして市の関係についても、簡単に教えていただいたらと思います。

後は、22ページ。

これは補正でちょっと聞きましたよね、監査。今度は旅費、同じく旅費で、平成25年度から比べますと、平成25年度が29万4,000円ですから、ふえてますね。何か今回、例えば、大きな何年かに1回の協会とか協議会とか何かあるということでふえたのかどうか。

こういう場合に、ちょっとふえてるときにはぜひ説明の中で、こうこうで前年度からかなりふえておりますとかいうふうな説明を、今後、今後はお願いしたいと思いますが。今の、ふえている要因ですね。

以上です。お願いします。

野田 寿総務部次長兼総務課長

12ページの職員研修委託料の参加率と、悪いと聞いているがその理由についてというふうな御質問でございました。

職員研修、総務課で行っております職員研修、各課で行う分もございますけども、総務課のほうで行っておりますこの職員研修につきましては、指名研修となっておりますので、基本、欠席という話にはなりません。

ただ各課に何人出てきてくださいというふうな研修もございますので、そちらに当日出てこれなかったというふうな、忙しくてお客さん接客で出てこれないというふうなことで突発的にその研修出られないということはございます。

ですので、ほぼ100%と、総務課が少なくとも行っているのはほぼ100%というふうなことだと思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

済みません、その都度聞いていきます。

再質問させていただきます。指名研修については、ほぼ100%という意味ですか今のは。

野田 寿総務部次長兼総務課長

はい、指名研修についてはほぼ100%でございます。

成富牧男委員

はい、わかりました。少し誤解が解けました。

引き続きお願いします。

国松敏昭委員長

はい答弁。

江寄充伸情報管理課長

続きまして、14ページでございますが、広報費の13、委託料のうち、電子看板導入委託料についての御質問だと思います。

この電子看板につきましては、委員の皆様方もう既にお見かけしているかと思えますけれども、駅構内とか商店街とかに、よくあの大型のモニターテレビでいろんなイベント情報とか、セールの情報とか、そういったものを流されているのをお見かけになったことがあるかと思えますけれども、その電子看板を1階、市役所の1階市民ホールに設置、あくまでも今回、試験導入というふうなことで設置を予定しております。

現在本市については広報手段として、市報、それからホームページというようなことで、大きく二つの広報手段を利用しておりますけれども、その市報及びホームページを補完するというようなことで、設置を行いたいというふうなことでお願いしているところでございま

す。

以上でございます。

成富牧男委員

これは文字だけでなく画像も入るってということですか。文字だけですか。

江寄充伸情報管理課長

はい、画像も当然入ります。

以上です。

国松敏昭委員長

これ何か、LED、テレビ、テレビもちょっとあるとやろ。もうちょっと詳しく。

江寄充伸情報管理課長

通常のモニター、家庭でごらんになっている通常のテレビですね、これをモニターがわりにやって、そこに映像あるいは動画、映像含めて文字情報の市のイベント情報等を流すというようなことで予定をしております。

以上でございます。

成富牧男委員

はい、結構だと思いますので試験導入ということですが、それは導入されていいと思いますが、この名称からするとなんか、ね。静止画みたいなイメージですよ。もうちょっと上品ななんか、いいですよ、いいですよそれは。

はい。今の件はわかりました。

藤川博一総合政策課長補佐

まず、企画費に関して、まず看板設置の委託料の件ですけども、これは先ほどデジタルサインージとは関係なくて、60周年の記念式典の看板でございます。

それと続きまして、がんの、がんのといいますが、九州重粒子線がん、サガハイマットの運営状況につきましては、2月末現在で280名の方から予約をいただいております。

既に治療を行ったり、治療が済んだ患者さんは109名というふうで、今年度200名という治療者数を予定しておられましたが、これが達成できるかどうかということにはちょっと厳しい状況ですが、これはあくまで機械、機器装置の安定的な稼働するということであえてちょっと治療部屋を、2部屋のところを1部屋だけで行ってらっしゃるということもございます。

それと、これ以上市の負担がないということについて担保できるのかということについてでございます。

財団とかSPCとの協定ということを議員さんおっしゃいましたが、この協定は市がSPCに対して無償貸与しています用地の協定書でございまして、これ以上は市が支援すること

がないというような協定ではございません。

ただ、県とか、関係機関とのお話の中で、鳥栖市としてこれ以上の支援ということは、ございません。これはかっちりと、はい。

あとSPCと財団と市の関係ということにつきましては、SPC、管理会社のSPCさんに対しては市が、サガハイマットの用地を無償でお貸しをしております。

市と財団の関係につきましては、財団の評議員に市長がなっております。理事に篠原副市長がなっております。

SPCと財団の関係につきましては、用地と機械、建物の関連SPCさんがやられまして、財団のほうが建物賃借料などを、SPCにお支払いされていると、そういった関係になっております。

以上でございます。

成富牧男委員

今SPCと財団の関係言われましたけども、財団は、多分1年間に3億9,000万円ぐらい——違ってたら言ってください——の賃借料をSPC、管理会社に支払うと。

それは極端に言うと、財政事情がどう、財団の財政事情がどうあろうともうそれだけは賃借料としては払わにやいかんですよね、一般の民民の関係として。

ただ、これは財団とSPCのいわゆる役員の顔ぶれ見ると少なく、何か似たような出身母体からの役員さんなんですよね。私が見たところでは。

そうするとこれ一般質問でもちょっと言いましたけど、財団が大変なときにですね、財団が大変なとき、そういう財政的にも困難なときに、SPCが3億9,000万円やっぱきつかるうねと。ならちょっとまけて3億円にしようかとか、そういう仕組みには少なくともSPCと財団との関係では、今のところになっていないということでもいいですか。

藤川博一総合政策課長補佐

まず建物賃借料の金額でございますが、3億1,000万円でございます。

で、今のところ、平成25年4月1日から平成28年3月末までは、その金額で固定されているというふうにお伺いしています。だから、この間の見直しはなされないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

すいません、金額、訂正していただいてありがとうございました。

要は、次の更新時に金額とか、場合によってはあり方、そういう付帯条件なんかも、そんなにお金いらんよとかいうふうなのがつけばいいかなと私は思ってるんですけども、更新時期が来るということを確認させていただきました。

いいです。ありがとうございました。

国松敏昭委員長

次は。最後。

中山泰宏監査委員事務局長

22ページの監査委員の旅費の増額の理由について御説明いたします。

平成25年度につきまして、西日本都市監査研修会が佐賀市でございまして、平成26年度が岡山市になりましたものですから、その分の1人頭4万2,220円の3名分、4名分の、すいません、3名分で12万4,000円の増になってございます。その分がふえた分でございます。

以上でございます。

成富牧男委員

費用弁償は。

中山泰宏監査委員事務局長

そうですね、事務局職員。事務局職員旅費の中には事務局職員分と監査委員費用弁償、監査委員2名分の旅費が含まれております。

その中で、西日本都市監査研修会につきましては、監査委員2名と事務局員1名が同行しますので、その分の人数でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

わかりました。

国松敏昭委員長

はい、ほかはございますでしょうか。

久保山博幸委員

1件だけ教えていただきたいんですが、防災費の中の委託料で気象情報収集業務、24ページの防災費、委託料の中の気象情報収集業務等委託料ということで178万3,000円組まれてますが、この内容、こういったふうな情報であるか、システムの内容を教えてください。

野田 寿総務部次長兼総務課長

気象情報収集業務等委託料でございます。

こちらは災害発生に備えまして、市の体制整備ということもございまして、基本は気象庁の情報をいただくことになっておりますけれども、こちらの気象情報の専門業者で、ウェザーニューズというふうな会社がございます。

こちらのほうから大雨があった場合についての降水量の予想とか今後どういうふうな動きをすとか、どういったいわゆる比較的細かい情報を提供いただいて、その場の判断の材料とさせていただきます。

国松敏昭委員長

いいですか。

久保山博幸委員

その情報をこれまでどういうふうな形で、例えばゲリラ豪雨とか、今後想定されるんですが、そういう情報を例えば学校なり、なりの情報伝達というか、リアルタイムの情報発信というのはどういうふうな形でされてる、されるんでしょうか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

こちらのほうは特に災害情報連絡室、まず災害情報連絡室をつくって、そのときに、河川、特に河川とかですよ、そういった氾濫状況を、降水、洪水、洪水が特に洪水から越水等が特に鳥栖市の場合についてはそういった情報が非常に、大切だというふうになっております。

それで、これはあくまで予想ですので、警報を出すか出さないかというふうなことやなしに、我々の情報を加味して、その気象情報をいただいて住民に避難勧告を出すのか出さないのか、避難していただいたほうがいいのか悪いのか、そして、その川のところの、川とか特に越水とか、そういったところの先読みをするために情報をいただいていると。特に山のほうの、降水量とか気になる情報がございまして、その判断材料とさせていただきます。

ですので、その学校に当然その昼間の被害が出るとかいうふうになれば当然学校側に総務課のほうから避難なりが必要ですよというふうな、もしそういった情報になればですね、そういった教育委員会のほうに通知を出すという形になると思います。

久保山博幸委員

今の自主防災、自主防災組織というのが、各地域にできてると思うんですが、それあたりの連携っていうのは、例えばその情報伝達というのは、考えておられますか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

自主防災組織、各町区のほうで組織していただいております。

こちらのほうにつきましても、市のほうで避難が必要だと、各避難所のほうへ住民の避難が必要だということになれば、鳥栖市のほうも呼びかけなり、区長さんのほうに連絡をして、

広報車で回るというふうな形になります。

ですので、自主防災組織のほうにも当然区長さんがトップでおられますので、情報提供という形になると思います。

以上です。

久保山博幸委員

はい、結構です。

国松敏昭委員長

はい、ほかはございますか。

下田 寛委員

すいません、お尋ねいたします。

11ページの、一般管理費、1、報酬の嘱託員76人分というのは、これは嘱託員というのは区長さんになるんでしょうか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

はい、嘱託員というの各町区の区長さんに任命させていただいております。

下田 寛委員

詳細知りたいので、ここデータでいただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

野田 寿総務部次長兼総務課長

詳細と言われますと、各町区の区長さんや嘱託員さんの報酬の額ということで、よろしいですか。

国松敏昭委員長

算定根拠ということ。

下田 寛委員

そうですね、ここの76人分が9,587万8,000円。ここの詳細がどうなってるのかっていうのを知りたいんですが。

野田 寿総務部次長兼総務課長

個別の町区全部の算定基礎という形。金額ではなしに算定基礎と。金額。

国松敏昭委員長

だから算定する根拠がね、9,587万7,000円の根拠を知りたいと。だから、町区によって違うでしょう。

野田 寿総務部次長兼総務課長

町区の区長さんによって、異なってきます。こちらが、算出基礎をちょっと申しあげますけれども、均等割額についてが4万8,310円。それから世帯数割がございまして、1世帯から

100世帯までの数を220円で世帯数、それから101世帯から200世帯が170円の世帯数、それから201世帯から300世帯までが160円掛けるの世帯数、それから301世帯の以上が150円掛けるの世帯数というふうになります。

ですので例えば、350世帯の町区の嘱託員さんの場合は、均等割額の4万8,310円に、220円の、こちらのほうが350世帯ございますので、まず、220円の100世帯、それから170円の100世帯、160円の100世帯、150円のあと残りの50世帯を、掛けた分と。

その合算額が、この場合は11万810円となりますけども、そういった合算額が報酬の額となりますので、各町区によって非常にばらばらと、算定はばらばらになります。

下田 寛委員

はい。わかっております。お願いします。はい。その資料をいただければと。

野田 寿総務部次長兼総務課長

補償の額というのは非常にその個人の額ではございますので、算定額、算定根拠について出させてもらってよろしいでしょうか。

国松敏昭委員長

そんならわかりました。委員会としても、資料提供を求めます。

いいですね。

下田 寛委員

あと、もう1点。

市制60周年記念についてなんですけど、これを総括しているの総務になるんでしょうか。

藤川博一総合政策課長補佐

市制施行60周年記念事業に関しましては総合政策課で承っております。

以上です。

下田 寛委員

要は総合政策課が中心になって、この予算っていうか、このイベントがずっとこうあるとというような組織図と考えていいんでしょうか。

藤川博一総合政策課長補佐

我々総合政策課が事務局となりまして検討委員会を、庁内で設置しております。

今回、総務文教常任委員会で審議をお願いしている予算は記念式典事業でございます。

あと各課に、記念式典関連事業の予算はお願いしておりますので、各常任委員会でも御審議をいただいていると考えております。

以上でございます。

国松敏昭委員長

だから、窓口があなたの総合政策課でちゃんと取りもって全部やってるということでしょう。そういう解釈でいいんでしょう。それば聞きござると。

藤川博一総合政策課長補佐

はい、おっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

下田 寛委員

なんで予算から見ても、今のお話わかりましたけど、総合政策課が中心だということなんですけど、これ全体的なことに関して、今回のこの60周年の目的というか、「カンレキ！カンゲキ！鳥栖シティ！」ということで、市民に対して何を訴えていきたいのかっていうのが、この予算を見る限り新規の予算がついている部分は式典をやったりが一番メインの予算ついてますが、ほかはほとんどが今まであったイベントに60周年の冠つけただけじゃないかなと思うんですけど、その点に関して、60周年の冠をつけたことで、市民に対して、今までのどういったことを訴えていきたいというような目的があるのかっていうのを、ちょっと教えていただきたいんですが。

藤川博一総合政策課長補佐

いわゆる冠事業ということでございますけれども、確かに既存事業に冠をつけたという事業も多ございます。

ただ幾ばくかの予算を例年よりも増額していただかせていただいて、例年よりもちょっと趣の異なる事業にしていきたいということでは、各事業の取り組みの担当課にお願いをしております。それでお祝いムード高めていきたいということで考えています。

以上でございます。

下田 寛委員

10年の大きな節目だから、もちろん担当課の方々が一生懸命いろいろ考えて、新しいものをつくり出されるものだと思うんですけども、メインのテーマとして今回の60周年でこれをやるんだっていうのがほしいんですけど、それはどのように考えていらっしゃいますか。

藤川博一総合政策課長補佐

メインのテーマということで60周年、人間でいうと還暦ということで、いま一度鳥栖市のことを、市民の皆さんと一緒に見詰め直すと、将来に向けて住みたくなるまち鳥栖ということも標榜しておりますので、それに向けて、市民の皆様と一緒に笑顔をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。

午後1時6分開議

国松敏昭委員長

それでは、再開をいたします。

引き続き質疑を行います。

ございますか。

先ほど何か、チラシを手元に、これに対する、何か答弁というか、説明がありましたら。

藤川博一総合政策課長補佐

午後からの委員会でお配りさせていただきました60周年記念事業のスケジュールのチラシの原稿でございます。

これは、今度の議会で御承認、予算を御承認いただいた後に全市民さんにお配りする予定の原稿でございます。

この中で、下のほうにスケジュールを入れておりますが、大きなものといましては、やはり5月に行います市制60周年記念式典、ここでは、基調講演の講師として津川雅彦氏を御招待いたします。

あと、6月にはNHKのBSの公開録画でBS日本のうたを招くことができました。

あと、9月ごろには風雲勝尾城であるとか、12月には先駆け朝日山、サガン鳥栖の練習場になっておりますので、それを看板にいたしましてPRしたいと。いうなふうなことを、主に考えております。

以上、御説明でございます。

国松敏昭委員長

はい。今について何か御質問はありますか。いいですね。

はい、ありがとうございました。

じゃあ質疑を行います。

中村直人委員

それでは、予算書は194ページ、資料では26ページ。

公営競技収益金貸付基金がことしも頭出し的に1,000円がありますけれども、今日までどのくらい積み立てがされて、本市はそれを活用しているのがどのくらいあるのか、またそれを返済する期間、年利率等があればお願いしたいと思います。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

資料26ページ、款13. 諸支出金でございます。

公営競技収益金貸付基金の支出金といたしまして、昭和55年に佐賀県公営競技収益基金貸

付基金等が設立されまして、唐津市、武雄市、鳥栖市、こちらの公営競技、本市における分につきましては、佐賀競馬場の収益金からの積立金になります。

その中で、平成24年度の末現在でございます。基金現在高29億9,088万2,159円となっております。本市からの拠出金の累計でございますけれども、3,670万円。こちらが平成9年度末から、支出金はしておりませんので、平成9年度からの異動等はございません。

あと、平成23年度末の貸し付け残高、7億3,429万7,821円でございます。本市の借入残高は5,952万1,475円となっております。あと、利率についてちょっと今手持ちの関係資料等がございます。

残高並びに借入金の額の報告をさせていただきます。

中村直人委員

これは佐賀県、鳥栖市、武雄市、唐津市、玄海町も入っていたと思いますね、多分そうだと思います。なぜ玄海町が入っていたのか知りませんが、玄海町が多分あったと思います。3,670万円基金に拠出をしておるということですね。それから5,952万円今活用していると。スタジアム改修と、重粒子線がんがあったと思います。多分、あったと。資料もありましたね。参考資料で。

その、また後でいいですから、返済期間、何年で返済するのか。それから利率がどのくらいなのか。それお願いしたいと思います。

それから予算書は84ページ、資料9ページですが、臨時財政対策債があります。

今年度1億円減額して9億円になしておると思いますが、今日までの臨時財政対策債の、資料あったかな、総合計としてわかりますか。

それから、これは多分地方交付税の前倒しで地方交付税が入れないというか、前倒しでこの臨時財政対策債などを活用してやってる分で、これ地方交付税として、振りかえてくると思うんですが、今日まで臨時財政対策債はどのくらい使ったのか、起債を起こして、そしてそれに対する返済が、地方交付税として算入されたものがどのくらいあるのかわかりますか。それをお聞きしておきます。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

臨時財政対策債の件でございます。

地方交付税の振替措置というところで、発行可能額というのが国、総務省からの通知の中で、限度額というのが地方交付税の確定の額のとときに発行可能額というのが来るわけでございます。今年度の予算として、あくまで見込み額というところで、9億円の額の予算計上いたしております。

そこで、先ほどの額でございますが、平成15年から臨時財政対策債の発行を行っております。

す。過去10年少々なったるわけでございますけれども、平成15年が11億5,320万円、平成16年度8億3,370万円、平成17年、6億3,640万円。平成18年、6億円、平成19年、5億4,430万円、平成20年、5億980万円、平成21年、7億9,130万円、平成22年、12億5,000万円の発行可能額、こちらについては13億932万1,000円ございましたけど、発行額は12億5,000万円、平成23年度が10億5,930万円、平成24年度につきましては10億8,144万3,000円の発行可能額につきまして、9億5,000万円。平成25年度が11億89万2,000円に対しまして10億円発行いたしております。

その中で、こちらの元利償還額については基準財政需要額に後年度算入されてくるということになりまして、発行可能額の起債償還額、元利均等額が、交付税に全額算入されてくるわけでございます。ちょっと今具体的な数字というのが今手持ちに持っていないところございます。

発行額につきましては、おおむね少ない年で5億円、多いときでは、102億円程度発行してきた経緯等ございまして、元利償還額につきましては、基準財政需要額に算入されておると、いうところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

そうしますと、約90億円からの、臨時財政対策債を発行してきたと。平成15年から平成25年ですね、大体今ちょっと、私の頭の中で計算をしたら、大体90億ぐらいやないかと思いますが、発行額されて、それで、この基準財政需要額の中に入れ込んで、そして、地方交付税に算入してもらってると。極論すると、地方交付税を90億円、今まで90億円もらわにゃいかんとということになると思いますが。それだけもらってるといことですか。代替措置ですので、それが入ってくるのが当たり前だと思いますので。そうされてるのかどうなのか、それともまだ国は借金が多くて困っていますので、子供の市に、まだ、それは自分たちで返済しよいなさいと、こう言ってるのか。親の面倒はどのくらいあるのか。お伺いします。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

臨時財政対策債と、あと地方交付税との関係に対する御質問だと思います。

先ほど平成15年から随時、臨時財政対策債ということで発行する中で、おおむね90億円という御指摘をいただいたところであります。

本市の起債残高200億円程度の中で占める割合というのは非常に大きいものかと、いうふうに認識をするわけでございます。これにつきましては、中村議員言われるように、後年度で基準財政需要額に算入されておると。

しかしながら、交付税額として、本来であれば国が、地方交付税額として、その当該年度

で負担すべき交付税が臨時財政対策債に振りかえたことによって、後年度での基準財政需要額、したがって収入額からさっ引かれるという事実等もございまして、そういった経緯の中、本市において財政収入額、例えば平成19年度であれば不交付団体になったと、この15年からの発行額からすれば、全額、交付税措置がされていないのではないかと御指摘だと理解するわけですが、制度の趣旨からすれば、地方交付税の振替措置であります臨時財政対策債として、本市において起債を発行しながら、その発行額についても、過去3年間発行可能額全額を発行はいたしておりませんが、発行可能額での基準財政償還額、元利支払い額については、需要額には算定がなされておるところで、現時点制度においては、借金を本市がして、後ほど交付税措置がされておると、需要額に算定されておると御指摘です。

以上でございます。

中村直人委員

最近では地方債減らすために、臨時財政対策債を減額をするという御指摘があると思うんですよね。

それをするとするならば、地方は大変厳しい状況の中にある、財政やりくりやっってるわけですので、そこで臨時財政対策債を減額をしていくという国の方針であれば、地方交付税で当然それを賄ってやらないと、地方は持たないということに、言いかえられると思うんですよ。

そこら辺の、国の方針、沿った形であれば地方交付税に当然その減らされた分は、こちらで予定していた臨時財政対策債を活用してやろうかなというときに、それは、これ、ことしはこれだけの地方債を減額しますのでその枠内でやってくださいと、こう言われたときに、ちょっと困るところがあると思うんです。

そのようにした場合には、代替措置ですので、じゃあ逆に、それは減らすとするならば、地方交付税をふやしてあげましょうというのが本来の姿でないといけないと思うんです。

そこら辺の現在のこのやりとりとか、方向性とか、そういったものは地方自治体に対してどのような指摘があつておるのか。お聞きをしておきたいと思っております。

国松敏昭委員長

お答えはいいんですか。

ああ、どういう姿勢もってるか。

詫間 聡総務部次長兼財政課長

今の臨時財政対策債の発行額の抑制の関係でございますけれども、今御指摘いただいているように、地方交付税の具体的な算定にもかかわってくるものと思います。

近年では社会福祉費の増加とか臨時財政対策債の振替相当額の減、今平成26年度では振り

かえの減というのが来ております。

そういった中で、地域の元気づくり推進事業が廃止され、その代替措置による、地域元気創造事業の創設と、あくまで国のほうの地方交付税の考え方、単位費用なり測定単位、あと補正率等含めて、減額されてる意向であるのかというふうな認識をしております。

そういった中での臨時財政対策債の発行額の減額ということ、あくまで臨時財政対策債は交付税の振替措置になりますので、そこを減額するのであれば当然、全体的な見直し等になった中で、発行額というのは、地方の財政というのは厳しい状況にますますなってくるものと認識をいたします。

こういった中では、交付税法の改正という形で伴って単位費用の減額というのが大きな、国からの一方的な指導等にしかかってないような状況でして、法改正等によってあくまで単位費用が決まりましたということでの算定になってるのが現状であると思います。

そういった観点からしますと、地方交付税等の減額並びに臨時財政対策債の減額等が厳しく、国からの指摘、指導があるものというふうな認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

中村直人委員

今申されますように、大変地方にとっては厳しい財政事情があるにもかかわらず、国のほうの方針というのはなかなか、地方を助けてあげようという意識がないと。

今の政治は国家を守ろうとするけども地方は守らないというふうな感じがしておりますので、財政を見るだけでも、そういったものが明らかになってくると思います。

やはり地方は大変厳しい状況がありますので、やはりそういった何らかの色んな手だてをしながら、税収を伸ばそうとか努力はしているんだけど、なかなか消費が追いついていかないとか、それだけ購買力、勤労者とか何かのやはり懐具合が悪いから、購買力が少ないので消費が伸びないという手もあると思いますので。

そういった面、全体的なもの考えながら、財政のあり方ちゅうのは考えていかなければいけないだろうと思いますので、今後とも努力をしてほしいとこういうことを要望しておきます。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですね。

〔発言する者なし〕

はい。

ないようでございますので、質疑を終わります。



国松敏昭委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

御苦勞様でした。

午後 1 時 26 分散会

平成 26 年 3 月 19 日 (水)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

教育 長	天野 昌明	生涯学習課長	緒方 心一
教育部 長	園木 一博	生涯学習課参事	岡本 昭徳
教育部 次長	尼寺 学	生涯学習課長補佐	佐藤 敦美
教育総務課総務係長	豊増 裕規	生涯学習課文化財係長	久山 高史
教育総務課総務係主査	桑形 伸	文化芸術振興課長	白水 隆弘
学校教育課長	柴田 昌範	文化芸術振興課長補佐	久保山 卓
学校教育課参事	佐々木 英利	文化芸術振興課文化芸術振興係長	古沢 修
学校教育課長補佐	宮原 信	スポーツ振興課長	石丸 健一
学校教育課主幹	中山 孝史	スポーツ振興課長補佐	三橋 和之

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 江下 剛

5 審査日程

議案審査

議案乙第9号 平成26年度一般会計予算

6 傍聴者

2 人

7 その他

なし

今回の当初予算でお願いしております主な事業につきましては、本年9月の運用開始を目指しております小学校給食センターの建設事業費4億7,277万2,000円及び運営に要する経費として8,807万5,000円、田代中学校大規模改修事業に至る設計委託料500万円、ICT利活用推進事業として県の先進的ICT利活用教育推進事業臨時交付金を活用しまして、市内全中学校の普通教室に電子黒板整備するための2,240万円、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業において、昨年に続き、葛籠城跡の公有化を進めるための2,130万円、県の補助を受け、昨年に引き続き、スタジアム改修事業として3億9,764万円となっております。

また甲議案でございますけれども、鳥栖市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴いまして、委員等の規定を条例の中に盛り込むための改正となっておりますところでございます。

以上、概要について申し上げますけれども、詳細につきましては、これより各担当課長より資料により説明をさせていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

国松敏昭委員長

引き続きよろしくお願いいたします。

白水隆弘文化芸術振興課長

それでは、総務文教常任委員会会議資料に基づきまして、議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算、歳入の部より御説明を申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。

1ページ2段目、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節1. 社会教育使用料のうち、主なものにつきましては、鳥栖市民文化会館使用料及び定住交流センター使用料でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

すぐ下でございます。

節2. 保健体育使用料につきましては、スタジアムを初めとする体育施設、21施設の使用料でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目の4. 教育費国庫補助金、節の2. 小学校費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金につきましては、学校給食センター建設工事及び小学校教室空調設備設置工事に伴う交付金でございます。

また、節3. 中学校費国庫補助金につきましては、中学校教室空調設備設置工事に伴う交

付金でございますが、詳細につきましては、歳出の説明の中で申し上げます。

以上です。

緒方心一生涯学習課長

国庫補助金のほうに戻っていただきまして、2ページの節4. 社会教育費国庫補助金につきましては、埋蔵文化財確認調査に伴う補助金といたしまして、国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

また、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡史跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴う補助金といたしまして、国から事業費の5分の4の補助を受けるものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

款16に移ります。県支出金、項2. 県補助金、目7. 教育費県補助金、節1. 教育総務費県補助金は、主にスクールカウンセラー事業に対する県から3分の1の補助を受けるものです。

以上です。

緒方心一生涯学習課長

続きまして、節4. 社会教育費、県補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴い、県のほうから事業費の18%の補助を受けるものでございます。

また、放課後子供プラン推進事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室推進事業につきましては、それぞれ県のほうから事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

次に、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の公有化事業に伴い、補助金といたしまして、県から事業費の7%の補助を受けるものでございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

すぐ下でございます。

節5. 保健体育費県補助金につきましては、平成25年度に引き続き行いますスタジアム改修事業に伴う補助率50%の県補助金でございます。

緒方心一生涯学習課長

次のページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項4. 受託事業収入につきましては、開発事業に伴います埋蔵文化財発掘

調査費でございまして、その開発を行います原因者の全額負担となることから、原因者負担分を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

その下でございます。

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入の主なものといたしましては、施設のシャワー代等の光熱水費雑入、田代小学校に設置されております中原特別支援学校の負担金、自動販売機の設置等によります文化、体育施設雑入及びネーミングライセンス料でございます。

ネーミングライセンス料につきましては、ベストアメニティ株式会社と契約いたしました、平成26年1月から12月までの年額3,150万円のうち、4月から12月までの9カ月分を計上しております。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

同じページ、款22. 市債、項1. 市債、目4. 教育債、節の1、小学校債につきましては、学校給食センター建設工事及び小学校普通教室空調設備設置工事、同じく節の2、中学校債は、中学校普通教室空調設備設置工事に伴う経費について起債をお願いするものでございます。

以上です。

石丸健一スポーツ振興課長

すぐ下の節3. 保健体育債につきましては、スタジアム改修事業に伴います市債の借り入れでございます。

歳入については以上でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

歳出を申し上げます。4ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目の1 教育委員会費につきましては、節1. 報酬費は、教育委員4人の報酬でございます。

目の2、総務事務局費のうち、節の2、給料から節の4、共済費につきましては、教育長、教育部長及び教育総務課職員6人分の人件費でございます。

節の7、賃金につきましては、学校保健員、学校用務員、学校事務補助員の嘱託等の賃金でございます。

節の13、委託料は、学校施設の警備委託料、中学校の日曜祝日の日直代行委託料を計上しております。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

5ページをお開きください。

目3. 学校教育事務管理費のうち、節2. 給料から節4. 賃金までは学校教育課職員7名分の人件費です。

節7. 賃金は嘱託指導主事2名、学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員2名、教育相談員1名の賃金でございます。

節8. 報償費のうち謝金は、市内小・中学校のスクールカウンセラーの配置に係る謝金のほか、いじめ問題等支援委員会の委員、就学指導相談会の相談員謝金等となっております。

なお教科日本語の取り組みについては、主要事項説明書3ページに記載しておりますので、そちらをごらんください。

その教科日本語関係では、節8. 報償費から、年3回実施します日本語教育検討委員の謝金、節9の旅費から検討委員会の旅費、節11の需用費から、4種類教科書つくりますけれども、この教科書の印刷製本費、節13. 委託料の中から教科書作成のためのイラスト、写真等の委託料等となっております。

節13の委託料で主なものでは、語学指導業務委託料としまして、外国語指導助手、ALT5名を市内小学校の英語活動及び中学校の英語の授業で活用するために配置している、民間委託料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のうち、スクールサポーター配置負担金につきましては、鳥栖中と鳥栖西中に配置されている2名のうち1名分を市で負担するものです。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

6ページをお願いいたします。

項の2、小学校費、目1. 学校施設管理費のうち、節の2、給料から節の4、共済費につきましては、学校用務員4名、学校保健員9名、学校事務補助員1名、計14名の人件費でございます。

節の11、需用費では、学校給食センターの運用に係る消耗品や光熱水費をお願いしております。

もう一つ下の参考、参考資料をごらんください。参考資料の4ページでございます。

平成26年9月からの供用開始に向けて、小学校給食センターに係る運用経費を掲載させていただいております。

内容といたしましては、嘱託職員等の賃金、燃料費、食糧費といたしましては、試食会として2回を予定をいたしております。

その他、印刷製本費、光熱水費でございます。

次に、節の13、委託料につきましては、学校給食建設工事に伴う管理委託料、空調設備設置工事に係る委託料が主なものでございます。

節の15、工事請負費では、営繕工事や学校給食センター建設工事、空調設備設置工事が主なものでございます。

参考資料をお願いいたします。5ページをお願いいたします。

学校給食センターの事業内容といたしまして、工事監理委託料、学校給食センターの建設工事と、それとあわせまして、各小学校のパントリーの改修工事、取り付け道路であります市道蔵上西中道路の改良工事、及び厨房の購入費でございます。

それから、空調の設備工事につきましては、6ページをお願いいたします。

これは小学校の普通教室、全教室に空調機を設置するものでございます。149教室を予定をいたしております。平成25年5月1日現在では145教室ありますが、全ての教室に設置をいたしておりません。平成26年度は、4教室増を見込んでおるところでございます。

次に節18、備品購入費では、学校給食センターの厨房設備の購入をお願いするものでございます。

節23、償還金利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設工事に伴う立替金を都市再生機構に償還するものですが、予算書の最後のページ、22ページをお願いいたします。

資料の22ページ、この一番下に債務負担行為を組んでおりますが、弥生が丘小学校建設事業に係る都市再生機構の立替金の償還でございます。償還は平成20年度から始まっておりまして、平成25年度までに8億円余りを償還をいたしております。

平成26年度から平成39年度まで期間がございますが、6億円余りを償還するものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

目2、学校事務管理費について主なものを御説明いたします。

節1、報酬は校医16名、歯科校医12名、学校薬剤師8名の報酬です。

節7、賃金は、主要事項説明書7ページをごらんください。小学校の特別支援学級生活補助員21名分の賃金です。

特別支援学級等に在籍し、1人で学校生活を送ることが困難な児童生徒に対して、学校生活全般の補助や、交流教育等で補助などを行うものです。

次のページに移ります。

節8、報償費は、主に学校評議員、8校に5名ずつ、40名の謝金等となっております。

節11. 需用費は、新1年生への防犯ブザー、3年生用の社会科副読本、及び4年生社会科の副読本、学校の光熱水費等となっております。

節13. 委託料の主なものでは、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料、鳥栖小学校11名の学童輸送業務委託料等となっております。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、コピー機、児童用パソコンの借上料、国語算数のデジタル教科書ソフトウェア使用料が主なものとなっております。

節18. 備品購入費の主なものは、児童用机いすの購入費用、児童用図書、学校備品が主なものでございます。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会の負担金等となっております。

目3. 教育振興費、節18. 備品購入費は小学校の教材費、理科、備品購入の費用でございます。

節20. 扶助費は、要保護、準要保護児童の学用品費や学校給食費等の補助、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

以上です。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

9ページをお願いいたします。

項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費のうち、節の13、委託料につきましては、空調設備設置工事に伴う設計監理委託料及び田代中学校大規模改造工事の設計委託料が主なものでございます。

田代中学校の大規模改造工事につきましては、参考資料の8ページをお願いいたします。

この工事につきましては、建物の老朽化に応じまして、年次計画で大規模改造工事を実施することといたしてございまして、平成26年度に設計委託、27年度以降建物等の大規模改造工事に取りかかるものでございます。

予定といたしましては、平成27、28、29年の3カ年を予定しているところでございます。

節の15、工事請負費につきましては、空調設備に伴う経費をお願いするものでございます。

参考資料の6ページをお願いいたします。中学校の普通教室の1、2年生の普通教室、37教室に空調設備を設置するものでございます。平成25年5月時点では、1年生から3年生まで55教室のうち、中学3年生の教室18教室には設置をいたしてございました。平成26年度、中学3年生の3クラス増については、平成25年度3月補正でお願いしているものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目 2. 学校事務管理費、中学校の主なものを御説明いたします。

節 1. 報酬は校医 6 名、歯科校医 6 名、学校薬剤師 4 名分となっております。

節 7. 賃金は、中学校選択制弁当給食に係る栄養士嘱託職員 1 名分と特別支援学級生活補助員 4 名分の賃金です。

節 8. 報償費は、学校評議員 20 名分の謝金及び理化学研究所講演会講師 4 名、4 校分の謝金が主なものとなっております。

節 11. 需用費の主なものは、副読本中学校生活と進路、中学校体育実技、それから中学校献立表の印刷製本費及び光熱水費等となっております。

節 13. 委託料の中で主なものは、塵芥収集委託料、開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料です。

給食業務委託料は、中学校選択制弁当給食に係る調理等の日米クックへの業務委託料となっております。

節 14. 使用料及び賃借料の主なものは生徒用パソコン借上料及びデジタル教科書ソフトウェア使用料でございます。

節 18. 備品購入費の主なものでは、電子黒板購入費です。これは主要事業説明書 9 ページに掲載しております。

中学校の普通教室、67 教室ございますが、現在、11 台設置しておりますので、残り 56 台を購入することで、全教室へ電子黒板を配置し、よりわかりやすい授業の実現を目指すものでございます。

その下の備品購入費としましては、中学校生徒用の机、いすの購入費用、生徒用図書、一般備品購入費、楽器購入費となっております。

節 19. 負担金補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターの負担金、あとは各種研究会の負担金等となっております。

11 ページをお開きください。

目 3. 教育振興費、節 18. 備品購入費は中学校の教材費、理科備品等の購入費、節 20. 扶助費は、要保護、準要保護生徒の学用品費の補助、及び特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われるものでございます。

以上です。

緒方心一生涯学習課長

続きまして次のページ、12 ページをお願いいたします。

項 4. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費の主なものについて御説明をさせていただきます

す。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、生涯学習課職員12名分の人件費でございます。

節7. 賃金は、同和教育集会所に配置しております事務員の賃金でございます。

節8. 報償費につきましては、講師謝金及び成人式の記念品代でございます。

節13. 委託料のうち、市民人権意識調査委託料につきましては、市民の人権同和問題についての意識状況を明らかにすることによって、今後の人権同和教育啓発事業の効果的推進を図ることを目的に実施をするものでございます。

次に、年少少女派遣事業委託料につきましては、本年度に引き続きまして、鳥栖市と対馬市との歴史的な関係に基づきまして、市内の小中学生30名を対馬に派遣し、対馬での体験活動や交流、歴史を学ぶことで青少年の健全育成を図るものでございます。

次のページ、13ページをお願いいたします。

節19. 負担金補助及び交付金の主なものでございますけれども、下から四つ目、放課後児童クラブ運営協議会補助金につきましては、主要事業説明書10ページをお開きいただきたいと思っております。

なかよし会につきましては、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、放課後等に学校敷地内専用施設や、学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を設け、児童の健全な育成を図っておるところでございます。

市内の全ての小学校に放課後児童クラブなかよし会を設置しておりますけれども、平成26年度は鳥栖小学校に1クラブ、鳥栖北小学校に2クラブ、田代小、若葉小、基里小にそれぞれ1クラブ、麓小に2クラブ、旭小、弥生が丘小学校に各3クラブ、合計で14クラブの開設を予定しているところでございます。

なお、長期休暇中には鳥栖小を二つに分設をいたしまして、利用者増加に対応することといたしております。

補助金につきましては、なかよし会を運営いたしております放課後児童クラブ運営協議会のほうへ交付をするものでございます。

この補助金につきましては、なかよし会の運営に係る経費の補助として、総事業費の2分の1の補助をすることといたしておりますけれども、残りの2分の1につきましては保護者からの利用料を徴収することといたしております。

また、これにあわせまして保護者利用料につきましては、生活困窮世帯や、多子世帯へは減免措置をとることといたしておりますので、この減免額についても市から補填することと

いたしております、その合計額を運営協議会に対して補助することといたしております。

留守家庭児童等少年教室事業費の内訳といたしましては、下の表に掲げておりますとおり、上から職員旅費、修繕料、鳥栖北小Bクラスの借家料、放課後児童クラブ運営協議会の補助金、研修会負担金を上げさせていただいてるところでございます。

委員会資料の13ページにお戻りいただきたいと思っております。

目2.文化財保護費につきまして、主なものについて説明をさせていただきますけれども、その費目につきましては、主に勝尾城筑紫氏遺跡の整備事業に取り組むことといたしております。

再度主要事業説明書に戻っていただきまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。

国指定史跡勝尾城筑紫氏遺跡につきましては、史跡指定業務に一定のめどがついたことから、同史跡の保存整備活用の推進を図るために平成24年度に史跡整備計画、基本計画を作成したところでございます。

今後はこの遺跡整備基本計画に基づきまして、保存整備活動、活用を図ってまいりますけれども、短期計画いたしまして、平成25年度からの3カ年事業で葛籠城跡地区の公有化事業、平成26年度から3カ年計画で葛籠城跡地区の整備に伴う発掘調査を国・県事業の補助事業を活用して、実施をし、史跡の保存整備事業を進めてまいることといたしております。

事業の内容といたしましては、①で葛籠城跡地区の史跡買い上げ事業といたしまして2,580万円で、この事業の補助率は国80%、県7%となっております。

葛籠城跡地区の整備に伴います発掘調査事業といたしましては、199万6,000円でございます、この事業の補助率は国50%、県18%となっております。

また、保存整備委員会の開催等経費といたしまして33万4,000円を計上させていただいております。

なお、見開きの下のページのところに葛籠城跡整備計画図を掲載させていただいておりますけれども、墨色で塗っております区域が買い上げ地域でございます、全体面積は約12.5ヘクタールとなっております。

このうち平成25年度については、約3.5ヘクタールの土地を1,850万3,000円で購入しております。

平成26年度につきましては、面積約3.9ヘクタールを1,850万3,000円で購入することを予定しているところでございます。

なお、葛籠城跡地区については、四阿屋駐車場や、惣構え、空堀駐車場を起点に比較的容易な見学が可能であると、失礼いたしました。平成26年度については1,990万9,000円でございます。申しわけございません。

葛籠城跡につきましては、現状でも一般来客者が容易に理解できるほど、遺構の残存状態が良好な地域でございますので、今後の整備につきましては、自然環境を生かした上で、戦国期の城に来たことを実感できるような見学のポイントとなる地点で空堀や土塁等修復することといたしまして、散策ルートについても、自然観察を楽しみながら石垣や空堀、土塁が見学できる遊歩道的な散策ルートを設定する計画といたしてるところでございます。

以上でございます。

白水隆弘文化芸術振興課長

説明資料15ページをお願いいたします。

目3. 図書館費の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

図書館費の節2から節4につきましては、図書館職員5名の賃金等でございます。

また、その下、7、賃金につきましては、図書館司書等10名、また土日等に採用しております臨時職員4名の賃金でございます。

節18. 備品購入費につきましては、図書の書籍等の購入費でございます。

失礼しました、その上でございますけれども、節15. 工事請負費につきましては、営繕工事といたしまして、現在トイレがロータンク式でございますので、図書館のトイレをフラッシュバルブ式に交換して臭気等の排除をするための予算を計上いたしております。

以上でございます。

緒方心一生涯学習課長

次のページ、16ページをお願いいたします。

目4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内遺跡の確認調査及び試掘調査にかかわる経費でございます。

目5. 埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発事業に伴います市内遺跡の本調査に係る経費を計上しておりますけれども、この経費につきましては全額開発者負担ということとなっておりますのでございます。

以上でございます。

白水隆弘文化芸術振興課長

16ページその下、目6. 文化振興費につきまして御説明を申し上げます。

文化振興費、節2から節4につきましては、文化会館、サンメッセ鳥栖の職員10名分の賃金等でございます。

また、その下の節7、賃金につきましては、文化会館嘱託職員1名の賃金を計上いたしております。

節11. 需用費の主なものにつきましては、燃料費及び光熱水費等空調等に必要なものを計

上させていただきます。

次のページ、17ページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、市民文化会館、業務と管理業務等委託料の主なものにつきましては清掃業務、電気工事の管理業務等でございます。

また、その下、市文化事業協会委託料につきましては、主要事項説明書の13ページを御参照いただきながらお願いいたします。

目的といたしましては、文化的各種催し物を行い、地域の文化の向上に貢献するために行っておる事業でございます。

また、今年度は昨年度に比べまして、60万円程度増額をいたしまして、60周年記念事業といたしまして、アウトリーチ事業、主に訪問演奏、さまざまな分野での訪問演奏等を各市内の小・中学校及び希望される幼稚園、保育園等に行うという事業を計上いたしておるところでございます。

その下、文化事業推進支援事業委託料でございますが、これは昨年9月に補正をお願いしてもでございますけれども、緊急雇用対策事業といたしまして、1年間、市内の事業所に委託をいたしまして、文化会館内で行いますPR事業、その他の物にもPR事業等につきましても人材を派遣していただくような事業となっております。平成25年10月からの施行となっております。

その下、ピアノコンクール委託料につきましては、今年度まではピアノコンクールに補助金として計上いたしておりましたが、来年が60周年を迎えるということとピアノコンクール自体が20周年を迎えるということになりまして、より主体的に鳥栖市がこの事業にかかわるべく、委託料として計上させていただきます。

その下、節14. 使用料及び賃借料の一番下段でございますけれども、会場借り上げ料の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

主要事項説明書14ページを御参照いただきたいと思います。

主なものにつきましては、来年度、市制60周年を迎えます主な催しものとして、NHKの全国放送のBS日本の歌という催し物の招聘を計画いたしております。現在、日には6月の17、18、19日でございます。この分の会場借上料、使用料等を計上させていただきます。

その下、節15. 工事請負費につきまして御説明を申し上げます。

主要事項説明書の15ページをお願いいたします。

文化会館営繕工事費……

国松敏昭委員長

ちょっと待って。こら番号ずれとるね。

白水隆弘文化芸術振興課長

15ページ、でございますか。(発言する者あり)

国松敏昭委員長

そうそう、すみません。よかです、わかるとるけんよかです、そんなら。

白水隆弘文化芸術振興課長

済みません、15ページでございます。

事業の内容といたしましては、文化会館営繕工事費といたしまして、大ホール舞台機構、主につり物の老朽化に伴います部分の改修工事、それから、空調設備工事といたしまして、会議室の2及び大ホール楽屋通路への空調の設置、改修等でございます。

引き続きまして、その下、目7. 定住交流センター費につきましては、主要事項説明書16ページに記載いたしておりますので、御参照いただきたいと思えます。

主なものにつきましては、節7. 賃金につきましては、嘱託職員7名分の賃金でございます。

需用費の主なものにつきましては、光熱水費等は空調、主に空調の光熱水費ということで計上させていただいております。

以上、御説明を終わります。

緒方心一生涯学習課長

続きまして、目8. 勤労青少年ホーム費でございます。

主なものにつきましては、節7. 賃金につきましては、勤労青少年ホームの嘱託職員1名の賃金でございます。

節8. 報償費は、勤労青少年ホームで開催いたしております教養講座開催に伴います講師謝金でございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ振興課長

19ページをお願い申し上げます。

項5. 保健体育費の主なものを御説明させていただきます。

まず、目1. 保健体育費の節1. 報酬は、スポーツ推進員42名に対する報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、スポーツ振興課職員10人分の人件費でございます。

節8. 報償費は、スポーツ振興奨励金が主なものでございます。

節13. 委託料のうち、地域交流推進事業等委託料につきましては、主要事項説明書の17ペ

ージを御参照いただきたいと思います。

これは平成25年度までは総合政策課で計上をしておいた事業でございます。サガン鳥栖を通じた地域交流、まちづくりを推進することを目的とした事業に要する経費でございます。

具体的には、ガイドマップ作成、市制60周年記念事業に関連したマッチデー、冠スポンサー協賛金などを予定しております。

また、60周年記念にあわせまして、ダイヤモンド婚も予定を申し上げております。

委託料のほかの部分につきましては、鹿島市、嬉野市、武雄市を中心に開催されます第67回県民体育大会への出場委託料、各校区で開催されます市民体育大会の開催委託料を計上させていただきます。

節19. 負担金補助及び交付金につきましては、これも平成25年度までは総合政策課で計上しておりました県プロサッカー振興協議会負担金、鳥栖市、基山町、久留米市、小郡市の3市1町の持ち回りで開催しておりますクロスロードスポーツレクリエーション祭負担金、次の20ページの上のほうをお願いいたします。

市体育協会への補助金、県大会を経て九州・全国大会に出場する場合のスポーツ大会出場費補助金などが主なものでございます。

次に、目2. 体育づくり運動推進事業費について御説明申し上げます。

節8. 報償費につきましては、高齢者対象の若さはつらつ教室や助成対象のミズ・フレッシュ教室などの講師謝金等でございます。

節13. 委託料につきましては、小郡市で平成26年度は開催が予定されておりますクロスロードスポーツレクリエーション祭の本選に出場する鳥栖市代表選手を先行する大会に要する経費、スポーツレクリエーション祭の開催に要する経費、市民体育館のトレーニングルームで実施しておりますトレーニング指導に要する経費、それと平成26年度は、市制60周年記念事業としての位置づけを行いまして開催する経費を例年より100万円増額しております、ロードレース大会などが主なものでございます。

次に、目3. 体育施設費につきまして御説明申し上げます。

主要事項説明書の18ページに体育施設維持管理費ということで上げさせていただいておりますけれども、主なものは予算説明の中で御説明をさせていただきたいと思っております。

節7 賃金は、嘱託職員21人と夏のプール開設時の臨時職員4人分の賃金でございます。

節8. 報償費は、ウォーキング、サッカー、野球の各種大会の謝金や賞品に要する経費でございます。

節11. 需用費につきましては、芝やプールを初めとする各体育施設の管理用品や薬品費等の消耗品費、各体育施設の電気、上下水道、ガスに要する光熱水費、各体育施設の修繕料が

主なものでございます。

節12. 役務費につきましては、各施設の電話代等の通信運搬費、芝かす処分やプールの水質検査等の手数料が主なものでございます。

節13. 委託料につきましては、各体育施設の電気、空調設備等の保守点検等、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なものでございます。

次の21ページをお願いいたします。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要します機器やプールの券売機等の借上料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、市民プールと相撲場の営繕工事費、それから、主要事項説明書の19ページをお願いいたします。

平成25年度に引き続き、ホスピタリティーの向上とJリーグクラブライセンスに対応するために、スタジアムの空調改修、協調回線監視モニターの設置、芝の張りかえ、夜間照明設備改修を行いますスタジアム改修工事費、施設の稼動及び環境充実を行うために、8面のコートのうち半分の4面を人工芝化いたします市民庭球場改修工事、安全性の向上を図るため、ネットの高さをあげます儀徳町運動広場防球ネット増設工事費でございます。

節17. 公有財産購入費につきまして御説明申し上げます。主要事項説明書の20ページを御参照いただきたいと思います。

現在、スタジアムの第4駐車場として利用しております土地でございます。市の土地開発公社から約2,350平方メートルを買い戻すために要する経費でございます。全体面積は約1万2,000平米でございます。約5年をかけて買い戻す予定としております。

以上でございます。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

22ページの上段ですが、学校給食センターの建設事業に係る継続費の総額の進捗に応じた、各年度ごとの財源内訳を記載しているところでございます。

以上です。

国松敏昭委員長

終わり。つけ加えよかですか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

以上で説明を終わります。

国松敏昭委員長

はい。

そしたら、質疑があると思いますが、ここでトイレ休憩したいと思います。

うというようなケースが考えられます。

そういうのを前提にして、やっぱり利用料金っていうのは、市民の方々が自主的に自分たちの発表会をやったり、もしくは自分たちの、こういう人たち、このこのアーティストの演奏を聞いてもらいたい、多くの市民に聞いてもらいたい、自分たちだけやなくて聞いてもらいたい。それから、もしくはこういう歌い手の歌を聞いてもらいたいとかいろいろあると思うんですね。

そういうときに、やっぱりこの料金の、全然、二つ言いましたけど、減免規定がないということ、それから利用料金が1,000円を境に大きく使用料が違うというこの問題が、やっぱり利用する側からすると、いろいろ問題があると、ネックになっているというふうに思うんですが、まず最初言ったように、減免規定をなぜ設けなかったのかが一つ。

それから、今の料金体系についてどう考えておられるのか、この二つについてお尋ねします。

白水隆弘文化芸術振興課長

まず委員最初の質問、なぜ減免がされていないかというところにつきまして、お答えを申し上げます。

まず導入当初、他市の状況等鑑みまして、ホールにつきましては、減免をしておられないところが多かった、多く見受けられたということは、一つ。

それからまた民間のホール等に比べましては、利用料金等がかなり低い料金で御提供しておりますので、そういったことが一つ。

それからもう一つホールにつきましては、基本的には興業をされるところでございます。

貸し館でございますので、御自由に使っていただきまして、今御質問の中にございましたように、営利目的でも使えますし、そうでなくても使えるというところの体系になっておるところでございます。

そういった観点からホール等につきましては、減免規定を設けていないと、設けていない貸し館施設であるというところとして、現在運営をしてるところでございます。

また、1,000円を境といたしまして、利用料金等が大きく変わってまいりますけれども、1,000円未満というところでの利用を現在、利用等鑑みますと、各学校等の講演会、発表会であったり、幼稚園等でも利用いただいておりますけれども、そういった低料金で、低料金、低入場料を徴収されて運営をされる部分が、学校それから幼稚園、保育園等がもうございます。

それからまた自衛隊さん、それから近くではブリヂストンさんもかなり低料金で皆様方に御提供されておりますので、そういったところへは興行としての、営利というところではご

ざいまいしょうが、営利の目的の内容は薄いと考えられますので、そういう料金体系で御提供されると。

また、それ以上につきましては通常の興行といたしまして、入場料で、出演料、その他会場使用料等を賄うような興行を行われるといふような考えのもとに料金の区別をしておるものと考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

2番目のことから言います。

今の答えやったら1,000円以上は興行とみなし、大体興行だというふうに考えておるといふふうに今言われたと思いますけど、実態から、そうでしょうか。

例えば、今度の、これはまた別な点からちょっとお尋ねしようかなと思ってるんですけど、財津和夫の6,500円、6,500円ですね、あれ。7,000円、6,800円、まだ高かった。失礼しました6,800円。これはそうしたら興行でやってるんですか。これ60周年記念事業としてやってやってるわけでしょう。

私そこんどこ、別に言葉尻を取って言っているつもりはないんですが、やはりそういうふうに6,500円、800円というふうに設定されたのは、やはり皆さんに聞いて、そちら言い分からすればですよ、私はもっと下げられると思ってんですけど、6,800円しないと、それなりのペイしないから6,800円でされたと思うんですよ。

だから1,000円以上になるとですね、その興行っていう考え方はいかななものかと思いますが、いかがでしょうか。

白水隆弘文化芸術振興課長

現在1,000円を境に、確かに利用料金等の区別がなされております。

今、先ほど私から答弁を申し上げましたように、多くの、学校その他の半公共と申しますか、自衛隊さん、それから民間の楽団でありますブリヂストンさんあたりは主に1,000円未満で、興行と申しますか、催し物を行っておられます。

その他といたしましては、今、例を挙げられましたけれども、6月には60周年記念で財津和夫コンサートを行いますし、4月には吉本興業の催し物も行いますけれども、成富議員御推察のとおり、基本的にはそれなりの金額をいただかないと料金がペイしないというところでの料金設定とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

だからですよ、だからいま1,000円以下の例を幾つか挙げられましたけど、ひよっとした

らですよ、1,000円以上でやりたくても、やっぱり高くつくのであきらめてある方もあるかもしれないですから。それとか、よその会館を使ってある方も、大体鳥栖でしょうと思いつたばってん、そんなら隣町のどこかでとか、例えばですよ、これ。そういうふうになってたかもしれませんので、さっき1,000円以下は大体そういうところですよっていう理屈は成り立たないと思うんですよ。

ですから問題は今言ったような、いや私自身も経験があるもんですからね。いよいよ、こういうアーティストのもっともっと市民の方に聞いてもらいたい、演奏聞いてもらいたい、歌を聞いてもらいたいとかいう、市で、やっぱりありますよね。

たまにあるやないですか、佐賀新聞にいろいろ載ったり、こういうのコンサート企画されてますとか。それが必ずしも、多分1,000円だからペイする、それアーティストの方がもう自腹を切るよっていうことで、特別の場合があるかもしれませんが、そういう時ばかりではないと思うんですね。だからやっぱそれなりに、かかる。かかるんですよ。それは、白水課長が一番知ってますよね。無名のアーティストでもそれなりに要りますよ、お金が。1,000円以上で要りますよ。

だからそこら辺の1,000円の線引き、これは、かつ、もう何十年か前の線引きやったらわかりますけど、ちょっと考え方を、今後少しよその情報も収集されて、検討されてはいかかかと思えます。

今の件についてはもう、答弁はこれ以上求めませんけれども、それと関連しての減免規定っていうのは、あんまり、いわゆるいろいろな社会教育関係団体とか、地元団体からとか出てこないですか。

例えば今度のやつでも、NHKの分はちゃんと会場使用料の分をこちらのほうが負担して出してますよね。ですよ。でしょう。予算書見ると。

だからそういうふうには、それが条件なんでしょうけど、NHKでもそういうふうには、がやる場合でも、その分を負担するぐらいやるわけですから、それなりの、八十何万やったですかね、金額になるわけですから、やっぱり、本当に文化振興、文化を振興する立場に立てば、減免がすべていいと、減免は減免で管理する側からすれば、役所の側からすれば、いろいろ難しいところもあるのは私も承知しています。

だけどそこんとも含めてですね、やっぱり考えるべきじゃないかというふうに思います。

これも答弁は要りません。以上です。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

柴藤泰輔委員

それでは幾つか質問させていただきます。

まず、5 ページの節14. 使用料及び賃借料ですかね、これ。ちょっと単純なことですけどバス借上料、これ音楽祭で使用されるものですか。小中音楽祭で使用されるバスですかね。

国松敏昭委員長

ああバス借上げ。使用料のところでしょう。

柴田昌範学校教育課長

柴藤議員の御質問にお答えします。

バス借上料につきましては、音楽祭ではなくて、心の劇場、観劇に伴うバス借上料というふうになっております。

ことし裸の王様をしましたけれども、来年度も劇団四季のほうを計画しておりますので、その借上料となっております。

以上です。

柴藤泰輔委員

はい、すいません。

〔発言する者あり〕

これ何台分で、はい、済みません。

〔発言する者あり〕

はい。何台分で計上されてますでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

15万9,000円ですので……

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

このバス借り上げ料につきましては、劇団四季の観劇に伴うもので、8台分を想定しております。

以上です。

国松敏昭委員長

わかった。8台。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして、同じページの節19の中の、スクールサポーター配置負担金であるんですけど、これお金のことじゃなくて、このスクールサポーターの内訳を教えてくださいよろしいでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

スクールサポーターにつきましては、鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置をしております。
元警察官OBを配置しております、1人を県負担、そして1人分を市の負担ということで、226万3,687円ということで、1人分の、生徒指導が難しい学校ということで、この2校に配置しております、場合によっては、この2校のスクールサポーターをほかの学校に行っていたかというふうな措置も今年度とったところがございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

ただ、これ警察OBの方なんですけど、これ毎日学校に行かれてるんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

はい、ほぼ毎日、出勤というふうに理解しています。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

続きまして、12ページの節7. 賃金の中の、同和教育集会所事務員1人が、前年予算546万円、今年度が185万円なんですけど、この賃金の差は人数の差と考えてよろしいんでしょうか。

緒方心一生涯学習課長

前年度と、前年度と今年度の賃金の差ですけれども、平成25年度につきましては、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、なかよし会のほうへ生活支援員のほうを配置いたしておりますので、今年度平成26年度につきましてはその事業がなくなったということから、その分についての差額出ているというところがございます。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございました。

あと、次、同じページの13の委託料、この、市民人権意識調査委託料ということで先ほど同和の意識調査ってということなんですけど、その大体内容とか、どういった内容調査されるのか教えていただければ。

緒方心一生涯学習課長

人権意識調査につきましては、前回、平成19年度に実施をいたしておりますけれども、基本的には、内容等につきましては前回との比較等もございますので、前回の内容で、项目的にはですね、前回のとおり、今回も実施したいというふうに思っておりますけれども、内容につきましては……

岡本昭徳生涯学習課参事

調査の内容でございますけども、二十歳以上の市民の方、2,000人の方を無作為抽出としまして、郵送によって調査票の発送、回収を行うことといたしております。

調査の結果につきましては報告書、それから概要版を作成することといたしております、調査の項目といたしましては、人権意識についての移り変わりといいますか、そういうことも言われているために、前回の調査と基本的に同じものになるとは思いますが、子供や女性、それから高齢者などの人権問題に関すること、また、同和問題に関することが主なものでございます。

以上です。

柴藤泰輔委員

あくまで人権問題ということで、その今、何かいかにも同和がメインみたいになってるみたいですけど、ほかに大きな人権問題とかたくさんあるかと思うんで、そこら辺を考慮してですね、今回、調査内容を検討いただければと思っております。

それと、同じくその下の青少年派遣事業委託料で、対馬に、これ、去年もされてるんですね。昨年のそういった、こういった内容かというのを教えていただければですね。

緒方心一生涯学習課長

この青少年対馬派遣研修事業につきましては、平成25年度から実施をしておるものでございますけれども、目的といたしましては、鳥栖と対馬の歴史的な関係でございますので、それに基づきまして、市内の青少年について、こちらのほうで事前研修並びに対馬市のほうで、現地での研修ということと、体験学習ということを実施しているところでございまして、団員といたしましては、小学校、中学校の生徒です。30名を予定しているところでございます。

柴藤泰輔委員

ありがとうございます。

鳥栖市と対馬、いろんな関係が深いというのはわかっててですね、今、福岡市が積極的に対馬に行こうということをされてます。

これやっぱ鳥栖市も、子供達のみならず大人とかの方も、そういった姉妹都市として、対馬、そういったのができれば、なるべく対馬ていうのは日本人が多く行って守るという意識を持っていただければと思ってですね。

すいません、いらんこつなつた。

以上です。

下田 寛委員

はい、3ページの収入のところなんですけど、これネーミングライツについて、一般質問等でもちょっと議論なりましたけれども、これ、来年以降もしていくものだと、今後もネー

ミングライツしていくものだと思うんですけども、それに向けての対策について。

ちょっと後手後手に回ってるような気がしておりますので、その点について市役所として今後、何か対策を考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいんですが。

石丸健一スポーツ振興課長

ネーミングライツにつきましては、新たなスポンサーをとということ、新たな契約企業ということで、営業等取り組んでまいりましたけれども、結果的に新たな企業を見つけることができなかったということで、特にベストアメニティ株式会社のほうにお願いを申し上げ、再契約を現在していただいております。

そういう経緯もございますので、1年契約ではございますけれども、基本的にはベストアメニティ株式会社にまず契約更新の打診をしていきたいというふうに思っております。

契約の継続ができないということであれば、基本的に消費税抜きの4,000万円を基本として、新たに公募をかけるということになるかと思えます。

以上でございます。

下田 寛委員

そうなると、結局来ませんでした、どうでしょうか、値下げします、ベストアメニティお願いしますということにしかないんじゃないかなという気がするんですけど、そこに対して、執行部の方々の何か検討があればと思うんですが。

園木一博教育部長

今回のネーミングライツの契約につきましては、一般質問等でも御報告させていただきましたように、当初、それまでの契約金額が5,000万円ということから、公募という形でスタートいたしました。

ただ、なかなかやはり、金額面も含めて、応募いただく企業も少ないということで、協議もいたしまして、金額を4,000万円と、他のJリーグのチームのネーミングライツ料等も勘案しまして、金額を下げようということと合わせて、いろんな進出企業さんも含めまして、こちらから積極的にアプローチをして、御相談を申し上げていこうというような形で動いております。

まずもってこのネーミングライツの契約満了についてが、ベストアメニティさんのほうから逆に御配慮いただきまして、本来ですと3カ月前で契約をしないという申し出で構わないんですけども、当然新たな企業さんを見つけるとなると、時間も必要でしょうからということで1年前に、から、1年前近くから要望いただきました。

その趣旨は、やはりJ1に昇格をしたチーム、自分たちもこれまでネーミングライツ企業としてサポートしてきた経緯もあるけれども、今後はできたら地元の企業さんに御支援いた

だくほうがよりいいんじゃないかという判断をされたという御意見もいただきました。

そういうことから、公募を図り、また営業活動もをしながら、やっておったんですけど、なかなか新しい企業さんが見つけれないというような状況もありまして、12月の補正予算で看板の更新費用等も予算でお願いした経緯もございまして、3,000万円にさせていただいた経緯としては、もし、ベストアメニティさんが継続契約をいただけるということになれば、その650万円の看板費用、さらにはいろんな広報関係にベストアメニティスタジアムという名称を掲載をいたしております。

こういったチラシ、資料等含めて全部鳥栖スタジアムに戻す必要がありますので、そういうものをもろもろで経費換算すると、1,000万円以上の経費が当然想定されるということもありまして、3,000万円で仮に御継続いただければ、ぜひお願いしたいという申し出の中で、年末27日に契約締結に至ったという経緯がございます。

この際にベストアメニティの当時の、そのときの記者会見の中でも御報告いただいたんですけども、1年契約という、した理由についても、3年となると期間が、判断期間が長くなるということで、基本ベースは毎年更新という形で、今後も、もし双方の中で、齟齬がなければ継続することはやぶさかではないという御意見等も社長のほうから直接おいただきをいたしておりますので、まずもってそのベストアメニティさんに、翌年度も引き続き御契約をいただきたいというお願いをしていきたい。

それで、これについては、当然、早い時期に、もし難しいという御返事になれば、先ほど議員御指摘あったように、対応が後手に回って、また、鳥栖スタジアムに戻すための費用をお願いしたいというふうな形になることも想定されますので、一定早い時期にこういった御相談をさせていただきながら、可能であれば、継続をいただいきたいというふうに考えております。

以上です。

下田 寛委員

はい、経緯まで踏まえてありがとうございます。

広報とか新聞とかに、よく載ったりしてしまうと、市役所何やってんだとか、市民の方々が不安に思うことっていうのもかなりあると思いますんで、ちょっとその辺ぜひ御配慮いただいてお願いをしたいと思います。

引き続きなんですけれど、10ページ、節18. 備品購入費の電子黒板購入費、これの主要事項説明書の中がちょっと気になるんですけど、目的のところ、1行目の児童生徒が学習用の情報端末によって学習ができる体制をつくりと書いてあるんですけども、これは、情報端末によってというのはこれ電子黒板のことではなくて、うちの、いわゆる iPad とか

そっちのものになってくるんじゃないかと思うんですけども、そんなことも視野に入れて書いてるのかなと思って、ちょっと質問なんです。

柴田昌範学校教育課長

この交付金を受ける際には、情報端末ということで先ほど下田議員さん御指摘があったタブレット端末あたりを将来的に導入しなさいというのが交付条件になっております。

ただ、鳥栖市としましては1人1台のタブレット端末を子供たちに持たせるというところまでは考えておりません。

いずれパソコン室のデスクトップパソコンがですね、入れかえの時期になった際に、教室へ持ち出せるようなタブレット端末型のパソコンに入れかえるというところは視野に入れているんですけども、とりあえず各教室1台の大型の電子黒板等を導入して、よりわかりやすい一斉の授業が行きやすくするというところを平成26年度、27年度目指しておまして、平成26年度につきましては各中学校に、普通教室1台ずつ電子黒板60型を導入する予定です。

ということで、1人1台の情報端末、タブレット端末について導入は、今のところ考えておりません。

以上です。

下田 寛委員

ではそのタブレット端末導入も視野に入れてというのが県から通達というか、が来ているということであれば、大体その時期というのはいつごろをめどにしなければいけないんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

平成32年度までにとということで、これから先このICT機器の発達も日々進歩しておりますので、そのころどういうふうな状況になるかというところはまだまだ見えてきませんので、そのスパンの中で考えていきたいなと思っているところであります。

以上です。

下田 寛委員

では今申されたパソコンの、借り上げの時期を見ながらタブレットの導入を図っていききたいということでしたけれども、その辺の大まかなめどっていうのが立っていったら、大体何年ごろから、タブレットに移行していくっていうのがあったら教えていただきたいんですが。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

今のパソコン教室のパソコンの入れかえといいますか、更新の時期と申しますのが中学校につきましては平成28年度、小学校につきましては平成29年度を予定しておるところでございます。

その際に、今従前デスクトップで配置をしておりますパソコンにつきまして、そういうタブレット等の端末等の操作、それができるといふものに更新をさせていただければということとで計画をしているところでございます。

以上です。

下田 寛委員

わかりました。

まだ先のことでありますけれども、今、この辺でいうと武雄市を中心に、あと県立高校なんかもやっておりますので、そういったところ、先進事例、研究していただいて、効果的な導入を図つ……、導入となるんでしょうけれども、まだわかんないんでしょうかね。御検討いただければと。

導入ではないんですか。

園木一博教育部長

実は県の臨時交付金をおいただきする上で、県の考え方としては基本的には平成32年度に1人1台の情報端末の環境整備を目的にという交付金事業がスタートしています。

本市が今回この交付金をいただくに当たって、平成32年度1人1台の整備をするつもりはないという大前提で協議を重ねてまいりました。

基本的には1人1台、タブレット端末の学習成果等がまだ見えてない状況だという判断をいたしております。

県のほうが今回、県立学校で保護者負担も導入しながら、いよいよ4月から導入整備が進められておりますけれども、ある情報等によると県がこれまで、その推進事業ということで事業取り組まれた経緯の中でも、その学習成果等についての明確なその評価がどうもなされていないというような部分、評価として明確に出てきている部分もございませんので、今後のやはり先進事例も含めて、学習成果としてどういった成果が認められるのか、そういったものを一定判断をしないと、やはり導入、当然その相当の経費がかかると思います。

またその管理、それから授業のもっていき方、そのタブレットの学習をじゃあ家庭をもつと含めて、どういう学習環境の中で使っていくのかということも含めて、非常に大きないろんな課題が残っているというふうに考えておりますので、それとその成果と、一定評価をした上で判断すべきものというふうに考えておりますので、現段階で平成32年度までに整備をするという考え方は持ち合わせてないという前提のもとに県のほうに交付金の申請を、一定整備計画等も提出する必要があるございましたので、そういう前提で計画を提示した、させていただいた中で、最低でもパソコン教室の分だけでもタブレット移行をしてほしいということでしたので、それはどちらにしる機器の更新時期がきますので、各学校1教室そういった環

境整備するというのは、検証としては必要なのかっていう判断をしまして、そういう導入計画の中で、今回、電子黒板をこの交付金を使って整備をさせていただくということで事業を取りかかろうということで、スタートしたという状況です。

下田 寛委員

はい、わかりました。

また、今後も議論をさせてください。ありがとうございます。

続いてなんですけれど、13ページ、節19の負担金補助及び交付金の放課後児童クラブ運営協議会補助金について、これ今後さまざまな状況が考えられるんじゃないかと思っているんですけれど、鳥栖市自体も今後、今10歳までとなっておりますが、今後小学校全部受け入れるのかどうか、またそういった状況について、鳥栖市として何か今検討していることがあったら伺いたいんですけど。

緒方心一生涯学習課長

放課後児童クラブの今後につきまして、国のほうの動向といたしまして、社会保障等を税の一体改革という中で、児童福祉法と子ども子育て支援法の改正が行われておりまして、今下田委員のほうから御紹介がありましたように、おおむね10歳未満の小学生から6年生までの小学生ということと、引き上げとなっておりますのでございます。

6年生につきましては、国のほうで専門委員会のほうが開催をされておまして、こちらのほうでは、児童福祉法上の対象年齢になりますけれども、こちらについては、事業の対象範囲を示すというものでございまして、児童の発達や成長、自立に応じた利用ができるように、おのおのクラブにおいて全て6年生までの受け入れを義務化したものではないというふうなことになっております。

このことから、鳥栖市においても、6年生までの受け入れについてもですね、今後検討していきたいというふうに思っているところでございます。

国松敏昭委員長

検討していく。

よろしいですか、今の答弁。

下田 寛委員

ま、1年生から6年生までとなると、いろいろ保育とっていいのかわかんないですけど、保育なのか教育なのか、その子供に対する接し方というのも大きく変わってくると思いますし、やっぱり上級生よりも下級生を放課後児童クラブ活用してもらわないと、非常に危ないというか、そういった思いもあると思うんですけど、そういったものを鳥栖市として方針はいつごろに出す予定だということはあるんでしょうか。

園木一博教育部長

先ほど課長申し上げましたように、法律改正がなされまして、学童の対象がおおむね10歳から6年生に変わったというのと合わせて、子育て関連3法の改正含めて国のほうでも、今、専門部会等で検討がなされております。

一つ、この学童保育事業そのものが、市町村事業ということで位置づけをされております。

これが非常に大きな位置づけでございまして、結果的に学童保育事業というのを一定、条例化の中で、鳥栖市の事業として明確に位置づけて整理をしていく必要があります。

今、こども育成課のほうで所掌してますけども、子供子育て会議等の中で、需要見込み等の今審議等もなされております。

学童保育の対象事業のニーズあたりの調査も出てくるかと思えますけれども、今後、本市として、今の運営協議会方式の学童保育で維持していくのか、仮に直営でいくのか、当然民間参入というのも想定されます。

こういったものも含めて、平成26年度中にこの条例化も視野に入れたところでの早期な検討が必要になってくるものというふうに考えておりますけれども、まだまだの国のほうの明確な方針等も出てきてない状況でございますので、国県あたりの動向等を見定めたところでタイムスケジュールもつくりながら方向性を出していく必要があると思えますし、大きくは鳥栖市の市町村事業という位置づけになりますので、どういう事業主体で、どういう形で今後進めていくのか、といった根幹の部分を平成26年度早い時期から鋭意検討していく必要があるというふうには認識いたしているところです。

下田 寛委員

わかりました。

待機児童の問題も当然出てくると思えますので、御検討よろしく願いいたします。

次なんですけれど、今勝尾城のことちょっとお伺いしたいんですが、以前、私ども委員会で牛原の歴史資料館、行かせてもらいました。あすこの利用状況って今どうなっているのか。来館者が年間何人いらっしゃるのか。

久山高史生涯学習課文化財係長

勝尾城の歴史資料施設が、以前の御案内したときも申し上げましたとおり、あそこは牛原文化財整理室の内部に併設しておりますものですから、普段あそこで作業中のときは常時対応ですが、それ以外ときは前もって連絡していただく等について、案内するという、多少の不便さがございます。

ですから、年間春と秋に見学会を行っておりまして、合計の二百数十名の方には、常時、年間として計上をさせていただいております、それ以外の前もって連絡いただいた方、含

めて大体400名前後の方には見てきていただいております。

以上です。

下田 寛委員

はい、ありがとうございます。

単純にですね、もったいないなあと思ったんですよ。鳥栖市の誇るべき勝尾城の資料が、ああいう交通の便のちょっと悪いところにある、これをもっと、一般開放とまでできるかどうかわかりませんが、もっと人が見やすいような環境に設置することができれば、もっと皆さんが勝尾城のこととか、鳥栖市の歴史に触れていただく機会がふえるんじゃないかなというふうに、個人的な考えなんですけれども、とても思いました。

ほかの自治体であると、例えば図書館の中に併設をしている歴史館があったりとか、ちょっと佐賀市においては、お城まであったりして、大きな歴史館ありますけれども、もっと市民の目に触れる形で、ああいったしっかりパネルまであって、素晴らしいものがありますので、そういった環境整備ができないものかなというふうに思いましたので、これ要望として申し上げさせていただきます。

次なんですけれど、引き続きいいですか、委員長。

15ページの、図書館費についてちょっとお伺いしたいんですけれども、現在図書館の窓口に正職員の方何人いらっしゃるのでしょうか。

白水隆弘文化芸術振興課長

現在ここに、予算書上に載っておりますように、職員5名でございますが、現段階で1名育児休暇中でございますので、4名でローテーション勤務をしておるところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

窓口には1人もいらっしゃらないという形なんですかね。

白水隆弘文化芸術振興課長

昼食等の都合でその時間帯だけいなくなるという時間帯は、全くゼロということではありませんが、極力窓口には職員を配置するように配置表で計画をいたしておるところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員

それは来年度以降も同じ考えでしょうか。

白水隆弘文化芸術振興課長

4月以降は1名復帰予定でございますので、現段階よりは改善されるものと考えております。

す。

以上でございます。

下田 寛委員

それは当然窓口にも、窓口も含めて復帰するという考え方なのですね。

白水隆弘文化芸術振興課長

先ほども申しましたが、交代勤務でございますので、全くゼロになる時間がないかというところの場合は、ちょっとその辺は保証の限りではございませんけれども、極力、人員を配置いたしますように現段階よりは1名ふえますので、なおさらお客様への対応は可能かと考えております。

以上でございます。

下田 寛委員

わかりました。ありがとうございます。

図書館に限らず、今回意見書も提出をさせていただいたりしてるんですけども、民間、あと市役所等も含めて、非正規雇用の方々の待遇について等にも、ぜひ執行部としても御配慮いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかはございますでしょうか。

久保山日出男委員

小・中学校の空調関係でお聞きしたいんですが、この工事のやり方は一教室ごとに工事やるわけですか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

各教室一つずつ、全ての教室に導入する予定でございます。

久保山日出男委員

それと、じゃあこの工事、契約検査課が対応するか知りませんが、工事についての入札は学校単位でいくのか。それとも小学校全体、中学校全体という入札の方法とるのか、どの辺の考えてるのか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

入札の件でございますけれども、どのような入札をするかというのはこれから検討させていただきたいと考えております。

久保山日出男委員

私聞きたいのは、学校単位ですか、それも決めてないというわけですか。入札のやり

方を。

豊増裕規教育総務課総務係長

現在まだ決まっておりません。今から新年度予算をお認めいただいた上で設計に入っていきますので、その設計の中で詳しく詰めていくものだと現在のところ考えております。

以上です。

久保山日出男委員

当然消費税も上がってますから、予算化的にはその3%増の分は含んでの当初予算なってるわけですね。

はい、そしたらもう一つ聞きます。

1件当たりは大体予算化としてはどれぐらいの費用見てあったですか。これ1教室の。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

1教室当たり200万円程度予定をさせていただいております。

久保山日出男委員

はい、それではありがとうございました。

一応今後使う場合ですね、じゃあ教室ごとであれば、先生がそういう判断というか、やっぱり統一的に、学校単位でもせめて統一して使用されるように望んでおきます。

そうしないと不満が起きたら何もなりませんので、その辺ところ、学校で決めていただいて、教育委員会から指示なりしていただきたいと思っております。よろしく願いしときます。

以上です。

成富牧男委員

そしたら資料の3ページの教科日本語ですね。

ちょっと私、素人で本当にわかりませんので、まず国語と日本語、一般的には市民の中にはですね、まだまだ、私もそうなんですけど、国語があるとに何で日本語ねちゅうのがまだまだあるんですね。実際。

だからそのところ、なぜ日本語という教科設けるのかっていうことと、いろいろこれに関する報道を見ますと、いわゆる時間の確保の問題ですね、授業時間数の確保の問題なんかも取り上げられてます。

それで、こないだ新聞読みよったら2016年度からは小学校の英語が入ってくるんでしょ。だからそういうのも考えると、この時間の確保っていうのは結構大変な問題じゃないかなと思っております。

それから具体的には、ここに回数は一応書いてありますけど、これ以外にもそのための準

備が、先生方への負担の問題ですね、そういうのもよく聞きますが、そこら辺のところどう認識されているのかですね。

2点、一つは国語と日本語、何で日本語ていうのを設けられたかということと、今言った課題みたいなところですね。

佐々木英利学校教育課参事

失礼します。

まず日本語と国語の違いということですが、内容としては日本語の内容としては、国語的な内容、それから総合的な学習の内容等も含んだ、それから道徳的な内容を含んだものを日本語の内容としております。

大きくは、言語、伝統的な言語文化、それから、伝統文化、礼儀作法といった内容を日本語の中に含んでおります。

そういう意味で、国語と重なる部分が多いのではないかということも言われておりますが、広がりとしては国語を支える基本的なもの、教科を支える基本的なものというとらえ方で、考えております。

それから、時間の確保については、現在国語、それから総合的な学習、生活科の中から、時数を日本語の分にとるという形をとっておりますが、国語とそれから総合的な学習等の時間を取る分については、日本語の中で、同様の内容等を学習するというふうな考え方でおりますので、重なるところもあるということで、国語等の教科から取る時間を削減するというところを文科省のほうも、承認していただいているところです。

また、先生方のそこに対する負担等もあると思われましても、それについては、今現在進めております指導計画等を作成することによって、それから教材等を作成することによって、先生方の負担を少しでも少なくするよう、今準備を進めているところです。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか、今のお答えで。

成富牧男委員

ちょっと私ももう少し今から、今のお答えをもとに勉強させていただきたいと思います。

この件については結構です。

時間が近いね。よろしいですか。

国松敏昭委員長

はいどうぞ。

成富牧男委員

はい。

そしたら、まず、個別のやつ先に行きたいと思いますが、予算資料の6ページの工事請負費、この中の営繕工事費、弥生が丘小廊下防水改修工事、等。等ちゅうのは多分これが一番大きいからそういうふうに書いてあると思いますけど、弥生が丘のこの改修工事が幾らで、その工事の内容について教えてください。

国松敏昭委員長

はい、6ページ。6ページやろ。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

弥生が丘小学校の営繕工事でございますが、渡り廊下防水改修工事として200万円お願いをいたしております。

この工事の内容につきましては、渡り廊下につきまして、吹きさらしの状況ということがございます。雨の時期には廊下が水浸しになっているという状況があつて、子供たちが滑りやすいところを改善するための工事とする、工事を行うものでありまして、渡り廊下の両脇に、雨よけのものを設置するというようなものでございます。

以上です。

成富牧男委員

これを今やられる、平成26年度にやっとやろうということになったわけですね。

これって多分増築工事のときに既に現場からは、これ何とかしてくださいという声が強く出されてたと思うんですが、それを、それはやらなかった、やる必要ないちゅうことでやってこなかったけど、やっぱりやらないかんとなったことで、やっぱりこれついでにやるのと新たにやるのは、費用も幾らか違ってくるはずですよ。どうですか。

それ、そういうことでいいんですか。

豊増裕規教育総務課総務係長

弥生が丘小学校につきましては、建築基準法上あすこの開口部を閉じてはいけないというふうに基本的なルールでなっております。

校長先生たちからの聞き取りを踏まえて、今年度、雨の日に何度か行ってみまして、確かに子供たちが滑る状況にあるということを確認を新たにいたしまして、では建築基準法の範囲内でどう対応すべきかという点で、仮設的といいますか極力ぬれないように、あるいは雨が降った後滑らないようにという対応を図ることで整理をいたしております。

以上です。

成富牧男委員

もっと早く現場に、これに限らず、ぜひ、こういう税金を有効に使うためにも、現場の声

は、これに限らず給食にしても何にしてもですけど、もっと丁寧に聞いて、現場の人が使いやすいようにしていただきたいと。

これはこれからの学校給食センターの本格工事に入る中でも生かされると、生かさなければならぬことだと思いますので、ぜひ、お願いいたします。

答弁は要りません。

国松敏昭委員長

いいですか。

はい、ほかございますでしょうか。

久保山博幸委員

6ページの、給食センター建設に関連してお尋ねしますが、今既存の厨房を、これパントリー改修工事ということで上がっておりますが、改修工事の内容を教えてくださいょうか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

各学校に設置されております給食室につきましては、1学期いっぱい通常給食を提供するための施設として活用すると。

その後給食センターから配送された給食について、そこで配膳を行うということで改修が必要となってくるわけでございますので、給食室にあるいわゆる厨房機器を撤去して、配膳のできる施設整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

久保山博幸委員

ということは、今の厨房全てもうパントリー機能に切りかわるというように考えてよろしいでしょうか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

今の段階では全ての給食室についてパントリーとして使うように予定をさせていただいております。（「この段階で今の段階はなかろうもん」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

ちょっとそれは発言。

はい、いいですか今ので。

久保山博幸委員

給食センター化になる時に、要するにデメリットですね、食育上のデメリットは、学校教育の中でカバーしていきますということ、御説明があったんですが、今現在どういう形で食育上のデメリットを教育の中でカバーされていこうとされてるのか、何か計画があればお教

えください。

豊増裕規教育総務課総務係長

食育の観点からにつきましては、食器が現在お1人当たり椀が二つ、平皿一つとなっておりますけれども、伝統的な日本食文化である一汁三菜を考慮しまして、若干不具合があった点を改める意味で、食器の種類、あるいは枚数をふやすことで望ましい食環境の充実に努めたいという考えている点が大きな一点と、もう一つはできるだけ調理にかかっている人が児童の前で、会いに行くことができるようなことを、現在配送の中でいかにあるべきか、あるいはセンターのランチルームを活用していかにあるべきかということを検討しているところでございます。

以上です。

久保山博幸委員

なかなかあの、学校教育の中でカバーしていく、私詳しくないですが、なかなかそう簡単にはですね、やはり、やっぱり自校方式のやっぱりよさっていうのはありますしですね、なかなか教育で、じゃどうカバーしていくかちゅうのは難しいところと思います。

例えば、そのICTが各教室に入ってくれば、そこでその給食センターと各教室とつないでですね、直接こうリアルタイムに流す情報提供ちゅうのはできると思うんですが、なかなかやっぱり作り手と、実際の、やはり作り手の顔が見えないっていうのがですね、その辺をどうやってカバーしていくのかなというのが大きな課題だとは思っておりますが、はい、わかりました。

国松敏昭委員長

ほかございますでしょうか。

柴藤泰輔委員

済みません、小・中学校の空調設備の件で、これ設置されて、例えばその外気温の基準でつけられるって、外気温達したからつければいいっていうもんじゃ、やっぱり我慢させるっていうのも大事だと思うんですけど、今、冬の場合が、この前の一般質問でありましたけども、暖房入れた実績がないということでしたんで、入れなくてもいいんですが、例えば、保健室に行くまでもないけどちょっと寒気がするとか、でも今の現状じゃコートとか着てない、着てはいけないというふうに、学校で指導されていると思うんですけど、そこら辺の改善というのはできないんですかね。

豊増裕規教育総務課総務係長

一般質問でもお答えさせていただいている部分と重複するんですけども、暖房につきましても、久保山議員からもあったように、快適環境の創造という目的にいかに近づけるかと

いう視点で運用のルールを確立していきたいと、これから検討に入りたいと考えております。

そこにつきましては、今のところ外気ではなくて、当然、子供たちがいる、暖房であったら当然外気よりも暖かく教室はなるでしょうから、その辺と、踏まえて、その上で効率性をいかに追求しているかという観点から運用ルールをつくって、学校と教育委員会と情報共有してやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

柴藤泰輔委員

はい、ありがとうございます。

暖房はもう入れなくていいと思いますけど、ちょっと聞き、質問の仕方が悪かったんですけど、例えばぐあいが悪い子が寒いからもうちょっと上着1枚、コート着たいなどいっても、学校ではコートとか着てはいけないというふうに指導されてるみたいですが、そこら辺を考慮してもらいたいというのをちょっと聞きたいですけど。

国松敏昭委員長

そげんなつとるとですか。

柴田昌範学校教育課長

ごもっともな要望だと思いますので、子供たちの様子を見ながら適切な指導ができるように、学校教育課としても、各学校に指導してまいりたいと思っています。

ありがとうございます。

柴藤泰輔委員

はい、お願いいたします。ありがとうございました。

以上です。

国松敏昭委員長

ほかは。

[発言する者なし]

そしたら、はい。

そしたらあの昼近づいてまいりましたので、ここで昼食のために暫時休憩をし、1時10分から再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩



午後 1 時 6 分開議

国松敏昭委員長

じゃあ、時間が少し早いですけど、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

中村直人委員

基本的なところだけ二、三点お聞きしたいと思いますが、まずネーミングライツについて。

ネーミングライツそのものに対する考え方ですね、本当に必要なのかなのかも含めて、ネーミングライツの必要性。これがまず根本的にないと、何か条例でもうたっていない、何もうたっていないのに、ネーミングライツとって今、一部を管理運営の補助、助成的なものでやりよるけれども、それに対するこの基本的な考え方っていうのちょっとお示ししていただきたいと思いますが。

石丸健一スポーツ振興課長

ネーミングライツについては任意事項でございまして、しなければならないということではございません。

ただ、スタジアムにつきましては、特にクラブライセンス対応等の対応、それからホスピタリティーの向上ということで、多くの皆様がお越しになるスタジアムで快適にお過ごしいただけるような改修を今後とも進めていく必要があると考えております。

そういう中で、ネーミングライツ、民間の資金を活用した改修ということで、市の負担を少しでも減らすという意味において、ネーミングライツ料を使用させていただいております。

また、そういうネーミングライツをしていただける施設というステータスと申しますか、そういうものもあるというふうに思っておりますので、ネーミングライツについては、これからは継続もしくはネーミングライツを活用した、施設の改修等を行っていきたいというふうに考えております。

中村直人委員

よく考えてみると、スタジアム建設当時も97億円、約100億円、用地買収まで含んでかかったんですけども、この半額は建設業界が出すと最初言っていたんですよ。それでもそれが成り立たんで、自前で建てようということでした。

自前で建てた、チームは非常に成績が悪い、何で建てたのかという不評まで、あれはもう歴史的なね、もう一番損をする施設だとまで言われてきた。しかし今そういう人は一人もいないでしょう。

でもその建設当時でもやっぱり自前で建てたからよかったものであって、そしてましてやその管理するために地域振興財団をつくって管理をしてたんですね。それでも今度指定管理制度がありますからといって指定管理者した。そしたら、あんまりよくないのでまた元に戻して自主運営でしょう。

ですから、鳥栖スタジアムで必ずしもネーミングライツしなくても、自主管理運用するんだという基本的な姿勢がびしっとしとけば問題ないと思うんですよ。あたかも何かそのネーミングライツで、このしなかった、そしたらトップセールスの責任論みたいな感じで議論がされる、それはちょっと違うんじゃないかなという気がしてなりませんので、そこら辺はですね、やはりきちんとしたもの立ててほしいと思うし、もう、すぐそのときの状況の流れに乗ろうとするところはありますけども、第三セクターだってそうなんですよ。第三セクターがちょっとうまくいきよくと、第三セクターしないかという、どこかつぶれるともう言わない。民間資金活力、さらには公営民設になどのPFI方式なども言うけれども、どこか山口のにきでちょっとこう問題が起きたら、もう言わない。結局最後の責任というのは自治体なんですよ。

だから自治体がやはりきちんと責任をもってやるんだというこの基本的なものを持っておけば、これはもうそう怖いことでもないだろうと思うし、たまたまそういうネーミングライツの中で、資金を提供してくれる人があればありがたいというぐらいの程度で、それをあたかもしなくちゃトップセールス悪いか責任論だっていう、言わんばかりの議論というのはおかしいと僕は思いますので、そこら辺の基本的な考えちゅうのが自主運営していくんだという、強い気持ちを持っていかないと今後は成り立たないだろうと思いますので、その点をひとつ言っておきたいと思います。

それから、学童保育、なかよし会のことをよく言われますけれども、このスタートというのは、女性の方も社会進出が非常に多くなって、アパートなんかいっぱい多くなったわけですね。そのときにかぎっ子対策としてスタートしたんですよ。今あって当たり前みたいになってますけれども、それかぎっ子対策をして、それから社会の実情が会社なども週休2日制になってきたわけですね。それに応じて学校週5日制をつくったわけでしょう。土曜日の午前中は地域の人やいろんなスポーツする人たちに3年生未満の子供たちを預けて、面倒見てもらおうと。上にお兄ちゃんお姉ちゃんがおった場合はそこは遠慮してもらおうと。そういったふうなことから始まったんですよ。

ですから、本当にそれを活用していくとすれば、私ただ今ちょっと甘えてるところがあると思うんですよ。何でもこう、子育てというのはやっぱり自分たちの責任論でやっていかんやいけない問題ですけども、どうしてもできないところを補完的にしていこうと。ですから

我々の子供の子なんですよね、今は。我々から見ると孫ですよ。このじいちゃんばあちゃんがちょっと育て方が悪かったから今このようになってるんでしょうけれども、もう一つ上の70代のおじいちゃんおばあちゃんは、やはり戦争も知ってるし何でも知っているし、いろんな道徳も知ってるし、そういったところの面倒見るような状況をつくり出すとですね、もっといいものができるんじゃないかと。わざわざ道徳を本にしてまで教える必要ないと思うんですよ。逆に恥ずかしくなりますよ。そういったことしよるちゅうのは。

だから、やはりいろんな先輩たちのいろんな思いの中でずっと道徳心も出てくるし、そういったものがあるから、そういったところとのマッチをすると。

ですから、そういう、もう4人に1人はもうそろそろ70、80の人たちになるわけですよね、高齢社会に。その人たちの活用っていうもの子供たちにしてやったほうが。我々だって小さいときは、朝お母さんが出て行って帰ってくるまでは、やっぱ、おじいちゃんおばあちゃんですよ、見てくれるのは。我々のときは幼稚園も何もなかったですから。夜帰ってきて母乳をもらったりはしてたけれども、日曜はおじいちゃんおばあちゃんですよ。日本昔話には、あるところにはおじいちゃんおばあちゃんが住んでたしか言わんとですよ。お父さんお母さんが住んでたと言わんでしょう。それだけやっぱりおじいちゃんおばあちゃんたちがそういう小さい子供たちを見ていくというのは、やはり日本の伝統だと思うんですよ。

ですから、そこら辺の活用をきちんとやっていけば、そんなに費用もかからないだろうし、ましてや町区の公民館などがありますからそういったところでそういった子供寄せて、その地域のおじいちゃんおばあちゃんに面倒見てもらうとか、そういったいろんな活用方法があると思うんですよ。

今もうお金の要るほうへお金が要るほうへやろうとしているので、そこら辺はもう少しですね、やはり謙虚に受けとめて、どうやったらいいのか、どうやって地域で子供を守っていくのか、学校だけやなく家庭だけやなくして地域でどう見ていくのか、そこら辺真剣やはり考えたほうが、これから高齢化社会のおじいちゃんおばあちゃんもやっぱそういったところで、そういった小さな子供の面倒見る時間があれば、また楽しみも出てくるだろうし、そういった歴史観ちゅうのをもう少し考えたほうがいいと思いますよ。推移ですね。

やっぱり今ベビーシッターの問題だとちょっと事件になったりしてますけれども、やはりそういったところ、それからやっぱり企業に対しては、結婚したら会社をやめにやいかんだとか、さらにはもうちょっと育児休暇に入ったら、雇用問題もそうですけれども、給料が減らされるとか、そういったものやなくてやっぱり安定した雇用と賃金の保障をやっぱりびしっとやらせると、そうすれば子育ても専念できると思うんですよ。

ですから、そこら辺をやっぱり社会的現象をもう少し見て考えていかないと、ただ単にな

かよし会をどうしますこうしますだけの問題じゃなくして、根本的にやっぱり考えていかにゃいけん状況に今あるのかなという思いがしましたので、意見として申し上げておきたいと思います。

成富牧男委員

そしたらですね、給食関係でお尋ねをいたします。

この学校給食については、私は、1期目に文教における時、組織から大分尋ねて、そして、文教、この委員会を離れてあとは一般質問などで大分いろいろ質問をしてまいりました。

本当はそのときに答えをいただいている、各学校、いわゆる自校方式だったらどれぐらいかかるのかとか、そういう話とかもですね、本当は、それとかもう一つは、すべてお金の面を全部考えない場合でセンター方式と自校方式はどちらか食育がしやすいのかという、この二つですね。このことについてまだ、きちっとしたお答えももらっていませんけども、きょうは置いておきます。

で、もういよいよですね、あと、7月いっぱいまで4カ月ですか、試運転とかシミュレーションしながら、やってみて、スムーズにいかない場合もある、そうして9月からのスタートとなると、もう現時点ちゅうのはかなり、今部長の言葉を借りるとタイトなスケジュールですよ。

確かにタイトなスケジュールなんですけど、私への一般質問の中で大体いろいろセンターに向けての準備の一つ、例えば、人事の問題、いわゆるここで言うと、保健員さんという名前になっておりますが調理員さんの、嘱託調理員さんの問題、大体あそこに何人を置こうとしているのかとか、いろいろそういう問題ありますよね。

そこでお尋ねなんですけど、いわゆる、調理マニュアルとか、それから衛生管理マニュアル、それから配送計画ですね。こういうのは今の時点、現時点でできたのかどうかですね。

私への一般質問答弁では基本的に年度内に大体決めるというふうに言われたと思いますが、いかがでしょうか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

いわゆる運用マニュアルにつきましては、年度末に向けて、現在策定中でございます。

以上です。(発言する者あり)

配食計画につきましても、今、鋭意作業を進めている段階でございます。

成富牧男委員

そしたら年度内にできるという見通しが立ってるちゅうことですか。

豊増裕規教育総務課総務係長

運用マニュアルにつきましては現在の策定中ございまして、年度内の完成を見込んでお

ります。

ただし、配送等々は新年度予算によって受注業者さんと詳細詰めていく、そういった事情もございますので、運用マニュアルの一定の完成を見つつ、6月ぐらいをめどに完成版というふうを考えております。

以上です。

国松敏昭委員長

いいですか、今の答弁で。

成富牧男委員

今のはですよ、業者決めるのは後になるでしょうけど、業者決めるにしても、何台、何台で、行くんですよとして、しかも予算的に配送業務委託料1,600万円というのは出ますよね。

やっぱ、ていうことは、一定の考え方ちゅうのは持ってあると思うんですけども、全く今からじゃないと思います。

全く今からということであれば、ここに上げられている予算の考え方、予算を上げた時の考え方ですよ、でいうどうなるんですか。例えば配送の問題で言うと。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

一応企業のほうからですね、一定の考えをお示しした後、見積もりをいただくというところで、そこに上がった金額について検討を重ねて、とりあえず見込みということで上げさせていただいとるところでございます。

国松敏昭委員長

どこに上がるととですか、その今配送。

成富牧男委員

4ページ。参考資料の4ページじゃないですか。

国松敏昭委員長

配送業務の……

成富牧男委員

下から2番目。

国松敏昭委員長

1,600万円。さっきは6月云々という話も、係長から。

成富牧男委員

そいけんちょっとおかしいっちゃんないかて言いよるとですよ。予算ば上げときながら。

国松敏昭委員長

ねえ、次長、尼寺次長。配送計画は新年度の6月云々という話があって、その辺の整合は

どがなふうに。答弁ばきちんと整理して言うてください。ここは、今年度上がつとるけど。

豊増裕規教育総務課総務係長

市内8小学校を4ルートで配送する計画で予算立て行っております。トラックにつきましては、3トン車3台、2トン車1台を予定しております。

以上です。

国松敏昭委員長

だから、それはどの予算でもう決まつとると。6月云々ちゅう話があったやんね、今。

それとの整合性はどぎやなふうに考えとる。きちつとちよつとトータル的に。

園木一博教育部長

先ほど6月をめどにということで答弁させていただいたのは、今回当初予算に配送業務の委託料、予算計上していただいております。

先ほど担当係長申し上げましたように、トラックについては新規に3トントラック3台、既存であります2トントラック合わせて4台で、一応4ルートの配送ルートを前提とした基本仕様で考えておりますけれども、新年度予算執行の中で請負業者と詳細を詰めていく中で、詳細な配送計画を整備するめどとして6月をめどになるという答弁で、答弁をさせていただいたところですよ。

以上です。

成富牧男委員

何か大丈夫かなっていう気がしてきたんですけど、大体4台ちゅうたら、簡単に言うと、1台で2校回るちゅうことで、いう、そこら辺はそれでいいんですか、大ざっぱに言うと。

国松敏昭委員長

もっと具体的に話を。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

1台で2校ないし3校を回ることとしております。

成富牧男委員

ないし3校。

均等割やなくて、1台で3校回るところもあるということでしたが、そうすると結構早く出発せないかんごつなりますよね、その分だけです。

それと変に、今の渋滞、朝とかの渋滞巻き込まれとか考えたら、そのルートはもう決まってるんですか。ルートも今から。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

ルートにつきましてはまだ具体的に決めておりません。

国松敏昭委員長

決めてない。これから。

成富牧男委員

あとパントリー改修はさっき出てましたね、あともう一つ私への答弁で、さっきもちょっと触れられましたけど、ちょっと確認のため質問しますが、子供と児童と調理員さん、作り手との触れ合いのために同行する、この配送に同行するちゅうことですが、そういう余裕が調理員さんはあるんですか。

豊増裕規教育総務課総務係長

体制につきましては、現在、2学期からの給食センター対応人員、約50名で計画をしております。この中から、トラックへ一緒へ乗っていくことも、伏せて検討しておりますが、当然、調理に支障のない範囲で可能なところを見きわめている現状でございます。

以上です。

成富牧男委員

ごめんなさい、参考資料の4ページを見て、えっと思ったのが炊飯業務委託料ですね。

ちょっと私、これもう記憶です。

記憶では、今は外から、業者さんにお米、炊いたお米を入れてもらってますけど、センターになったらそこで炊飯するようにしますと。委託のやり方もいろいろありますから、ですけども、業務委託と。何で業……ちょっとイメージが違ったんですけど、どういうことでしょうか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

炊飯業務につきましては、現在のところ外注していたしております、炊飯についてのノウハウを持っていないというのが現状でございます。

センターにつきましては、炊飯施設は設けるものの、炊飯業務については業者のほうにお願いしたいというふうに考えておるところです。

成富牧男委員

その理由はなんですか。

尼寺 学教育部次長兼教育総務課長

先ほど申しましたように、炊飯についてはノウハウを持っていないというところでございます。

成富牧男委員

ちょっと今のはようわかりませんね。

そのセンター全体のノウハウも持ってなくて今からちゃんとやるわけでしょう。特に、夏

季休業中か何かに頑張って調理員さんも訓練されると思うんですが、それでもだめなんですか。そんなに難しいんですか、炊飯業務で。

豊増裕規教育総務課総務係長

現在給食のおかず、いわゆる副食等々については調理員が直接従事している現状がございまして、そこをちょっとノウハウというふうに理解しておりまして、御飯については、大規模に炊いたことがないという、そういう実績がないものですから、委託という整理を行います。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと納得できませんね。逆なら何となく、わかるような気がせんでも。御飯がやっぱり一番難しいんですかね。

そういう理屈で言えば、大規模調理、大量調理ということではおかずも含めて大量調理で同じような理由に、私はむしろ御飯のほうが、基本的に、あれは何ですか、自動でっていかどうかわからんけど、こん調理釜がやってくれるんじゃないんですか。そんなにノウハウが要るんですか。

何かちょっとそこ不自然でたまりません。

豊増裕規教育総務課総務係長

御飯につきましても実績はないということに尽きるんですけども、基本的に緊急時等々への対応もございまして、給食センターの安定稼働を第一目標にしておりますので、3本立てを実現するために、現処理を副食に従事することに専念してるという計画でございまして。

以上です。

成富牧男委員

あれですか、結局安上がりにしようということ、委託のほう安くつくからそうしようちゃう、何か今の理由だけでは私は納得はできません。できません。

ついでに調理の関係で聞きますが、今までの一般質問では、いわゆる、三つぐらいの何か、何ですか、調理内容を三つぐらい分けれるように、二つか三つかぐらいこうラインをつくるというふうに言われたと思いますが、それはその考え方変わってないんですか。

手づくりをやるためにもってということだったと思いますが。

豊増裕規教育総務課総務係長

はい、変わっておりません。（「ええっとですね、そしたら、大体わかりましたけども、とにかく……」と呼ぶ者あり）

国松敏昭委員長

手を挙げて言ってください。

成富牧男委員

今の話では、何かちょっと怖いなという感じがしてきました。3月をめどにっていうところをしっかりとやってもらわないと、スムーズな移行というのはおぼつかないと、今の話だけ聞いたところではですね、おぼつかないと思います。

あわせてちょっとお尋ねしておきますが、今田代、そもそもこの学校給食センターの出た理由っていうのが、もう共通の問題としては、学校給食衛生管理基準が厳格に適用するようになりたいと、だからそのためには2倍云々という話がありましたね、敷地面積。と合わせて田代小学校が平成26年度ぐらいにはもう満杯になると、給食室がもう足りんごとなると、弥生が丘小学校にずっと児童がふえてですね、そういう話だったと思います。

そこでお尋ねですけど、今、4月1日から考えられている、もちろん職員さんも含めての食数はどれぐらいになるんですか。田代小学校でつくる食数。

豊増裕規教育総務課総務係長

平成25年度が田代、弥生が丘小学校で約1,250食でございました。平成26年度は現段階の見込みで、失礼しました、平成25年度が1,150食でございました。平成26年度が1,200食と見込んでおります。これ児童数の数だけです。

以上です。

成富牧男委員

職員も含めてどれぐらいになりますか。ざっとでいいです。

豊増裕規教育総務課総務係長

プラス50名と考えております。

成富牧男委員

50名じゃなかろう。

豊増裕規教育総務課総務係長

失礼いたしました。約100名でございます。訂正します。

以上です。

成富牧男委員

っていう事は今田代小で少なくともこの4月からは1,300食つくらんといかんということですね、しばらくであってもですね。

そうすると、これは私に一般質問で答弁されていたマックス、調理能力の限界、当時言われましたけど、それはもう既にオーバーする数字だと。若干そこは幅があるんですけど、思います。

かてて加えて私が申し上げたいのは、ここの田代小学校の給食室の広さ、私の記憶では318平米だと思いますが、それ間違いないですか。

国松敏昭委員長

田代小でしょう。

成富牧男委員

ああごめんなさい田代小。弥生が丘と田代小の給食1,300食をつくることになる給食室の面積。

豊増裕規教育総務課総務係長

申しわけありません、ただいま数字を持ち合わせておりません。

成富牧男委員

318、間違いないと思います。

国松敏昭委員長

手を挙げて言ってください。

成富牧男委員

はい、ごめんなさい。

318、318で、1,300食、それは大変でしょうけど、現場は大変でしょうけど、今現在つくることもできているわけですね。318で、1,300食ですよ。

例のセンター建設のときに、あった、お話があった時の弥生が丘単独でつくると幾らかちゅう話の時には、金額で4億2,000万円ちゅうことやったですよ。その4億2,000万円の根拠が、多分700平米ぐらいだっ、700平米を超えていたと思います。そしてしかも食数は1,000か1,100の食数だったと思います。私は……、そこはいいですか。わかりますか。

その数字がないならもうそのまま行きます。

ということで私が申し上げたいのはもうセンター、先にセンターありきで、結局、過大な見積りのもとにセンター化を推し進めたということをお願いしておきます。

何度も言いますが、318平米で1,300食が今つくれてるということです。それは苦勞もあるでしょうけど、つくれているということ、申し上げたいと思います。

はい。この件は、給食関係は終わります。

国松敏昭委員長

はい。

ほかございますでしょうか。

成富牧男委員

あと一つは、今度はずね、8ページの扶助費の関係で申し上げておきたい。

この医療費には、いわゆる就学援助の分だと思えますけども、

国松敏昭委員長

何ページですか。

成富牧男委員

8 ページです。委員会資料 8 ページ。

目が教育振興費ですね、20の扶助費ですね。

このことでお尋ねしたいんですが、二つ、いわゆる生保、生保基準、生活保護基準の引き下げなどで生活保護と直接リンクしている自治体においては、このいわゆる該当者が今までは該当しとった人が該当しなくなった、そういう状況も生み出されています。

しかし私の理解では、鳥栖の場合はそのまま生活保護基準がリンクするやり方ではなかったというルールではなかったと思いますが、その該当者はその生活保護基準の引き下げに伴い、はじかれる人が出てくるのか出てこないのかが一つですね。

それとまた、いわゆる額の問題ですけども、消費税 3%に見合う額ですね。それは確保されて、予算上確保されているのか。この二つ。

で、ついでにお尋ねしたいのは、一般質問で、新入学児童の時だけでしたね、案内を、このPRしとると。就学援助、こういうことであるんですよ、こういう制度があるんですよというのを皆さんPRしている、保護者の皆さんにPRしているということで、今後、それを周知する機会をふやしていくということで、全戸を、全学年を対象にさせていただいたと思いますが、もう既にそれ実際やっていたらいいんじゃないかと思いますが、その反響、申請状況とかに反映、それが反映してきているのかどうか。

やはり増えたんだよとかいうのがあれば、教えてください。

三つですね、だから。

国松敏昭委員長

はい、どの方ですかね。

柴田昌範学校教育課長

3点お尋ねがありましたけれども、1点目、直接リンクしているかどうかというところは、鳥栖市の場合は、そこは直接ではないと、委員さんの御指摘のとおりでございます。

この基準の変更によってはじかれてくるのかどうかというところについては、また担当からお答えしたいと思います。

2点目の3%の分が確保されているのかという御質問ですけども、先ほど、この担当している、準要保護担当に尋ねたところは3%については、考慮していなかったということで、確保はされていないというところですよ。

3点目、御指摘がありました、一般質問で出ましたこの就学援助制度について周知をもっと、6年間の中で、今までは各小学校、就学前のですね、入学説明会のときに1回、並びに学校によってPTA総会に出席された方に御案内等差し上げていたところですが、今回一般質問等でありましたもっと広く知らせたほうがいいのではないかとということで、今年度につきましては2月に全小・中学校の保護者様に就学援助の案内をわかりやすい形で、プリントで差し上げました。

これにつきましては、他の自治体等の配布物も参考にしまして、配ったところでございます。

そうしたところ、去年のこの時期についてはほとんど申請というのが上がってきておりませんでした、毎日ですね、きょうの昼休みも来られておりましたけれども、日々、この制度についてよく知らなかったのを教えてくださいとか、問い合わせの電話あるいは窓口へこられる方々がふえているというのが現状でございます。

以上です。

成富牧男委員

3%分、消費税増税分は見込んでなかったという点については、補正っていう次の機会もありますので、そこでぜひ、やっていただきたいなど。これは要望ですね。

それと、おかげで効果が出てきているということです。担当課としては、それでなくても忙しい時期に大変でしょうけど、よろしく願いいたします。

委員長、引き続きよろしいですか。

それでは、次に同和教育集会所とそこに配置されてる職員のことでお尋ねをいたします。

国松敏昭委員長

ページ数。

成富牧男委員

12ページですね、委員会資料の12ページ。

まずお尋ねしたいのは、これはもう今までのいろんな一般質問なんかで答弁されておりますので、それを踏まえて、私もそれを踏まえてやりたいと思いますが、まずこの社会教育、同和教育集会所の稼働日数ですね、どれぐらい使われてるのか。

それと、何時から何時までの、要はこの同和教育集会所ちゅうのはどういうところなのか、その開館時間は何時から何時までなのか。実績がどれぐらい出てるのか。利用状況ですね。

そこら辺をまず教えてください。

緒方心一生涯学習課長

同和教育集会所の御質問についてお尋ねだったと思いますけども、まず稼働日数につつま

しては、昨年度、平成24年度でございますけれども、開館日数として214日、開館をいたしておるところでございます。

それから、集会所の日数につきましては、設置条例、施行規則のほうで定められておりますけれども、開所時間については午前9時から午後10時までということで、休所日については日曜日、国民の祝日、それから年末・年始というところとなっております。

また実績につきましては、こちらも平成24年度の実績でございますけれども、年間利用料、利用数といたしまして、日数で125日の利用があつておるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか。

成富牧男委員

ごめんなさい、最初の214日ちゅうのは、さっきの休日、いわゆる開所を、開所日の日数ですか、214日と言われたの。

緒方心一生涯学習課長

実際集会所を開会した、開館した日数でございます。

成富牧男委員

失礼しました、214日開いって、そのうちに120日利用があつたってということですか。

緒方心一生涯学習課長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

120日ちゅうたら、そのうち、同和以外の方が使った日ちゅうのはあるんですか。同和関係以外。

国松敏昭委員長

限られとらんちやろ。

成富牧男委員

同和会以外の方が。

国松敏昭委員長

誰か答弁できますか。

緒方心一生涯学習課長

主催事業のほかにも団体使用といたしまして学校給食を考える会のほうで利用をされているとようでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

学校給食を考える会で何回か使っているのは、私も参加したことがありますのでわかりますが、そのほかはほとんどその同和会関係ちゅうことですか。

緒方心一生涯学習課長

推進団体の使用というふうになっております。

以上でございます。

成富牧男委員

すいません、推進団体で何ですか。

国松敏昭委員長

具体的名称ばきちっと、話ばしてください。答えば。

岡本昭徳生涯学習課参事

主に支部の活動団体という意味でございまして、あと、支部としましては、教室であったり、講座等、そういったことで使用いたしております。

以上です。

成富牧男委員

さっきの全部で120日ということからいっても、100、100日ちょっと超えるぐらいかと思うんですけど、同和集会そのものは同和の人たちだけじゃなくて、むしろ広く使う、使ってもらう、今後使ってもらうようになっていうふうに、教育委員会の人権同和指針か、何かにも書いてあったと思います。そういう考え方だと思いますが、現状はそうとは違うと。

ということで、私が言いたいのはですね、ほとんど同和の関係しか使われてないちゅうことだし、またこれも目いっぱい一日使ってあるわけじゃないと思うんですよ。

それで、ここには全部で何人、これで見るとですよ、2枚目の、私の知る限りでは、同じく12ページの、報酬の一番下ですね。社会教育指導員報酬。

この社会教育指導員3人のうち2人がいらして、しかも、さらに、この7の賃金で同和教育集会事務員1人がおって、全部で3人いらっしゃるということになりますがそれでいいですか。

緒方心一生涯学習課長

今成富委員のほうからおっしゃられましたように、社会教育指導員、非常勤でございますが、こちら2人を配置いたしております。また、事務員といたしまして1人、配置をしているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

私は不覚にもですね、同和教育集会所事務員さんっていう人まで雇っておられるちゅうの知らなかったんですよ、今回ここに、この、資料で初めてわかったんですけども、ここ、2人の社会教育指導員でさえ、多過ぎるんじゃないかっていうことを何度も言ってきたと思いますが、さらにここに同和教育集会場事務員1人と。これはいつから雇ってあるんですか。私必要ないと思うんですが、いつから雇ってあるんですか。

岡本昭徳生涯学習課参事

事務員につきましては、同和教育集会所開設当初から事務員を配置してるかと思います。

成富牧男委員

何年からですか。

緒方心一生涯学習課長

昭和61年でございます。

成富牧男委員

昭和61年から、この事務員さんも雇っていたと、事務員さん1人、この3人体制が昭和61年からというふうに理解していいんですか。それともそこはずれがあるんですか。

国松敏昭委員長

質問の趣旨わかりますか。最初からそうなのかと。

緒方心一生涯学習課長

事務員につきましては昭和61年からでございますが、社会教育指導員につきましては、集会所への配置はその後になっておりますので、ちょっとそこは確認をさせて……

成富牧男委員

それよりも、ああもういいです。

それよりもずれて後だということ言われたんですか。

緒方心一生涯学習課長

そうでございます。

成富牧男委員

でですね、社会教育指導員の3人の報酬の内訳、そしてそのうち、だれとどの金額とどの金額がいわゆる同和専任ですよ、の指導員報酬なのか。それを教えてください。いわゆる641万4,000円の内訳ですね。内容。業務内容と。

岡本昭徳生涯学習課参事

3名の社会教育指導員の内訳でございます。

1名は生涯学習課に配置しております指導員でございます、年額報酬は約170万円でございます。

同和教育集会所のほうに入ってきております2名の指導員でございますが、1名が年額247万円、もう1名は年額約223万6,000円となっております。

以上です。

成富牧男委員

この3人おる中で、170万円ていうのが多分役所の中におられる指導員さんですね。前の部長が今いらっしゃると思うんですが、この金額を見てもですね、170万円、その方が170万円でしょう。あとの2人が247万円と223万6,000円。そして、もう1人の事務員さんもそんなに低い金額じゃないですね、185万円と。

この247万円、これ私は途中から上がったていうの覚えてますけど、223万6,000円という金額は、いつぐらいからこの金額なんですか。余りにも170万円と差があり過ぎますよね。

国松敏昭委員長

答弁は。

できますか。

緒方心一生涯学習課長

平成14年度からでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

はい、平成14年から15年ごろから変わっていない。

中には、これ私は平成22年度からだ記憶してますけど、2年度からは、むしろ1人、この247万円ちゅう人が上がったんですよね。そういうことです。だと、今わかりました。

この社会、同和教育集会用の事務員さん、この方もずっと前からこの金額なんでしょうか、61年、例えば。一番わかるところだけでいいです。さかのぼって。

緒方心一生涯学習課長

事務員につきましては平成14年度からでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

私が何でこれだけしつこく聞いたかというんですよ、この時期というのは、いわゆる公務員はずうっと下げられてきた時ですよ、賃金、皆さんの給与も含めて。

なのに、この方たちは、下がるどころか、下がらないどころか、中には上がった人もおると。

ですから、これ一般質問でも言いましたけど、本当は170万円ぐらいまで、もう一人の社会教育指導員さんの額まで下りていかなければならない金額がここでずっと維持されたまま

現在に至ってるのではないかと。

予算編成方針とかですね、あそこにもいろいろ要領とか書いてありますけど、そういうのは全然、無視してフリーパスでこれが通っているという現状だと思います。

同じく社会教育、同和教育集会所の事務員1人についても同じです。

で、この社会教育、同和教育、事務員さん、この金額ですね、年間で185万円。これ12で割ったら15万幾らになりますかね。これって何を根拠にですね、この金額が定められているのか、お尋ねします。

緒方心一生涯学習課長

賃金につきましては先ほど申しましたように、月額で15万4,100円となっておりますけれども、月額単価につきましては、教育委員会の中で別に定めておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

教育委員会の中で別に定める、その定める基準があると思いますが、私がいただいているのはですよ、総務課のほうから、総務部長名で出した平成25年度、これは毎年出してあるやつですから特別何かこう取ったぞちゅうような話ではないんですよ、臨時的任用職員及び臨時嘱託職員の賃金について通知というのがありますよね。これ、例えばこれでいうとどこ、どれに当たるんですか。その方は。

岡本昭徳生涯学習課参事

成富議員の言われるように、賃金単価表にはございませんけれども、任命権者が決定いたしております。

以上です。

成富牧男委員

いや私は言ってないんですけど、いや、だけど任命権者がって、何か根拠が要るでしょう。任命権者が勝手にするわけにはいかん。その根拠を聞いているんですよ。

国松敏昭委員長

理由とか基準なんかあるでしょう。

園木一博教育部長

この額の決定につきましては、基本的には社会教育指導員についても非常勤特別職という職責に該当するかと思います。

市の非常勤特別職の給与及び費用弁償に関する条例事項の中で、社会教育指導員についても市長が別に定めるという条項となっております。

こういった関係から、まずは指導員等も含めまして通常の勤務の状態等の特殊性も勘案し、

任用課題の中で額を決定させていただいている状況でございます。

以上お答えとさせていただきます。

成富牧男委員

私が聞いているのは、これに基づかないなら、さっき読み上げた総務部長通知に基づかないのであればなおさら、その中のどれを根拠にしているのかというのが必要だと思いますけども、今の話では、こういうのも参考にはしとるわけでしょうから、参考にしながら、これにない賃金を出してるっていうことですね。

それで、そういうやつは一つ一つ、言うなら伺いを取って決裁を仰いでいるということですね。それですね、わかりました。

そいでですよ、要は、この賃金もわざわざ、さっき言った金額、この事務員でどんな仕事をされてるんですか。さっきの社会教育指導員の170万円よりも高いですよ、この金額。どんな仕事ですか。

緒方心一生涯学習課長

事務員の業務につきましては一般的な施設管理、社会教育指導員、それから関係機関との事務連絡、それから、施設への来所者の対応を行っているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今のような業務に特別、わざわざですよ、起案、別、この一覧表にもないような金額、ましていわんや、多くの経験を持っている社会教育指導員、元部長よりも高い、170万円よりも、高い賃金は、私は、おかしいということを言っています。思います。

それとあわせて、ここに3人もですね、仕事を、人が配置されているのであれば、どうしてもいるというならですよ、この同和教育集会所事務員は、私は、必要ないんじゃないかと、この2人で十分だと思うんですけども、そのところはいかがでしょうか。

緒方心一生涯学習課長

集会所に配置しております2人の指導員につきましては、非常勤でもあるということございまして、施設外での業務を行うということもございまして、施設の日常管理につきましては、事務員が管理するということといたしておるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

いいですか、今の答弁。

成富牧男委員

2人おるんですよ2人。そしてさっき聞いたら、なら社会教育指導員の業務で何ですか、

ような事務、事業日誌とか事務日誌、一般的に離れたところやったら事務日誌かなんか書いていただいて、それを毎日とは言わんですよ、1週間に1回なりこっちに持ってきてもらって、そこで管理者まで、緒方さんまでちゃんと見て、こういう仕事しとるなあとかいう感じだと思いますが、今現在はそれはないっていうことですよね。

それがなくて、しかも、こないだの生活相談員、福祉の生活相談員と一緒に、これまでのニュアンスはどちらかというと積極的につかまえないようにしてると、そういう業務を何があったかは私たちはつかまえないようにしておりますちゅうのが、この社会教育指導員についても、これまでの考え方だったと思います、所管の。

だから今幾らそういうふうと言われてもですね、つかんでもない業務をそういうふうと言われても、私は全く信じるわけにはいかないです。

それからかてて加えて言いますと、この12ページの一番最後に、13、委託料の下から2番目ですかね。同和教育集会所管理委託料100万2,000円、100万2,000円ね。この金額についてもですよ、結局、同和関係の人をお願いしてるちゅうことですよね、そういう清掃とか戸締りとか、それから5時まで、5時以降の5時から10時までの、利用とかのある場合のために、いたことあるんです。これも同和の方ということでしたよね。

それと、あと一つ言うときますとですよ、これはちょっと後にしましょうかね。

だからこういうことを、で、なかなか説明がしにくいやつ、これを私は今までどういう言い方したかという、ここで説明もおぼつかないような予算は上げるべきでないということを書いてきたと思います。

このところどう考えられるのか、今までの意見、やりとりをも含めてですね、部長のほうからちょっと答えていただきたいと思います。

園木一博教育部長

まず社会教育指導員につきましては、やはり業務の専門性、特殊性、それと継続性等含めまして、豊富な知識と経験を持っている指導員2名の方の体制を維持していきたいというふうに考えております。

また事務員につきましても、日常的な管理業務にかてて加えまして、社会教育指導員等の事務の補完的な機能を担っておりますことから、今後も事務員配置は継続していきたいというふうに考えております。

国松敏昭委員長

ちよつ、ちよつとすみません。

ちよつと休憩します。

児童クラブの問題、それから地域と学校連携事業とかですね、これで果たす社会教育の役割、私はもう非常に大きいと思います。学校の先生は、学校の校長も忙しくて、もう幾ら学校のほうから地域と連携しましょうとか言うてもなかなか入っていきません。やはりそこが担うのは、社会教育の分野からしかけていかなくてはいけないと思っております。これは青少年問題連絡協議会の中でも、この地域と学校の連携、地域で子供を育てようというやつですね。ここをやっぱり、この鳥栖市でも本気で取り組むためには、もっともっとそのどこにお金を、予算をつぎ込むべきかちゅうのを考えるべきだと思います。

さらに言うなら、提案ですけども、これを、さっきお亡くなりになったことを契機にっていうのはちょっとはばかれますけれども、変な言い方になりますが、やはりひとつ立ちどまって、前回も私同じことを、それは委員会とかじゃなくて非公式に申し上げました、去年亡くなられた方の時にですね。

むしろ3人の枠があったら、この一つの、今までの1対2を2対1、いわゆる同和関係の社会教育指導員はなくせとは言わんから、1人にしたらどうかということも申し上げました。

今回、そう言った意味で、不幸なことですけれども、やはり直ちに採用するんじゃなくて、そこら辺のところをよく検討されて、私ならば、一般の広く社会教育としての指導員、そういう指導員を任用するべきだということをお願い、質問を終わります。

国松敏昭委員長

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



議案甲第3号 鳥栖市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

国松敏昭委員長

次に、議案甲第3号 鳥栖市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

いいですか、続けて。

休憩しますか。

〔発言する者あり〕

答弁整理のため休憩をいたします。

午後 2 時19分休憩



午後 2 時21分開議

国松敏昭委員長

じゃあ、再開をいたします。

執行部の説明を求めます。

緒方心一生涯学習課長

失礼いたしました。

それでは議案甲第 3 号 鳥栖市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

改正の理由でございますけれど、こちら条例の根拠となっております、地方青少年問題協議会法の一部が改正されております。

これに伴いまして、青少年問題協議会の一部を改正させていただくものでございます。

内容につきましては、所掌事務といたしまして、地方青少年問題協議会法の第 2 条を根拠といたしておったものを条例のほうに規定をするものでございます。

内容につきましては、重要事項の調査、審議、それから関係機関相互の連携調整、それと、意見の具申といったところの部分を条例のほうに規定をしているものでございます。

それから、組織につきましては、こちらは法律の第 3 条を根拠といたしておりましたけれども、こちらのほうも、条例に規定するものでございます。

内容といたしましては、委員の定数を 20 名とすること、それと市長を会長とすること、それと、委員の資格要件を規定の中に設けるといったところでございます。

なお 4 条以降につきましては、これまでの現行の条例を条項立てをいたしまして、第 4 条につきましては、委員の任期、第 5 条につきましては、会長及び副会長、第 6 条につきましては、専門員ということで条項立ての条例改正ということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員長

平成 26 年 3 月 20 日 (木)

1 出席委員氏名

委員 長	国松 敏昭	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	成富 牧男	〃	柴藤 泰輔
〃	久保山 日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

総務部長	野下 政信	教育長	天野 昌明
総務部次長	野田 寿	教育部長	園木 一博
〃	詫間 聡	教育部次長	尼寺 学
〃	辻 易孝	学校教育課長	柴田 昌範
総務課長補佐	古澤 哲也	生涯学習課長	緒方 心一
情報管理課長	江寄 充伸	文化芸術振興課長	白水 隆弘
		スポーツ振興課長	石丸 健一
会計管理者兼出納室長	権藤 博文	議会事務局長	江崎 嗣宜
監査委員事務局長	中山 泰宏		

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 江下 剛

5 審査日程

現地視察

旭小学校なかよし会

消防団第5分団格納庫

ベストアメニティストジアムトイレ工事

議案審査

議案乙第9号 平成26年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第3号 鳥栖市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

[総括、採決]

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 国 松 敏 昭

